

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第2回幕別町議会定例会
(平成15年6月10日 9時59分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
4番 牧野茂敏 5番 前川敏春 6番 助川順一
- 日程第2 会期の決定 6月10日～6月23日（14日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 行政執行方針（町長、教育委員長）
- 日程第4 請願第2号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第5 陳情第3号 「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情

会 議 録

平成15年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年6月10日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 6月10日 9時59分宣告
4. 出席議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 額額太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義

代表監査 吉川 宏 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 沢田治夫

農業委員会会長 上田健治 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司

民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖

教育部長 藤内和三 総務課長 菅 好弘 企画参事 飯田晴義

町民課長 熊谷直則 税務課長 久保雅昭

保健福祉センター所長 佐藤昌親

農林課長 増子一馬 商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫

土地改良課長 土井昌一 施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博

都市計画課長 高橋政雄 糠内出張所長 横山義嗣 会計課長 堂前芳昭

車両センター所長 橋本孝男 経済部参事 古川耕一

学校教育課長 飛田 栄 生涯学習課長 長谷 繁 図書館館長 平野利夫

給食センター所長 加藤光人 監査事務局長 森 広幸

農業委員会事務局長 長屋忠弘

8. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

9. 議会提出議案

請願第2号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情第3号 「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

4番 牧野茂敏 5番 前川敏春 6番 助川順一

議 事 の 経 過

(平成15年6月10日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） ただ今から、平成15年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、4番牧野議員、5番前川敏春議員、6番助川議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から23日までの14日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしとの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から23日までの14日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から例月出納検査の報告が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。
後刻、ご覧いただきたいと思います。

[行政執行方針]

○議長（本保証喜） 日程第3、町長から行政執行方針の申出があります。
これを許します。
岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成15年第2回町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行への所信の一端を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんの深いご理解とご協力をお願いするものであります。

私は、先の選挙におきまして、無投票で当選をさせていただき、再び町政執行の責任を担うことになりました。改めてその責任の重さと使命の重要性を痛感いたしているところであります。選挙の結果は無投票ではありましたが、町民の皆さんが無条件ですべてを私に託していただいたものとは思っておりません。今一度初心に立ち返り、多くの町民の英知と情熱を結集して策定させていただきました「幕別町第4期総合計画」を基本に、議会のご意見や町民の皆さん一人一人の声を大切にしながら、町政の執行に全力を傾注する決意であります。

今、地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展や少子高齢化などにより、行政需要が拡大しつつある一方で、地方交付税の大幅な削減に伴い、未曾有の厳しい財政状況の中に置かれております。このような時こそ、町民の皆さんの個々の絆を保ち、町民と行政の信頼関係を深め、協働のまちづくりを進めることが大切であると考えております。

また、私同様、議員の皆さん方も、多くの町民の信頼と期待を担われ、幕別町の町づくりを託されました。住みよい心地よい元気な町づくり、豊かな郷土建設への願いは同じであると思います。

議員各位の一層のご指導、ご高配を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

次に、平成15年度の地方財政対策と本定例会に提案させていただきました補正予算の概要について申し上げます。

平成15年度の地方財政対策に関しましては、3月開催の定例第1回町議会においてもご説明させていただいておりますので、概要についてのみ申し上げたいと思いますが、平成15年度の国の予算は、「改革断行予算」と位置付けた平成14年度予算の基本路線を継承し、一般会計歳出全体について実質的に平成14年度の水準以下に抑制するとともに、平成14年度「国債発行30兆円以下」の基本精神を受け継ぎ、国債発行額を極力抑制するとされております。

また、平成15年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が、大幅に減少する一方で、公債費の累増等により過去最大規模の財源不足が生じるものと見込まれております。

こうした中で策定された地方財政計画についても、地方財政の規模の抑制に努めることにより、財源不足の圧縮と借入金の抑制を図ることを基本とした内容となっており、地方にとっては、大変厳しい内容となっているところであります。

こうした厳しい地方財政状況を背景に編成をいたしました補正予算の概要について申し上げます。

平成15年度の当初予算につきましては、骨格予算としながらも、昨今の経済動向や雇用状況あるいは工事等の完成時期の関係などを考慮し、継続事業などの事業予算につきましても、できる限り当初に計上させていただきましたことから、今回の一般会計における補正予算は、4億1,895万円で、例年の統一地方選挙の年に比較すると、小さな規模となっておりますが、限られた財源の有効活用に配慮しながら、できるだけ多くの行政需要に応えるべく、意を用いたところであります。

この結果、補正後の一般会計予算の総額は、124億9,189万4,000円となり、前年度の当初予算と比較しまして、1.96%の減となるものであります。

次に、補正予算編成時における一般会計予算の主な財源見通しについて申し上げます。

まず、主要財源であります地方交付税につきましては、前年度予算のマイナス8.8%をもって計上しているところでありますが、例年、地方交付税が確定いたしますのは、普通交付税が7月下旬、特別交付税が3月下旬でありますことから、現状での見通しは不透明なものとなっております。

町税に関しましては、現在、平成15年度の賦課事務を進めているところでありますが、町民税については、農業所得の伸びが予想以上に大きく、大幅な増加が見込めるものと予測しているところであります。

また、固定資産税につきましても、評価替えの影響が予想より少ないこと及び償却資産の増加などにより、当初の見込みほど落ち込まないだろうというふうに見込みでおります。

このようなことから、町税全体では、前年度の当初予算額と比較いたしまして、若干ではありますが上回るものと推測をいたしているところであります。

また、地方債につきましては、今回、1億2,710万円を追加しまして、11億1,840万円となり、これは前年度当初とほぼ同額で、率にいたしまして0.6%の増となりますが、後年次の財政負担にも配慮しながら、できるだけ多くの行政需要に応えるべく意を用いたところであります。

以上予算概要について申し上げましたが、極めて厳しい財政運営を強いられることが予想されますので、3月定例会でも申し上げましたが、職員個々が「かつてない危機的状況」にあることを十分認識し、「最少の経費で最大の効果をあげる」という基本理念のもと、住民福祉の向上を始め魅力あるまちづくりに努めて参りたいと考えております。

次に、特別職の職員で常勤の者及び教育委員会教育長の給与についてであります。現在は、当分の間、給与の3%を減額するという事で定めておりますが、十勝管内他町村の状況や昨今の経済情勢等を鑑み、適正な給与について、特別職給料及び報酬審議会に諮問し、9月の第3回定例町議会までには、ご意見をいただくことで進めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、平成 15 年度の主要施策の推進につきまして、「第 4 期総合計画」に掲げる 6 つの基本目標に沿って申し上げます。

基本目標の第 1 は、「自然と調和した快適で住みよいまち」生活環境の整備についてであります。

初めに、国道・道道など道路交通網の整備について申し上げます。

道路交通網の整備は、経済活動や地域間交流の拡大など、地域振興を始めとする町づくりにとっては、必要不可欠な都市基盤であります。

まず、一般国道 38 号の札内東 11 号先から東 13 号広域農道交点までの拡幅整備につきましては、昨年度に引き続き、用地買収作業等を進めていただくことになっており、今年度中には工事に着手していただけるものとお聞きをいたしているところであります。

また、国道 242 号千代田大橋改築関係につきましては、去る 2 月末に、「千代田大橋改築促進幕別町期成会」を設置し、取り組みを進めていたところでありますが、そうした折、地元帯広開発建設部では、本年度、橋梁本体の耐震性調査など総合的な調査を実施していただくこととなり、これを機に、改築に向けて一層の要請活動を推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、道道整備といたしましては、札内地区の札内南大通街路事業の札内東 7 号から 8 号間未整備区間の工事がこの 6 月に着手されるほか、立体交差事業と札内 9 号南通街路事業に関わる用地買収等が引き続き行われます。また、札内清柳大橋の供用開始により整備が急がれる、みずほ通り以東の環状線ルートにつきましては、これまで動植物等環境調査を実施していただいておりますが、一刻も早くルートの決定ができるよう、道との協議に全力を傾注してまいりたいと考えております。

一方、幕別地区では、今年度から幕別大樹線及び明倫幕別停車場線の立体交差事業の用地買収、物件補償などに着手していただくほか、国道 38 号から 5 叉路を経て立体交差される寿町公園までの街路につきましても、引き続き、現道路敷地内での歩道拡幅と植樹帯等の 2 次改良整備を進める予定とお聞きをいたしております。また、南幕別地区の幕別大樹線及び豊頃糠内芽室線の改良舗装工事につきましても、継続して進めていただけるとお聞きしているところであります。

次に、これら幹線道路とともに住民の皆さんから要望の強い町道の整備につきましては、現在、町道延長 698.4km に対し、改良率 64.7%、舗装率 55.4%と、まだ多くの未整備道路を残している状況にあります。

町道の整備につきましては、道路事業に対する補助採択が厳しさを増す一方で、市街地内道路の 2 次改築の需要が増えつつあることから、財源の確保に苦慮している状況にありますが、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら計画的に進めて参りたいと考えております。

また除雪、草刈を含めた道路の管理につきましては、これまでも十分意を用いてまいりましたが、道路パトロールなどを強化し、なお一層、きめ細かい対応を心がけ、良好な交通環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、河川整備についてであります。

本町には大小合わせて全体で 94 の河川がありますが、そのうち 74 の普通河川が町管理となっております。

普通河川につきましては、過去の洪水による決壊箇所の局部改修がなされているものの、その大半が未改修の状況にあります。

これら未改修河川の整備につきましては、補助制度がなく、多額の費用を要するものでありますことから、緊急度に応じ、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、現在、国においては、十勝川新水路・新川築堤などの改修工事を、北海道においては、猿別川の改修工事を実施していただいているところであります。

同時に水害防止対策といたしまして、国及び北海道には、土砂堆積の著しい河川の床下げを要請してまいります。

次に、公園・緑地について申し上げます。

広域公園として整備されます十勝エコロジーパークにつきましては、河川管理者であります帯広開発

建設部、関係市町、十勝エコロジーパーク財団などとの協議を重ね、基本的な整備方針が定まったところであります。

幕別エリアの整備につきましては、親水空間と広大な河川敷の自然とのふれあいの場を基本とした整備を予定いたしておりますが、整備にあたっては、河川環境整備関連事業、いわゆる国の直轄事業との整合を図りつつ、町民の皆さんの意見・提言をいただきながら、具体的な整備計画を策定してまいりたいと考えているところであります。

次に、土地利用について申し上げます。

まず、札内北栄町と共栄町の一部を区域とする土地区画整理事業についてであります。

本地域は、工場跡地や資材置場など工業系土地利用地と幹線道路沿線は住宅地として利用されているほか、農地としての利用など混在型の土地利用となっておりますことから、この混在型土地利用を解消するため、区画整理事業の手法による住居専用地域としての土地利用について検討を重ねてまいりましたが、本年3月、北海道から区画整理組合としての認可をいただき、4月20日には幕別町札内北栄土地区画整理組合として正式に設立をみたところであります。

本年秋には仮換地指定、来年度からは本格的な工事として一部保留地販売が開始される予定となっておりますが、町といたしましても、町づくりの観点から、一定の協力をしなければならないものと考えているところであります。

次に、帯広圏都市計画区域の変更についてであります。

平成13年度から策定作業を開始しております都市計画マスタープランにつきましては、「第4期幕別町総合計画」を踏まえた都市計画に関する基本的方針となるものでありますが、町民の皆さんと行政の共通の目標とするため、町民アンケートや数回にわたるワークショップにより計画案を策定したところであり、関係機関との協議、都市計画審議会の審議を経て、この秋には知事への通知と公表ができるよう取り組みを進めてまいります。

また平成15年度に予定いたしております帯広圏都市計画の変更、いわゆる市街化区域の変更についてであります。市街化区域の編入につきましては、既存市街地の現状把握のための基礎調査を終え、現在、編入候補地区の選定作業を行っているところであり、今後は、各市町における候補地の確定、帯広圏内の調整を図ったうえ、都市計画審議会や関係機関との最終的な協議を経て、平成16年3月には知事決定となる予定であります。

次に、住宅施策について申し上げます。

まず、公営住宅再生マスタープランに基づく建替事業についてであります。

高齢化や多様化する社会ニーズに対応した公営住宅の建設を推進するため、平成11年度から再生マスタープランに基づく公営住宅の建替事業を進めてまいりましたが、本年度は、旭町地区公営住宅建替事業の一環といたしまして、本町地区において1棟4戸の整備する予定であります。

また、十勝圏道営シルバーハウジングモデル事業についてであります。道内6地域生活圏をモデル供給単位として整備が進められております。道営シルバーハウジングモデル事業につきまして、かねてから、幕別町における実施を北海道にお願いいたしておりましたが、このほど、札内地区において十勝圏のモデル事業を展開することで協議が整い、平成16年度から18年度までの3カ年計画で40戸程度が建設される予定であります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全のため、不可欠な社会基盤でありますことから、水洗化の普及、拡大に努めてきたところであります。

本年度事業といたしましては、汚水整備として札内南大通整備に伴う污水管新設工事のほか、札内あかしや町污水枝線の老朽管更新を継続して整備を進めてまいります。

また、雨水整備につきましては、札内川雨水流末整備として整備を行ってまいりました「さけますふ化場」関連工事の最終年となるほか、昨年に引き続き桜町の幹線整備を始め、泉町7号通、あかしや団地道路1号の幹線新設工事に着手し、浸水対策に取り組んでまいります。

また、個別排水処理事業につきましては、公共施設を含めまして 40 戸の合併浄化槽を整備する予定であります。

なお、個別排水処理事業につきましては、平成 8 年から 15 年度までの 8 カ年を一つの区切りとして整備を行ってまいりましたけれども、昨年度、公共下水道処理区域外の合併浄化槽未設置世帯に対し、事業要望のアンケート調査を実施いたしましたところ、合併浄化槽の設置を予定している世帯が 120 戸程ありましたことから、関係機関と協議を行い、この事業を平成 16 年以降、年間 30 個の設置枠で、5 年間、事業の延長を行うことといたしました。

次に、水道事業について申し上げます。

水道は、町民の皆様方の生活を支える大切なライフラインとして、安全な水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

昨年度から検討を進めてまいりました、幕別町の上水道事業のあり方につきましては、水源となっております猿別川の河川環境、十勝中部広域水道企業団の余裕水量・施設能力、財政負担などを総合的に勘案し、企業団から全量受水することで、企業団構成団体と協議を行ってまいりたいと考えております。

本年度の工事につきましては、札内 7 号団地や相川 16 号等の配水管布設工事、札内南大通整備に伴う配水管布設替工事等を予定しているところであります。札内 7 号団地、共栄町でありますけれども、この整備により、40 戸程の無水地区の解消が図られることとなりますが、引き続き、残された未整備地区の配水管整備、老朽管の更新事業を行ってまいります。

また、簡易水道につきましては、明倫簡水における新水源の確保、糠内簡水との統合や新和浄水場ろ過施設の改修などにより、安定給水を図ってまいります。

次に、環境衛生について申し上げます。

これまでも、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、ごみの減量化、資源化に取り組んでいるところであります。

本年 4 月から容器包装リサイクル法が完全施行されることに伴い、プラスチック類を資源ごみとして分別収集に加えるとともに、資源ごみの収集も 2 週に 1 回から、週 1 回に増やしたところであります。

新たな分別収集により、4 月 1 カ月間に、くりりんセンターに搬入された不燃及び可燃ごみの搬入量は、昨年同時期に比べ約 18% の減となったところであり、今後におきましても、さらなる減量化に向けて、分別方法の周知徹底を図るとともに、生ごみ処理機購入などの助成を実施してまいります。

また、本年 4 月から十勝環境複合組合の一員であります芽室町が、ごみの収集運搬を有料化したことで、十勝管内においては、8 町村が有料化されたこととなります。本町におきましては、減量化、リサイクルを基本としておりますが、今後、有料化に関して、町の考え方を含め複合組合に参加する構成市町村とも協議をしていかなければならないと考えているところであります。

次に、地域省エネルギービジョンの策定について申し上げます。

今日の環境問題は、従来の地域限定型から地球温暖化、酸性雨といった地球規模の問題に発展しております。

平成 10 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、本町におきましても、同法に基づく「エコオフィス幕別プラン」を策定し、庁舎、公共施設、公用車等に係る温室効果ガス、特に二酸化炭素の削減に努めてきたところでありますが、この活動を全町的な取り組みに広げていくため、本年度「地域省エネルギービジョン」を策定いたします。

省エネビジョンは、産業、一般家庭、事業所等の部門ごとに、意識調査をはじめ、エネルギー消費の現状や省エネの可能性などを調査検討し、将来の省エネの方向性や方策を見出すもので、公共部門はもとより、民間事業所や一般家庭における省エネ、経費削減に役立つことを期待するものであります。

次に、基本目標の第 2 は「地域の特性を生かした活力のあるまち」産業の振興についてであります。はじめに、農業振興について申し上げます。

農業を取り巻く情勢は、農畜産物の価格の低迷や農業者の高齢化と後継者不足に加えて、輸入の自由化や産地間競争の激化など、一段と厳しい状況におかれております。

平成 12 年 3 月から開始されております W T O 農業交渉では、モダリティー、保護削減の基準であります。これら一次案改訂版の評価をめぐって、日本や E U 等の多面的機能重視の輸入諸国と米国やケアンズ諸国等が、関税の引き下げをめぐり激しく対立いたしております。

今後の交渉の中では、日本の施策が国際規律のなかで正当に位置付けられるとともに、21 世紀の我が国農業を担う農業者が、将来展望をもって農業に取り組むことができるような交渉結果が得られることを心から願うものであります。

また、国内におきましては、日々の生活を支える「食」をめぐりまして、一昨年 9 月以降、B S E の発生、牛肉等の相次ぐ産地偽装の発覚や無登録農薬の使用問題などにより、消費者の食品に対する関心がより一層高まっております。

こうした中であって本町におきましては、国際競争に耐えうる足腰の強い農業を確立するため、幕別町農業・農村のめざす姿として、環境にやさしく、高収益な農業、ゆとりある農業経営、活力と潤いある農業の実現に向け、各種施策を展開してきたところであります。引き続き、国や道の講じる農業施策との整合を図りながら、土づくりと安全で安心な農畜産物の生産を基本とする、町の単独施策の推進に努めてまいりたいと考えているところであります。

本年度の農業振興施策といたしましては、農業経営や体質強化を目指して実施いたしております各種制度資金やゆとりみらい総合資金の貸付枠の確保、クリーン農業の積極的な推進が図られるよう土づくりのための堆肥購入等に対する助成につきましても、引き続き実施いたしてまいります。

また、農業の持つ多面的機能を生かして、都市と農村の交流を図りながら地域の活性化や農業経営の安定化に資するグリーン・ツーリズムの促進、とりわけ市街化調整区域内におけるグリーン・ツーリズム施設につきましては、昨年の北海道開発審査会付議基準の改正により、いわゆる農村休暇法に基づく「市町村計画」に位置付けることにより一定の整備が可能となりましたことから、本年度、この市町村計画の策定に取り組んでまいります。

次に、畜産振興についてであります。

畜産農家の経営安定と労働時間の短縮、ゆとりある経営を支援するため、家畜飼育環境の保全や伝染病の予防に対する助成のほか、平成 13 年度から取り組んでおります畜産基盤再編総合整備事業を引き続き進めてまいります。

また、家畜ふん尿処理施設の整備に関する法律に定める管理基準の適用期限が残すところ一年余りとなりましたことから、整備促進に努めてまいりたいと考えております。

町営育成牧場につきましては、畜産農家の基盤強化と経営安定を図るため、公共牧場として預託事業を中心とした業務を進めてまいります。

次に、林業振興についてであります。

森林は、国土保全、水資源の涵養、保健文化教育的利用の場の提供など公益的機能の発揮に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保存等、多面的機能の持続的発揮が期待され、健全な森林の維持管理が強く期待されております。

しかしながら、近年は外材との競合や良質材資源の減少など林業の収益性が著しく低下し、林業就労者の高齢化や減少など、林業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。町といたしましては、昨年発生をいたしました台風 21 号による被害林の復旧を始め、森林の重視すべき機能に応じた、効率的・効果的な森林整備が図られるよう努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

地域の総合経済団体として、また指導団体として商工会に対する期待は極めて大きく、大型店の進出や郊外型店舗の対応などその役割はますます重要なものとなっており、より一層の活動が強く望まれるところであります。町といたしましては、回復の兆しが見えない景気動向に加え、金融環境の変動等不安定な経済情勢の中で地域商工業の健全な発展を図るため、商工会に対し経営改善普及事業費や運営費など所要の助成策を講じ、引き続き商工業の振興に資してまいりたいと考えております。

また、中小企業の振興につきましては金融の円滑化が最重要課題でありますことから、これまでの施

策に加えて、本年7月から設備資金の融資枠を1,000万から2,000万円に引き上げ、資金需要に応じてまいりますとともに、無担保・無保証人保証も一定の要件のもとで実施し、中小企業の発展に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

観光協会との連携を図りつつ、自然景観や農村風景、パークゴルフ、サケが遡上する猿別川などあらゆる観光資源・地域資源を生かし、地域経済に結びつく観光の振興に取り組んでまいります。

また、広域的な連携による宣伝活動や、関係団体との連携協力による観光客誘致活動の展開をはじめ、「夏フェスタ」「産業まつり」など地域密着型のイベントの充実により、観光客の町内への誘導や交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、労働対策について申し上げます。

完全失業率の高止まりや有効求人倍率の低下が依然として続くなど、雇用環境も極めて深刻な状況にあるものと認識いたしております。今後、不良債権処理や公共工事の縮減などに伴い、雇用へのさらなる影響が懸念されており、中でも新卒者の就職は近年にない厳しさを増しているものと受け止めております。

こうした状況に対処するため、町の緊急雇用策といたしまして、新卒者で就職を希望しながら未内定の方を、この4月から3名を臨時的任用職員として採用し、事務の補助等の仕事を通して社会人としての基礎的な素養を身に付けていただくとともに、週の内1日を求職活動や自己研修に充てることにより、民間企業等への就職を促進してまいります。

次に、消費者対策について申し上げます。

近年増加する商品やサービスなど消費生活をめぐるトラブルを未然に防止し、消費者と事業者との契約上のトラブルを解決するため、昨年から専任の消費生活相談員を配置し、消費者行政の充実に努めてきているところであります。

しかしながら、消費生活をめぐるトラブルは依然、後を絶たない状況にありますことから、町といたしましても、消費者個々の相談業務の強化に努めるとともに、消費者協会との連携を図り、消費生活の情報提供や正しい知識の普及・啓蒙等について推進してまいります。

次に、企業誘致について申し上げます。

景気が長期にわたり低迷する中、町内経済の活性化や雇用の拡大を図るため、テクノポート・リバーサイド幕別の用地造成を行い企業誘致に努めてまいりましたが、札内清柳大橋の開通による交通アクセスの向上に伴い、町外から食品製造業など4企業の進出がみられたところであります。

経済のグローバル化や金融環境変化の著しい中であって、現在も数社から引き合いがあり成約に向けて交渉中のところではありますが、企業立地の実現は依然として厳しい状況にあります。

このため、企業訪問やあらゆる情報手段を活用して、成約に結びつくよう、土地開発公社と協同して引き続き企業誘致に取り組んでまいります。同時に、経済情勢が早期に回復するよう強く願うものであります。

次に、基本目標の第3は「安らぎと生きがいのあるまち」生活、福祉、保健活動の推進についてであります。

高齢者福祉事業について申し上げます。

お年寄りが安心して自立した生活が送れるよう様々な高齢者福祉事業を展開いたしているところでありますが、高齢者の生活支援の一つとして実施いたしております「外出支援サービス事業」の拡充を図って参りたいと思っております。

外出支援サービスは、「65歳以上で、身体が虚弱なため歩行が困難な方など」を対象に、リフト付きワゴン車と通常のワゴン車の2台を運行し、通院など日常生活上の外出手段の確保とその利便性を図り、行動範囲の拡大を目的に実施いたしているところであります。年々利用実績が増加している状況にあります。

このたびのサービスの拡充については、現状、1カ月の利用回数を2回までとしているところ、希望

があればさらに2カ月につき1回の利用回数の増加を図るものであります。

これにより、年間24回利用されてきた方は、30回までの利用が可能となるもので、通院のほか、イベントなどの参加や買い物などにも利用しやすくなり、高齢者にとりまして、これまで以上に社会参加が可能になるものと思っております。

また、従来の利用対象者に加え、新たに重度の下肢、体幹及び視覚に障害を有する方にも枠を広げてサービスを提供しようとするものであります。

なお、実施時期は、周知期間等の関係から7月1日を予定いたしているところであります。

この施策につきましては、後ほど申し上げます、交通弱者対策として、コミュニティバスに替わる施策としての意味合いを併せ持つものと考えております。

次に、子育て支援としての児童福祉について申し上げます。

近年急速に少子化が進行している中、核家族化や女性の社会進出の増加により、母子を取りまく環境は大きく変化しており、少子化は子育てにも影響を与えております。

町といたしましても、安心して子どもを生み育てることが出来るよう、子育て支援のためのエンゼルプランを策定したところであります。

子育て支援センターにおいては、新規事業を展開する中で、通われる方の意見を十分取り入れながら内容の充実を図ってまいります。

また、幕別地区の常設保育所は、中央保育所とみどり保育所の2カ所を設置いたしておりますが、近年入所児童数の減少が著しく、今後も漸減傾向が見込まれる状況にありますことから、同地区においての統合につきまして、父母の皆さんともご相談をさせていただきながら、一定の方向を見いだしてまいりたいと考えております。

次に、乳幼児医療費助成制度であります。本町では、北海道の補助事業に上乗せする形で初診時一部負担金の助成など町単独で内容の充実に努めてまいりました。

この制度のあり方につきましては、多くの方々の意見をお聞かせいただきながら、調査・検討を重ねてきたところでありますが、子育て環境を支援する観点から、本年10月から、現在3歳未満の乳幼児に対して実施しております通院費助成を6歳未満児まで拡大し、自己負担の1/2を助成することとした内容の条例改正案を、本定例会にご提案させていただいているところであります。

次に、保険予防について申し上げます。

住民の健康を守るため、これまで、集団健診や個別健診などの各種健診に取り組んでまいりました。このうち、個別健診であります「人間ドック」につきましては、J A北海道厚生連帯広厚生病院の一医療機関のみで実施してきていたところですが、医療機関の健診体制の整備が進んできたことと住民の利便性を考慮し、新たに北海道社会事業協会帯広病院、いわゆる帯広協会病院、それと北海道医療団帯広第一病院の二医療機関を加えることといたしました。

「人間ドック」は希望する町民の都合に合わせて健診できるものであり、この体制が整うことにより、従来にも増して受診しやすくなるものというふうに思っております。

今後も、さまざまな角度から、住民の健康の保持と増進に取り組んで参りたいと思います。

次に、交通安全対策の推進についてであります。

痛ましい交通事故は、関係者の努力にもかかわらず、一向に減少する傾向をみせず、運転者の資質やマナーの向上が求められております。

交通事故撲滅を目指して、町民一人ひとりの交通安全意識を高めることが肝要でありますので、交通安全教育や広報活動を実施するとともに、交通安全協会や関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみで交通マナーを高める運動を進めてまいります。特に高齢者や若年者を対象とした安全教室の開催などを重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、歩道など交通安全施設の整備や危険個所の解消にも努めてまいります。

次に、基本目標の第4は「心豊かな人と文化を育むまち」教育、文化・スポーツの振興についてであります。

少子化や核家族化の進行、生活形態の変化などにより、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しつつあります。

幕別町の将来を担う子どもたちが、豊かな感受性を育み、健やかに、逞しく成長していくことができるよう、学校、家庭、地域が連携・協力して、より良い教育環境を整えていくことが求められております。

また、価値観の多様化や自由時間の増大などに伴い、生涯学習に対するニーズが年々高まりつつあり、様々な分野における学習機会や自己実現をとおして、町民一人一人がゆとりと生きがいをもって暮らせる生涯学習社会の形成が求められております。

教育委員会との緊密な連携のもと、本町の様々な教育機能の充実と活性化を推進してまいります。

教育関係の具体的な施策の推進につきましては、後ほど教育委員会から申し上げます。

次に、基本目標の第5は「人と人がふれあうまち」コミュニティ、交流活動についてであります。

価値観やライフスタイルが多様化する中で、住民の相互理解と温かい連帯感に支えられた活発な地域活動が展開されることは、まちづくりの原点でもあらうと思っております。

また、少子高齢社会における相互扶助をはじめ、防災、防犯、青少年の健全育成、身近な生活環境の改善などの問題解決に向けて、地域社会の担う役割は、ますます重要になっております。

このため、地域の連帯感を育み、豊かなコミュニティ活動の拠点となる施設の整備充実を図ってまいります。

次に、交流活動についてであります。引き続き、友好町の宮崎県東郷町やパークゴルフ・ネットワーク会議構成町などと、産業分野における交流をはじめ、幅広い交流が展開できるよう取り組んでまいります。

次に、パークゴルフ発祥 20 周年事業について申し上げます。

パークゴルフが本町で誕生して今年で 20 周年を迎えます。今では、日本国内はもとより、海外 12 ヶ国にコースが造られ、その普及の広がりとともに幕別町の知名度も高まり、まちづくりの上でも様々な効果をもたらしております。

去る 3 月に、実行委員会が組織され、パークゴルフの原点である「人に優しく、自然に優しく」をテーマに、フォーラムや三世代交流会などの記念事業が計画されているというふうにお聞きしていたところであります。これを機に、なお一層、パークゴルフの振興が図られ、世代間、地域間の交流の輪が広がることを願うものであります。

次にコミュニティバスについて申し上げます。

昨年 10 月 1 日から今年 1 月までの 4 カ月間、コミュニティバスの実証実験運行を実施してきたところでありますが、1 便当たりの利用者数は 4.1 人、利用者の内訳につきましては、お年寄りが 63.7% と一番多く、次いで一般 26.9%、小児 8.2%、乳幼児 1.2% の順でありました。

実験結果を基に、議会総務文教常任委員会の調査報告とルート検討委員会の皆さんのご意見を踏まえ、コミュニティバスのあり方について検討した結果、いかに少数とはいえ利用される方がいる以上、バス運行の必要性は認められるものの、運行に係る経費の負担が大きく、費用対効果の面から、当分の間は、運行を見合わせることにいたしました。

しかしながら、お年寄りの利用が多数を占めたことを重く受けとめまして、コミュニティバスの運行に替え、外出支援サービス事業の拡充、スクールバスの無料混乗、路線バスのルート見直しなどの措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、基本目標の最後であります。「町民とともに歩むまち」行政運営についてであります。

私は、平成 11 年に町長に就任させていただいて以来、町民の皆さんとの「協働」の理念のもと、まちづくりに取り組んでまいりました。

冒頭、申し上げましたように、地方自治体を取り巻く環境が厳しい今こそ、町民の皆さんと情報を共有し、知恵を出し合い、手を携えて、明日の幕別町を創ってまいりたいと考えております。

まちづくり活動を支援する制度の創設につきまして、先進事例などを参考に検討してまいりたいと思

っております。

次に、市町村合併について申し上げます。

市町村合併の方向性に大きな影響力をもつ地方制度調査会の中間報告が、4月30日に公表されました。昨年11月に西尾私案が出され、全国町村会をはじめ、地方の反発を受けたこともあり、基礎自治体の人口規模には触れず、「多様な自治」に踏み込んだ内容となっております。

しかしながら、ひとつには平成17年3月に合併特例法の期限が切れた後、新法を制定し引き続き合併を進める。二つ目には、合併後の自治体に一定の自治を確保するため、旧市町村単位で「地域自治組織」を設ける。三つ目には、都道府県知事に強い勧告権を与え合併を推進する。四つ目には、合併特例法の期限切れ後は、財政支援は行わないなどといった厳しい内容となっているところであります。

また、統一地方選挙後初の「十勝町村のあり方検討会議」が5月14日に開催されました。会議では、各ブロックの取り組み状況等について意見交換が行われましたが、各ブロックとも新たな段階への移行には、なお時間が必要との認識が示されるとともに、1月の中間取りまとめに基づき、各町村の自主的な判断で合併協議会の設置に引き続き努力する方向を改めて確認をいたしたところであります。

さらに5月28日には、北海道町村会の総会が開かれ、市町村合併について、一つには合併は関係市町村の自主的判断で行われるべきもの、二つ目には現行合併特例法期限到来後の新法制定には法律上、人口規模を明示しないことなどを盛り込んだ特別決議を全会一致で採択し、国に強く求めていくことといたしました。私も、北海道町村会の一員として、行動を共にしてまいりたいというふうに考えております。

私は、これまでも、我が町が合併に向けて進めるとしたならば、合併特例法の期限内に合併をすることが望ましく、スケジュールを逆算しますと今月を目処に、枠組みの確認と任意協議会の設置が必要との認識を示してきたところであります。先に設置されました町議会市町村合併調査特別委員会の審議の方向性と、去る2月に設置されました町民検討会議が今月中旬には中間取りまとめを行うとのことですので、町議会の皆さん、町民の声を踏まえ、幕別町の進むべき方向性を定めてまいりたいと考えているところであります。

以上、第2回定例町議会の開会にあたりまして、町政執行に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

私は、今一度、初心に立ち返り、自分に課せられました責任と使命の重さを充分にかみしめ、自ら先頭に立って、職員とともに、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりに向けて、最大の努力を重ねる決意であります。

議員の皆さん、そして町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、執行方針を結ばさせていただきます。

○議長（本保証喜） この際、11時5分まで休憩をいたします。

(10:51 休憩)

(11:04 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に教育長から教育行政執行方針の申出があります。これを許します。

辺見教育委員長。

○教育委員長（辺見政孝） 平成15年第2回幕別町議会定例会の開会に当たり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

教育は未来に向かってたくましく生きる青少年の健やかな育成と、創造的で活力ある心豊かな地域づくりにとって極めて重要な役割を担っています。

特に新しい時代に対応した学校教育の改革と家庭、地域で子どもを育てる教育環境の再構築が早急に取り組まなければならない重要課題であります。

また、町民一人ひとりが「より豊かに、より幸せに」生きるため、「心身ともに健康で、生きがい求め、連帯ある地域づくり」を目指して、学習や文化、スポーツや社会参加の活動に取り組むなど、自

らが主体的に取り組む生涯学習の推進に努めなければなりません。

このため、これからの21世紀をしっかりと見据え、「教育に贅沢なし」を指標とし、市民が「いつでも、どこでも、誰もが」自己の充実を図ることができるよう、教育や文化、スポーツ施設の整備拡充と活用の促進を図るなど教育環境づくりを進めます。

また、市民憲章を基盤とし、家庭、学校、社会教育の機能の充実と連携を密にし、市民の限りない反映と幸せを求め、文化の香り高い幕別町を築くため、総合行政の中で生涯学習の推進に努め、質の高い「教育のまちづくり」に努めていきます。

いま、全国的に教育の新しい風が吹いています。

このため「教育の風は幕別から」を合言葉に、地域の期待に応える教育行政の執行を目指して、誠心誠意、努力してまいります。

以下、主要施策の推進について申し上げます。

始めに幼稚園教育の推進についてであります。幼児期にふさわしい生活の展開など、その基本に基づき、豊かな環境を生かした多様な遊びや体験を通して「生きる力」の基礎を育成することが重要であります。

このため、異年齢児との組み合わせによる「混合縦割り保育」など柔軟な指導方法を工夫し、親と子の願いに応えたきめ細かな指導を行うとともに、満3歳児保育や預かり保育、施設開放による子育て支援事業としての教育相談や障害児保育体制などの充実を図るとともに、私立幼稚園とも連携し、時代に合った幼稚園教育の充実に向けて努めていきます。

また、本年度は「幼稚園協議員制度」を試行的に行い、地域に開かれた幼稚園、保護者や地域に信頼される幼稚園づくりを推進します。

なお、本年度の幼稚園入園児は、公立のわかば幼稚園で前年比3人増の55人、私立の幕別幼稚園は前年比19人増の250人です。

次に学校教育の推進について申し上げます。

学校教育につきましては、教育改革の大きな流れの中、昨年度完全学校週5日制の導入が図られ、導入2年目になる本年度は、体験学習の充実やきめ細やかな指導による「読み、書き、計算」といった基礎基本の修得、繰り返し学習や心の教育による豊かな人間性を育む教育活動の充実に向けて努めていきます。

また、完全学校週5日制の対応につきましては、昨年度から土曜、日曜日は家庭、地域での教育日となったこともあり、「知識は本の中に、智慧は家庭・地域の中に」と言われるように、この総合化のため、これまでも増して家庭、学校、地域との連携を図り、児童生徒への学習機会の拡充、関連施設の開放とともに、学校においては特別教室をはじめとする学校施設の地域開放事業を積極的に推進するほか、情報の提供など地域とのかかわりを重視した交流活動や、地域の多彩な人材を活用した教育活動を推進するため、新たに「開かれた学校づくり推進モデル事業」を小中4校で実施するとともに、昨年に引き続き「ジュニア・サタディスクール事業」の工夫改善、拡充に努めていきます。

さらに、モデル事業として昨年10月から試行している「学校協議員制度」の活用に加え、外部評価も視野に入れた学校評価制度構築に向けた取り組みを図るなど、外部の多様な意見を学校運営に生かす取り組みを行います。

なお、子どもたちに教育施策の決定の仕組みを伝えるとともに、体験による社会参加意識の高揚と教育を取り巻く環境や問題などについて、出された意見を行政に少しでも反映させることを目的に、中学生による「ジュニア教育委員会」を本年度新たな試みとして開催いたします。

学級編成では、児童生徒の減少に伴い学校の小規模化が顕著な傾向にありますが、小学校の児童数は前年度比で9人増の1,627人、学級数では1学級増の65学級、特殊学級は1学級減の11学級です。

また、中学校の生徒数は前年度比49人減の828人、学級数は2学級減の27学級、特殊学級は1学級増の8学級です。

次に、健康安全につきましては、児童生徒に生命や人権の大切さ、他人を思いやる心など、豊かな心を育てる道徳教育の充実と性教育や薬物乱用防止、スポーツに親しむ習慣を育てるとともに、不登校、

いじめなどの問題については早期発見、早期解決を基本に、児童生徒理解に立ち全校体制の確立に努め、併せて児童生徒の不安や悩みを受け止めて相談に当たるスクールカウンセラーや心の教育相談員の継続配置など、相談活動をより積極的に推進いたします。

具体的には、不登校児童生徒カウンセリング事業として「まっく心の教室」を開設いたします。

また、「子ども 110 番の家」などと連携を図り、町民ぐるみで子どもたちの安全を守るとともに、交通安全教育の徹底と、地震や火災などの危機管理の徹底に努めます。

このため本年度は、国の事業として「地域ぐるみの学校安全推進モデル事業」を実施し、児童生徒の安全と危機管理意識の高揚に努めていきます。

次に、特色ある教育の推進につきましては、各学校が地域の多様な教育資源を生かすとともに、創意に満ちた教育課程の編成と展開を図ることができるよう支援していきます。

このため平成 12 年度から実施している「特色ある教育活動支援事業」を本年度も行い、体験学習活動等を推進するとともに、「学校教育推進アドバイザー」を配置し、教育改革期における学校経営の諸課題について指導助言と研修を深めていきます。

なお、保護者や児童が学校を選べることができる「札内北小学校・通学区域弾力化事業」により札内中学校を選択した児童は平成 13 年度が 4 人、14 年度が 1 人、本年度は 38 人となるなど、いよいよ学校が選ばれる時代に入り、各学校が教職員の創意工夫により特色ある教育活動を展開し、子どもたちが生き生きと活動できる魅力ある学校、特色ある学校づくりに努めていく必要性を感じています。

このため、本年度は新たに途別小学校の通学区域を弾力的に運用し、自然や文化と触れ合う中で豊かな教育を推進する「小規模特認校制度」について、学校、家庭、地域との連携のもと 16 年度導入に向けて研究していきます。

また、選択履修幅の拡大や複数教員によるきめ細かな教育活動を展開できるよう、学校の実態に即した国の少人数加配制度を活用するとともに、平成 13 年度より町単独事業として実施している「ゆとりいきいきパートナー事業」を、本年度も新 1 年生を対象に 30 人を超える学級、あるいは ADHD、LD 障害児童のいる学級に教育活動指導助手を配置し、教員の負担軽減と児童の個に応じたきめ細かな指導を行います。

本年度は白人小学校、札内南小学校、札内北小学校の 3 校に各 1 人の教員を配置しています。

次に、情報教育と国際理解教育につきましては、すべての小中学校にコンピュータの配置を終え、総合的な学習の時間などでの積極的な活用及びインターネットなどを活用した学習を進め、児童生徒の情報教育を一層推進していきます。

本年度は、札内中学校に 20 台のコンピュータを導入することで、中学校における 1 人 1 台の整備計画は完了いたします。

また、国際理解教育では国際交流員による英語指導を積極的に推進するとともに、学校における総合的な学習の時間でも国際理解学習への支援、あるいは中学生海外派遣事業の継続実施、さらには本事業により縁が深まった研修派遣先である、オーストラリア州・キャンベラ市立カンパハイスchoolの生徒と先生を本年 10 月受け入れ、交流体験を通して人間性の醸成に努めるよう計画を進めています。

なお、受け入れに当たっては幕別町国際交流協会との連携のもと、「国際交流ホストファミリー事業」を新たに行い、町民の方々の理解と協力を求めて行きます。

次に、特殊教育につきましては、年々特殊教育の対象になる児童生徒が増えるとともに、障害の程度も複雑化しており、多種多様な対応が求められています。

このため、発達段階や障害の程度に応じて適切に対応する指導体制やきめ細かな指導の確立と施設の整備を図ることが必要であります。

本年度は白人小学校の 2 階に障害者トイレを新たに設置、さらに階段昇降機の活用により障害児教育の充実を図ります。

また、通常の学級に多く在籍する ADHD、注意欠陥多動性障害や、LD、学習障害、高機能自閉症などにより学習や生活による特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、教職員の理解促進を含め、

学校全体が組織として一体的に取り組む支援体制を確立するとともに、本年4月に親と教員、短大生などのボランティアで組織、設立された「親の会」、愛称・おかゆの会は、教育の充実や効果的な展開を図るうえで、重要な役割を果たしうるものと考えられることから、こうした親の会との連携・協力を図りながら取り組みを行います。

次に、教職員の資質の向上について申し上げます。

学校教育の成否は教職員の資質に大きく左右され、子どもの人格形成のためにも教職員の資質の向上は教育上の最重要課題であります。

とりわけ、新しい教育動向の中で変化に対応する柔軟な発想や教科指導などの専門的知識、そして精神的、道徳的にも豊かな人間性に基づく実践的指導力の向上が強く求められていることから、本町の教職員はこれまでも自主研修を中心に研修活動を積極的に行われていますが、引き続き長期休業中の研修を含め、各種研修活動への積極参加を促進してまいります。

次に、学校給食についてであります。給食の実施に当たりましては、食中毒に対する衛生管理の徹底に細心の注意を図るとともに、内容の充実した給食を提供するため、栄養士の計画的な学校訪問による食の指導、児童生徒への嗜好等の調査、家庭への学校給食だよりなどの発行のほか、食材に地域性のある地場産品を使用するなど、安全で喜ばれる学校給食の提供に努めていきます。

次に、教育環境の整備につきましては、これまでもよりよい学習環境を目指して逐次進めていますが、本年度は札内中学校の屋根塗装工事や前年度に引き続き黒板の張替え工事、トイレの洋式化工事などを計画的に進めるとともに、学校図書備品費の増額により読書活動を推進するほか、生徒の成長に併せて調整できる可動式机・椅子を札内中学校に導入、さらには校舎の営繕を進めていきます。

また、住宅環境の整備として糠内小学校、駒畠小学校下の教員住宅8戸の水洗化を行うほか、営繕にも意を用います。

次に、社会教育の推進についてであります。

本年度は「第2次幕別町生涯学習中期計画」の最終年度に当たることから、計画内容を総括する中で、町民が豊かで充実した人生を送れるよう、生涯の各期において自由に学ぶことのできる学習の機会や情報の提供に配慮した「第3次幕別町生涯学習中期計画」の策定に取り組みます。

また、学校における学習活動や町民の生涯学習の場において活躍を願う意味から、引き続き町民の方々の協力を得て、人材バンクである「生涯学習リーダーバンク事業」に取り組むとともに、人生学博士の活用を含めた「生涯学習講師派遣事業」の推進、充実に努めていきます。

なお、本年度新たにパークゴルフ・ネットワーク会議構成町である神奈川県開成町に町内の中学生6名を派遣し、体験交流を深める「中学生国内研修派遣事業」を実施するとともに、高校生が1年間海外交換留学をする際に補助する「高校生海外留学補助制度」を設け、国際化社会に対応できる人材づくりを目指していきます。

次に、青少年の健全育成についてであります。少年期は感受性の高い時期でもあり、子どもたちの悩みや不安、保護者の教育相談に対応するために設置した、専用の「なやみ相談ダイヤル」の利用促進に努めていきます。

また、青少年・女性教育については子ども会活動による異世代交流事業をはじめ、青少年サークル、青年、女性団体の育成に努めるとともに、今日的課題や地域課題を的確に把握し、町民ニーズに基づいた学習機会の提供をはじめ、成人や女性のみならず各領域に応じた各関係機関、団体、職場との連携を図り、幅広い学習機会の充実、さらには公民館事業やふるさと館スタッフ組織の協力のもと、自然を生かした体験学習事業やボランティア活動の推進に努めていきます。

次に、子どもたちをよりたくましく心豊かに育て、かつ、完全学校週5日制に対応するための事業として実施しているジュニア・サタディスクールの見直しと拡充、ふるさと館ジュニアスタッフ事業への支援を図るとともに、学童保育所についてはこれまでの第1、第3、第5の隔週土曜日開所から、第2、第4土曜日も含めたすべての土曜日で開所することといたしました。

あわせて、保育時間の延長については現在調査・検討中ですが、体制が整い次第、早い時期に1時間

の延長保育実現に向けて努力していきます。

また、本年度から2年間、国のモデル事業としての指定を受け、地域の教育力の活性化及びボランティア活動・体験活動の充実を総合的に推進するとともに、推進体制の計画的な整備充実や地域の実情に即した子どもたちの多様な活動を推進するため、「地域教育力・体験活動推進協議会」並びに「体験活動ボランティア活動支援センター」を設置します。

なお、家庭教育につきましては、子どものしつけや情操教育は家庭における教育が基本であるとの原則のもと、親子を対象とした講座の開設、家庭教育セミナーを開催するとともに、新たにゼロ歳児を対象とした「ふれあい子育て読書推進運動」、いわゆるブックスタート事業による学習会や講演会を行い、親子の読書推進と情操教育の高揚に努めていきます。

次に、文化・芸術の振興についてであります。心豊かな生活を実現し、うるおいのある人生を過ごすために「文化・芸術」の果たす役割は極めて大きなものがあります。

こうしたことから、地域の特性を生かした文化の創造に努めるとともに、文化協会や町民芸術劇場、まっく・ざ・まっく研究所との連携のもと、町民の自主的な創作発表や芸術鑑賞機会の提供など、文化活動を支援していきます。

また、公民館事業につきましては、生涯学習の中核的機関として教育、文化にかかわる事業活動を一層すすめながら、各世代にわたる学習事業展開と町民の自主的、自発的な学習要求に応えることのできる公民館を目指すとともに、百年記念ホールをはじめ、町民会館や札内福祉センター、地区公民館活動の充実を努め、さらには情報化社会に向けた事業として初心者、初級者を対象としたIT講座を実施し、広く町民に情報通信の基礎技能取得の機会を設けていきます。

その一方で、生涯学習情報の充実を努めるとともに、著名人による文化講演会や各種教養、生涯学習講座など町民が自ら主体的に学ぶことのできる機会の拡充に努めていきます。

本年度は新たな事業として、財団法人北海道青少年育成協会とタイアップして、10月の第3日曜日「道民家庭の日」に親子ふれあい事業を百年記念ホールで開催し、親子による体験の場や各種学習情報等を提供するよう現在協議中です。

次に図書館について申し上げます。

図書館は、生涯学習社会における個人の学習を支援するという機能を持ち合わせており、高度化する情報社会と相まって集積する情報の質・量ともに充実することが常に求められています。

このため、町立図書館を含めた学校図書館のネットワークを活用した蔵書の共同利用により、読書活動や読書指導の充実を図るとともに、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造性を豊かにして、人生をより深く生きる力を身につけるため、環境整備に努めていきます。

なお、国においては「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定に伴い、「子ども読書活動推進計画」を策定し、道においても「子ども読書活動推進計画」が策定される予定であります。

本町においても、道の計画が策定された時点で読書活動を推進するため、家庭、学校、地域社会全体で整備すべき指針として「読書のまち構想」の計画策定に着手します。

次に、社会体育の推進ですが、町民一人ひとりが生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送るためには、日常生活の中でスポーツ活動を積極的に取り入れることが大切です。

このため、誰でも気軽に参加できるレクリエーションスポーツや本町で誕生し20年を迎えるパークゴルフの普及を図るとともに、トレーニング器具の拡充とトレーニング指導員をこれまでの3名から1名増の4名体制とし、指導、相談体制の充実を努めていきます。

以上、教育行政の各分野について主要な方針を申し上げましたが、本年度も学校、家庭、地域社会と一体となって、本町の教育目標である「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人づくり」の具現化に向けて、各領域、分野ごとに課題と方策を明らかにし、特色ある教育活動を展開してまいりますので、議員の皆さん、町民の皆さんの一層のご理解とご協力を申し上げ、教育行政の執行方針を結びます。

○議長（本保証喜） これで行政執行方針は、終わりました。

[陳情の付託]

○議長（本保証喜） 日程第4、陳情第2号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求める陳情及び、日程第5、陳情第3号、教育基本法の堅持を求める意見書の提出を求める陳情の2議件は総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により明11日から、6月17日までの7日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、6月11日から、6月17日までの7日間は休憩することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月18日、午前10時からであります。

（11:33 散会）

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第2回幕別町議会定例会
(平成15年6月18日 9時58分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

7番 堀川貴庸 8番 乾 邦広 9番 小田良一

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

18番 伊東昭雄	16番 中野敏勝	15番 芳滝 仁	17番 永井繁樹
13番 古川 稔	3番 野原恵子	8番 乾 邦広	12番 佐々木芳男
6番 助川順一	1番 豊島善江	2番 中橋友子	

会 議 録

平成15年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年 6 月18日
2. 招集の場所 幕別町役場 5 階議事堂
3. 開会・開議 6 月18日 9 時58分宣告
4. 応 集 議 員 全議員
5. 出 席 議 員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 額額太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |
6. 早退議員 11 杉山晴夫

7. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏	教育委員長 辺見政孝	教 育 長 沢田治夫
総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司	民生部長 石原尉敬
経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖	教育部長 藤内和三
総務課長 菅 好弘	企画参事 飯田晴義	町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭	農林課長 増子一馬	

保健福祉センター所長 佐藤昌親

商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫	土地改良課長 土井昌一
施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博	都市計画課長 高橋政雄
糠内出張所長 横山義嗣	会計課長 堂前芳昭	
車両センター所長 橋本孝男	経済部参事 古川耕一	学校教育課長 飛田 栄
生涯学習課長 長谷 繁	給食センター所長 加藤光人	監査事務局長 森 広幸

8. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

9. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

7 番 堀川貴庸 8 番 乾 邦広 9 番 小田良一

議事の経過

(平成15年6月18日 9:58 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番堀川議員、8番乾議員、9番小田議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。

6月11日、第54回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。

その議案の抜粋をお手元に配付してあります。

後刻ご覧いただきたいと思います。

次に、第54回北海道町村議会議長会定期総会の席上において、全道町村議会議長会表彰規程に基づき、本町議会広報誌が特選に表彰されましたので、ここに報告いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、伊東昭雄議員の発言を許します。

伊東昭雄議員。

[18番 伊 東 昭 雄]

○18番（伊東昭雄） 通告順に基づきまして、質問いたします。

老人医療費助成制度について。

市町村に対して助成をしている老人医療費助成制度についてお伺いいたします。

本町において、道の老人医療費助成を受けて、65歳から69歳までを対象に医療費の助成を行っているところですが、次の点についてお伺いいたします。

一つ、この制度はいつから制度化されたのか。そして町はいつの時点で運用してきたのか。

補助の割合と対象者の負担はどのような割合なのか。

この制度を町民に対して、どのような方法で周知しているのか。

町として、この助成制度を今後も運用していくのか。

この医療費に助成制度については、町の広報お知らせに掲載しているとのことですが、残念ながら、この制度を全く知らないでいる人がたくさんいるのが実情であります。

したがって、この制度について広く町民に周知するように手立てを講じていただき、対象になる人の医療費の軽減になるようにしていただきたいと思います。

次に、老人福祉センター入浴施設の改善について。

老人福祉センターの入浴施設は町内65歳以上の方が多く利用しており、健康増進、健康管理に有効で

あり、かつコミュニケーションの場として大変喜ばれております。年々利用人数も増え、現在では1日平均100人から120人が入浴に来られると聞いております。

また、今年から午後6時までの2時間延長や土曜日の利用も可能となり大変好評であります。

しかし、利用者の中には脱衣所の改善や施設に対する改善を望んでいる声を多く聞きます。したがって、次の点については是非改善を要望いたしますので善処いただきたい。

一つ、脱衣所の部屋を広く使用できるように、ドアを引き戸に取り替えていただきたい。

脱衣した衣服を入れる箱を壁側に移動し、移動した後に椅子を設置する。

西日で浴室の温度が異常に上がりめまいを起こす人がいるので、窓にブラインドを設置してほしい。

男湯と女湯双方の浴場を見えないように壁を高くする。天井から15センチメートルくらい。

男湯の換気扇を設置する。

以上、入浴をより快適にできるように施設の改善を強く要望いたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 伊東議員のご質問にお答えいたします。

最初に、老人医療費助成制度がいつから制度化されたかについてであります。昭和40年代に入りまして東京都などで実施され始めました、いわゆる老人医療費支給制度が、全国的な広がりを見せました。幕別町におきましても、昭和46年9月に幕別町老人医療費助成条例を制定し、同年10月から制度を開始したところであります。助成内容は、一定の要件のもと、70歳以上の高齢者に対しまして医療費を助成するものであります。

その後、昭和48年に老人福祉法が改正され、国の制度として老人医療費の無料化が図られたところであります。昭和57年8月には老人保健法が公布され、翌58年2月から、現在の老人保健制度が実施されることとなり、高齢者の自己負担が導入されたところであります。

これら、国の制度改正に伴い、幕別町の助成制度も変遷をいたしてきたところであります。

一方、市町村に対する北海道の助成は、昭和53年2月に老人医療給付特別対策事業として制度化され、幾多の改正を経て今日に至っているところであります。

次に補助割合についてであります。いわゆる道老は、北海道が定めました補助要綱に合致する内容により助成した額に対しまして、北海道が市町村に補助するものであります。従来は補助率が3分の2でありましたが、平成12年度から30分の1ずつ補助率が逡減され、今年度は30分の16、平成16年度から2分の1の補助率となるものであります。

対象者の負担につきましては、昨年の医療制度改革によりまして、老人保健の医療受給者の負担が定率1割あるいは2割となったことに伴いまして、同様の負担となっております。道老は、65歳から69歳の方が一定の要件のもとに該当となるものではあります。受給対象者の方は、本来であれば、医療機関の窓口で3割を負担するところを1割あるいは2割の負担で医療を受けられることということになるものであります。

次に、どのような方法で町民の皆様へお知らせをしているかについてであります。道老は、対象者の世帯要件や所得要件を確認の上で、1年間の有効期間が設定しておりますことから、年に一度の更新時期に合わせまして、広報紙に要件や助成内容を詳細に紹介してご案内をしているところであります。

加えまして、この制度は社会的に弱い立場にある高齢者の方々を対象としており、受給資格要件として配偶者や子供の世帯条件や所得状況を考慮しておりますことから、地域の事情に明るい民生委員の方々とも連携を図るべく、民生委員協議会におきましても制度の概要を説明するとともに、老人クラブに出向いて医療制度の概要説明の際などにもご紹介しているところであります。今後とも、これらの制度について、あらゆる機会をとらえて周知徹底を図り、対象者が軽減措置について十分活用ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、今後も老人医療費助成制度を運用していくのかとのご質問であります。医療保険制度は、昨年、70歳以上の方々を中心として大きく改正されたところであります。現在も、国におきましては、さらなる抜本的な改革に向け、今後の老人医療の在り方について検討がなされているところであります。

ので、これら老人医療制度の行方や他町村の動向などを踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

次に、老人福祉センターの入浴施設の改善についてであります。同施設につきましては、本年4月から、土曜日の開館と入浴時間の延長に伴い、利用者も順調に伸び、大変、喜ばれているところであります。

4月から5月までの2か月間の利用者数は6,011人となり、前年同期に比べて増加率は33.8%となり、1日当たりの利用者数も113.4人となっております。

この施設の浴室につきましては、平成9年度に大規模改修した経緯があり、その際には、多くの方のご意見を頂くために、老人クラブ連合会の役員あるいは施設利用者とも十分相談をさせていただき、現場を見ていただきながら要望をお聞きし、改修そして充実を図ったところでもあります。

これからも、より利用者の立場に立った施設づくりはもちろんのこと、施設の改善におきましても、利用者の声を聞きながら、改善を図るべきところについては、早急に対応してまいりたいと考えております。

以上で、伊東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 伊東昭雄議員。

○18番（伊東昭雄） 今の説明でございますが、いろんな方法で知らせるといっておりますけれども、私はいろんな方法というけれども、広報で知らせるといことについて、私は若干不満があるわけですが、本当は見ただけであればいいのですけれども、なかなか見なくて知らない人がいるということでございますので、できることならば、所得の関係で個人の調べをするということはいかがと思いますけれども、該当する年齢くらいは事務的に調べて、そして該当者にこういう制度がありますよと。だから規定に沿えば該当になりますよというような、そういう個人個人に連絡をすることが一番徹底するのではないかと。

例えば、単身老人、あるいは夫婦老人等に全戸に医療費のお知らせをしております。その中に詳しく年齢は該当しますよという、こういう事業ありますよというようなことをやっぱり書いてあげれば徹底するのではないかなと。いわゆる今の姿勢であると、お知らせに知らせるから申告を待っているというか、申告のないものは該当にしていないと。知らないのですから。やっぱり全戸に知らせるという方法を是非考えるべきでないかと。

ある町村では、年齢的にこの人はだいたい該当するのと、そういう方にはがきで毎月連絡をしている町村もあるかのように聞いております。また、いろんな形の違う方法で連絡もしておりますということもあるようです。

私は、民生委員に連絡をして、地域内を徹底してくださいという指導はもちろん大切だと思いますけれども、民生委員はやはり地域も広いということから、できることならご苦労であるかもしれませんけれども、公区長にそういうお話をしてお願いするといえ、公区長はやはり自分の公区内は全責任を持っておりますし、その公区委員はその土地に絶対責任を信頼して公区長を選んでおりますから、私は公区長にそういうことをお願いしたら徹底するのではないかなと、こんなふうに思いますので、ひとつ検討をしていただきたいと思います。

次に、浴槽のことでございますけれども、先ほど3年ほど前に改善をされたと言いますが、非常にご承知のとおり脱衣場が狭いわけで、大体3坪くらいしかありません。それで今、出入りする戸が押すんですね。押すたびに中にいる人がやはりぶつかる場合もあって非常に迷惑がかけると。それで引いてはどうかということを考えたときに、引いたときには女性の方から来る人たちに中からわからないのでぶつかる恐れがあるということがあって、やはり安全で広く使うためには横引きに改善していただければ非常に広く使えるということが考えられるわけであります。

それから、その浴室が約6.5坪くらいしかございませんので、非常に気温の高い時には温度が上がって、めまいをするという方も何人かおられるというので、今の時代ですから、できることならブラインドを下げるようにしていただいたら非常に助かると。また、外で仕事をしている人がやはり気を使いながらテントを張ったりしてやって、風も吹いたりして非常に苦労しているということで、そういう時に

はブラインドを下げれば気も使わずに作業もできるのではないかと。こういうこともありますので、是非温度調整をしていただくためにブラインドを付けていただきたい。

それから、男湯と女湯との間で、浴槽の上に上がると女性の方が見えるということで、非常識なのですけれども、見るなという話も出ているそうですけれども、やはり老人でありますので、非常に醜いということからして、上から15センチくらいあければ見えないから、そういう見えないようにすることもひとつの方法でないだろうか。お金もかかることですから、かからないような方法でできることならそうすることもいいのではないかなと、こんなふうにも考えております。

それから、浴槽に換気口がないわけなのですね。女性の方には付いているわけです。それで、中の構造上できなかったのかなと思いますけれども、仕切りがあるために、女性の換気口から男性湯の換気を引っ張るということは現実には私は無理でないのかなと。だから非常にむんむんしていると。そういうことからして、今の時代ですから考えて、男の方にも換気扇を付けるように改善をしていただきたいものだと思っております。

それで申し遅れましたけれども、お年寄りになると非常に脱いだり履いたりするのに、体の不自由な人、又は足の痛い人は片足で着るということはなかなか不便になっておるわけです。これは歳がきたらそれぞれわかるわけですが、今、座るところが3人くらいしか座れないのですね。そうするとやはり大勢下に座ってやるわけですが、戸を先ほど申し上げたように引き戸にすると、今のある物を入れる箱を壁側に移動して、そして女湯と男湯に行く、出入りする入り口は必要ないと。それでそこを塞いで、その箱のあった所に椅子を置けば、同じ面積で大体4人から5人は椅子が置けるよということで、非常に希望していると。そんな話をしているうちに、管理人さんが気を利かせて椅子を二つほど、女性にも一つ、男性の方にも二つ、気を利いて持ってきてくれました。その出入りする入り口の所へ。そうすると次の日から、いや助かると言って座って、入れたりはいたり穿いたりしているわけです。

そんなことで、先ほども改善するところは改善をすると言われましたので、是非今申し上げた点を、一遍にはできないかもしれませんが、できるところからやっていただきたいと思います。

それから、これは男性のところしかできません。女性のところについては狭いのと、中の入り口、その他の関係上、女性のところが残念ながら先ほど申し上げたようなことはできませんので、ブラインドだけは下げるように女性の方もしていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の道老にかかわっての周知の方法でありますけれども、お話ししましたように管内の町村で個人通知をしているところもあるというようなことも伺いました。ただ、今私どもの町ぐらいの規模になってきますと、大体65歳から69歳の対象者といったら千五、六百人になろうかというふうに思っております。果たしてそういうますます高齢者が増えていく中であって、もちろん一人一人に通知をして、あなたは該当になるかどうか一度来ていただきたいというような通知をすることがサービスとしてはいいことなのかもしれませんが、なかなかそこまでやるというのは現実には事務的には難しいものがあるのだろうと。ただ、この道老のことだけ限って言えば、それで済むのかもしれませんが、このような福祉ですとか医療にかかわる制度というのは、たくさんあるわけがありますから、そういった制度それぞれの年齢がきたからどうですかというように、その都度町が通知してあげるというのは事務的には大変な作業でもあるのだろうというふうに思っております。よりきめ細かな周知の方法、あるいはお知らせでもかなりのスペースをとって今も周知をしているわけがありますけれども、これからも見ていただくということでご理解をいただければというふうに思っております。

それから、老人福祉センターにかかわってでありますけれども、ご承知のように老人福祉センターも昭和57年の建設であります。もう20年余りを超えまして、いろいろ老朽化に伴っての不便、あるいはご迷惑をかけている部分もあるのだろうというふうに思いますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、今伊東議員から言われました何点が指摘されたようなことにつきましても、できる限り現場

を見ながら、また現場の意見を聞きながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 伊東昭雄議員。

○18番（伊東昭雄） 入浴につきましてはわかりました。

最初の道老についてですけれども、今町長は1件1件に知らせるのは千何百もあるのでいかなものかということでございましたので、それもわかります。ただ、私は先ほど申し上げましたように、公区長さんをお願いすることは、これは一戸一戸でないで、その大体こういう事業ありますよと。これ該当者にしてみれば、3割負担が1割負担でできるよということが知らずに、後で知った時には非常に何ていうのか残念だという声もでておりますので。もちろん民生委員も必要ですけれども、今回周知徹底するのには、公区長さんをお願いすることによってこういう制度がありますよということを徹底ができるのではないかと思いますので、その点についていかがでございましょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 周知徹底に公区長さんをお願いしてはというご質問でありますけれども、なかなか公区長さんの仕事も大変でありまして、こうした道老、あるいは医療費にかかわるものについては、かえって専門的な見識もある民生委員さんの方がよりよい周知の仕方ができるのではないかと。ただ、65歳から69歳の方が対象ですけれども、当然のことながら家族構成ですとか、所得ですか、いろんなものが絡んでくるわけでありまして、なかなか公区長さんがその家庭の実態を把握した中で是非こう進めていく、役場へ行きなさいとか、あなたは該当になるのではないかということとはなかなか言いづらい部分もきっとあるのだろーと思いますし、それ以上には家庭の内部を知っていらっしゃる民生委員さんの方がよりよい指導といいますか、周知の方法としてはできるのではないだろうかとというふうには思っておりますが、公区長会議もありますから、また公区長さんのご意見がどんなことかわかりませんけれども、そういう機会がありましたらまた聞いてみたいというふうにも思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、伊東昭雄議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

[16番 中野敏勝]

○16番（中野敏勝） 通告のとおり質問いたします。

環境問題について。

いまや世界各国において、経済問題、テロ対策の問題、さらに環境問題に対しても非常に苦慮し、心血をそそがれている時であります。これらすべてが、人間が産み出す文化が原因で、ダイオキシンの発生によってオゾン層の破壊につながり、その影響が年々増大をしています。このことについては製造、製品にも問題はありますが、消費者の環境に対する認識、モラルにも問題がある。環境問題は既に環境という周辺における問題ではなく、人間の営みそのもの、社会の在り方そのものから発生をしているといわれている。お互いが少なからず関心を持ち、安心して暮らせる社会形成が不可欠ではなかと思ひます。

この3月、4月にかけて、幕別町内全域にわたって、様々な角度から環境について把握してまいりました。新聞報道にあったように、美川地区に大量のごみ不法投棄の問題。資源ごみ分別の不履行。特にアパート、マンション、公住世帯のごみステーションに見受けられます。また、生ごみを堆肥化にすることによって、可燃ごみの減量につながっていくのです。コンポストや電動の処理機に対する補助金の対策は承知していますが、さらに有効な方法はないのか。以下の点について、町長の見解をお伺いいたします。

一つ、CO₂二酸化炭素廃止対策について。エネルギー節約によってCO₂二酸化炭素削減につながっているのですが、公共の場所での対応はどうなっているのか。

また、住民の啓蒙、啓発が必要と思うが、行政としての対応はどのようにされているのか。

二、ごみの分別指導について。

公住世帯やマンション住民にはどのような指導徹底を図っているのか。

また、若年層や高齢者への取り組みの対応等はどのようになされているのか。

三つ目、ごみの減量と生ごみの堆肥化について。

減量化対策は住民にどのような形で徹底し、意識改革をしているのか。

また、台所の排水管に取り付ける生ごみの破砕装置にも補助金は出ないものか。

EM菌有効微生物群と密閉容器による堆肥化はごみの減量化につながり良い方法と思っていたが、なぜやめてしまったのか。

堆肥化事業への取り組み、町での考えは。

四つ目、泉町のリサイクル施設の利活用は。

五つ目、不法投棄対策について。

美川地区の処理はどのようにされたのか。さらに、住民に対して意識の啓発と監視に取り組む具体的な方策は。

その他の場所の不法投棄の処理はどうされるのか。

次に公園の一部に犬の運動施設建設を。

最近ペットブームであり、多くの家庭で犬や猫が飼われています。犬を飼われている家庭では朝夕に運動させている光景があちこちで見受けられます。犬には厳しい条例もあり、放し飼いなどできず、鎖やひもで人間が歩く速度で運動をさせているのが現状です。しかし、犬は人の歩く速度では足りず、思いつき犬なりに走らなければ病気になったり、ストレスがたまるなど健康を害している。自由に遊ばせられる場所が欲しいとの愛犬家の強い声がある。数多くある公園の一つに柵を作り、ドッググラウンドとして犬たちに運動の場を開放してはどうか。町長の考えをお伺いします。以上終わります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、CO₂二酸化炭素の削減対策についてであります。今日の環境問題は、今までのような公害、騒音、ゴミといった身近な問題から、酸性雨、地球温暖化など地球規模の大きな問題に発展しております。平成9年に温暖化防止京都会議において、温室効果ガス削減に係る議定書が採択されましたことから、地球温暖化対策の推進に関する法律が、平成11年4月に施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むこととされ、CO₂の削減に向けて市町村においても実行計画を策定することが義務づけられたところであります。

本町におきましては、エコオフィス幕別プランとして役場庁舎や学校施設等の公共施設、さらには、公用車においての温室効果ガスの抑制にむけて、平成11年度から平成15年度の5年間を目標年度として省エネに取り組んでいるところであります。公共施設を利用する町民の皆さんにも、電気・燃料の節減にご協力をいただいているところであります。

また、本年度においては、幕別町の地域ぐるみで省エネに取り組み幕別町地域省エネルギービジョンの策定をするため、本定例会に補正予算案を提出させていただいているところであります。これは、農業を核とした産業、一般家庭、事業所、運輸、公共の5部門ごとに電力、石油、ガスなどのエネルギーの消費と現状を調査し、CO₂削減などの省エネ目標を設定するものであります。この幕別町地域省エネルギービジョンの策定に当たりましては、町民アンケートを実施するとともに、町職員による庁内委員会や、学識経験者や産業界、住民代表で組織する策定委員会の中で素案を審議していただくこととなります。こうした過程において、より町民の意識高揚を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、ゴミの分別指導についてであります。ゴミの分別方法や出し方については広報、分別パンフ、ゴミカレンダー等により周知いたしているところであります。また、公営住宅やマンション等の住民に対しましても、転入時において同様の周知を図っているところであります。しかしながら、これら公営住宅やマンションを多くかかえている公区長からは、ゴミの出し方や分別方法の指導についての相談を受けておりまして、町では公区長とともにパンフを配付し、適正なゴミの出し方等についてご理解をい

ただいているところでもあります。また、改善が見られないような場合には、大家さんから個別にお話しをしていただくというようなこともお願いしているところでもあります。

また、本年4月から、プラスチック類が資源ゴミとして新たに加わりましたことから、1月以降、24地区で説明会を開催するとともに、出前講座を27回開催したところでもあります。今後におきましても、これらの機会を通して、若年層や高齢者を含め、数多くの方々に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、ゴミの減量と生ゴミの堆肥化についてであります。今まで多くのビン、缶及びその他紙容器が不燃ゴミ・可燃ゴミとして出されておりましたが、4月からプラスチック類を資源としたところ、前年度比で約18%の減量となったところでもあります。これは、分別説明会の開催や細分化を説明したパンフの配付などにより、各家庭においても、ある程度減量化に対する意識が浸透しつつあるものと考えております。

これら減量については、一人一人のゴミに対する意識を高めていくことが必要であろうと考えておりますので、今後とも広報等や様々な機会を通して、なお一層、意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

また、生ゴミの破碎装置につきましては、国内における普及率がまだ低いのが現状であります。この装置をつけると生ごみは確かに減量されるだろうというふうに思っておりますが、野菜くずなどの生ごみが下水道管に入ることになり、下水道管渠や処理場において負荷がかかるとされております。しかし、これらの装置があまり普及していないう現状から、下水道についてもどれだけの影響があるかについてはいまだわからない状況にありますし、お聞きしますと、現在、道北の歌登町において国、道、町の3者でこれら影響について実験中であるというふうに伺っております。これらの推移を見ながら今後、検討いたしてまいりたいと考えております。

また、EM菌による堆肥化につきましては、幕別微生物応用研究会のご好意により利用者に提供し、平成10年度より3年間モニターを募集して実施をしてきたところでもあります。その後、EM菌の効果が実証され、市販されるようになりましたことから、モニターに対する無料配付を取りやめさせていただいたところでもあります。

なお、堆肥化については、現在も実施いたしておりますコンポストや電動生ゴミ処理機購入の助成を継続することにより対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、泉町のリサイクル施設の利活用についてであります。この施設は、あかしや地区の下水道浄化センター廃止後、資源ごみを分別してそれぞれの引取り業者に引き渡すため、資源ゴミのリサイクルセンターとして活用してきたところでもあります。くりりんセンターに隣接して、資源ゴミを分別処理する十勝リサイクルプラザが完成し、収集後、直接搬入ができることになりましたことから、4月からは使用していないのが現状であります。

今後、この施設の利用方法、在り方等につきましては、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

次に、不法投棄対策についてであります。先日、美川地区の町道沿いに、家屋の解体工事から出たと思われる石こうボードが不法投棄されていることが、同地区の農家の方からの通報により判明したところでもあります。

不法投棄の処理につきましては、不法投棄された場所の所有者や管理者が処理することとなっております。河川や道路については、投棄者が不明の場合には、それぞれの管理をしている国・道・町が処理することとされております。

したがいまして、これまでも不法投棄がありますと、警察に届け、投棄者を特定すべく調査をし、判明いたしますと厳重に注意し、本人の責任において処理をさせているところでもあります。

今回の件につきましては、夜間に投棄されたものとみられ、警察に届出をし調査をしていただきましたけれども、投棄者が特定できず投棄場所が町道の側溝でありましたことから、やむ無く町において処理をいたしたところでもあります。

いずれにいたしましても、今後の対応と致しましては、町内の巡回を強化するとともに、不法投棄者には告発をするなど強い姿勢で対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、公園の一部に犬の運動施設を建設してはどうかとのご質問であります。現時のペットブームを反映して、愛犬同伴での公園利用者が増加傾向にあり、中には糞を拾わない、犬を放している等ルールを守らない飼い主に対して、一般利用者からの苦情も数多く寄せられているところであります。

自然の中で、リードを放された愛犬と思いきり遊ぶ場所が欲しいということを願う飼い主の気持ちは十分理解はできるわけではありますが、現在町内には86か所の公園では、この内58か所は街区公園でありますけれども、公区に管理をお願いしているところであります。それぞれの公園は設置目的に沿って造成されている公園でありますから、愛犬同伴者と一般の利用者の方が共用してすみ分けして利用すると、公園本来の面積が減少することにもなるわけであります。

このことから、犬の運動施設建設には犬を飼っていない一般利用者の理解を得る必要性も出てまいりますし、こうした理解が得られないとすれば、新たに用地を確保するなどの問題が生じるのだろうというふうに思っております。なかなか現時点での早期の建設は難しさがあるのでなかろうかというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野敏勝議員。

○16番（中野敏勝） 今、縷々答弁を受けましたけれども、エコオフィス幕別プランの実行期限は平成15年度までというふうになっております。温室効果ガスの排出抑制のためのこの目標、これは達成しているのでしょうか。

また、町政執行方針が発表されたあと、6月12日の新聞に、今答弁にあったように省エネ、町全体で、そして地域省エネルギービジョンを策定するという記事が掲載されていまして。企業や一般家庭まで意識を浸透させる、そのねらいだということであります。費用対効果を考えると思い切った補助制度が必要ではないかというふうに感じております。

さらに、分別問題ですけれども、分別問題については容器包装リサイクル法によって分別が実施されて、もう5年以上も経過をしているわけですけれども、未だに燃やせないごみの中にペットボトルとか空き缶とかこういうものが混入されているのが現状です。この4月からプラスチックのリサイクルが始まって、燃えないごみというのは非常に少なくなりました。住民には広報とかパンフレットとか、チラシでわかりやすく伝えているという答弁でありましたけれども、もっとわかりやすく資料を作成して配付をすることによって、もっと分別ができるのではないかというふうに感じております。

また、アパート、公住、そういうところの住民の意見も聞きながら、都合のいい時に、出前講座という形で27回もやっているわけですけれども、やってはどうかというふうに感じております。もっともっと徹底していくべきではないかというふうに感じております。この辺についても伺いたいと思います。

さらに、この生ごみの堆肥化。これについては毎日家庭から出る生ごみというのは、燃えるごみの50%は生ごみだそうです。この生ごみを減らすことによって、そして生ごみを堆肥化にし有効活用することによって、ごみの減量にもつながり、あるいは有料化への先送りにもつながっていくのではないかとこのように思うわけです。もう既に生ごみの堆肥化プラントというものも稼働させたり、あるいは循環型システムを、バイオガスによる、この生ごみをバイオガスによって発電にしてみたり、それから熱を利用してみたい、循環型システムを開発し経費の削減に取り組んでいる企業もでてきているわけです。町も積極的にこういうことについて取り組んでみてはどうかというふうに伺います。

さらに、不法投棄の問題ですけれども、所有者、管理者が処理をするということでもあります。不法投棄というのは重大な犯罪行為でもあるわけです。もっと厳しく対処すべきであり、この不法投棄の監視を強化するため、不法投棄調査巡視指導事業をはじめ、緊急地域雇用対策推進事業として国から補助を受けて始めた町もあるわけです。さらに、住民に意識を持たせるために発見した場所の処置などのマニュアル、あるいは連絡が一目でわかるものが家庭にあってもいいのではないかとこのように考えてお

ります。この辺についても町長の考えをお伺いいたします。

最後に、犬の運動施設の問題ですけれども、公園は非常に難しいということでもありますので、さらにいい河川敷とか、そういうようなところがあれば、取り組んでいていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のエコオフィスの目標数値でありますけれども、当初5年間で6%の減というようなことを目標値に立てて推進をしてきたのですけれども、残念ながら目標値には達していない。逆に若干増えているというような状況にあるわけでありまして。これらの反省も踏まえながら、先ほど申し上げました、今後の省エネの策定委員の中でこれらの問題を含め、これからも対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、容器リサイクルが始まって分別収集の徹底ということでもありますけれども、いろんな出前講座、あるいは説明会、そしてまたパンフなんかも作成はしていますわけでありまして、一度は大体の家庭では目を通されているのだろーと思っておりますけれども、なお、今、ご指摘、お話しありましたように、さらによりよい資料等ができることがあれば一層検討してまいりたいというふうに思いますし、もちろん出前講座、こちらで何ら否定するものではなくて、あくまでも出前講座の要請を受けて出かけるわけでありまして、是非活用していただくように、これは私どもの方からもお願いをしていきたいというふうに思っております。

それから、生ごみについては、引き続きエネルギー問題も含めてですけども、これもなかなか町村独自ではやっているところというのは少ないのですけれども、いわゆる行政と、産、官、学というような、こういったところの提携の中でこういった事業を進めているところがあるわけでありまして、私ども町でも1ヶ所実施されている、試験されているところもあるわけでありまして、引き続きそういった手法も今度の策定委員会の中でまた論議をしていただければというふうに思っております。

それから、不法投棄の監視の充実でありますけれども、私ども、今おっしゃられたとおり、今朝もNHKのテレビでやっていましたけれども、青森と岩手の間に莫大な不法投棄があるというようなことで、すけれども、大変な犯罪だと私も思っております。そういった意味で巡視の強化ということには意を用いているわけでありまして、一つには今度公社化になりましたけれど、幕別の町内の郵便局と今提携をいたしております、郵便局員が配達なんかで町内を回られる時に、そういった現状等について町の方へ連絡をいただけるような、そういうような体制は今とっているところでもありますけれども、さらに道路パトロールもあるわけあるわけでありまして、これらも含めて先ほどお話ししましたそうした事業等についての検討を進めたいというふうに思います。

それから最後の犬の公園でありますけれども、かつてこのご質問をいただいた時に、札内河の河川敷にどうかというようなことを答弁させていただいた経緯もあるのですけれども、これはなかなか、ただ用地があればいいというだけではないわけでありまして、管理の問題もありますし、非常に難しい。河川敷ということであれば当然相手方があるわけでもありますから、借りる方の相手あるわけですから、そういったことも含めながら内部での検討を今までした経緯はあるのですけれども、なかなか現実的にはその設置まで入っていない。そこまでは難しいというのが現状であります。引き続きご指摘ありましたように河川敷の有効活用等を含めながら、これからも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 質問を終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩をいたします。

(10:51 休憩)

(11:04 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

[15番 芳 滝 仁]

○15番（芳滝 仁） 通告書に基づき、質問をさせていただきます。

まず、学習指導要領改訂後の対応について。

現在の幕別町教育環境について、学習指導要領が改訂されまして、本年度で2年目に入っております。学校週5日制が実施されまして、学校教育の内容も大きく変わり、様々な課題がでてきておりますが、平成15年度教育行政執行方針の中で、新しい時代に対応した学校教育の改革と家庭、地域で子供を育てる教育環境の再構築が早急に取り組まなければならない重要な課題でありますとともに、学校教育についても、様々な形で学校、保護者、地域の協力体制の強化の必要性が示されていますが、その中で中学校の部活動において、指導者についてはほとんどの場合その学校の先生が行っておりますが、学習要領改訂後は全く教育課程外の活動になっておりまして、先生方にはいわゆる社会活動、ボランティアとして協力をしていただいている形になっております。中体連等とのかかわりがありますが、指導していただける先生方が少なくなった場合や、部活動での事故やいろんな問題が起こった時の責任体制等についての課題が挙がってきております。中学校の部活動は子供の成長にとって、なくてはならない大変大切な活動だと思います。幕別町内の中学校の中には、責任体制の持ち方等を学校と話し合い、保護者や地域が積極的に協力するということで、ひとつひとつの部活動の後援会を結成し、また、中学校全体の部活動全体の後援会を作り上げて活動しているところもありますが、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

また、学校週5日制の対応について、町としてはジュニアサタデースクール事業や学童保育に力を入れておりまして、高い評価を得ておりますが、小学校高学年の子供たちのために、学校、保護者、また地域の協力、それらの教育力を社会活動として組織をし、近隣センターやコミュニティセンター等を利用した土曜日の児童館活動のような活動を指導していく必要があると思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

次に、学校通学路の安全確保についてお伺いいたします。

平成15年度町政執行方針の交通安全対策の中で、歩道等、交通安全施設の整備や危険箇所の解消に努めてまいりますとありますが、学校通学路の安全確保について、特に近年、道路事情が変わったところについて質問をいたします。道道幕別更別線みずほ通の跨線橋は全長が455メートル、車道幅が8.5メートル、歩道幅が3メートルで、歩道部分は車道に向かって2%の傾斜があります。車道と歩道の間に歩道を通行する人を防御するものが設置されていないので、開通当時よりその危険性について声が挙がっていましたが、本年4月よりは札内北小学校の卒業生が合計四十数名、札内中学校に通学をしております。冬期間の跨線橋におけるスリップ事故も多く発生をしております。一般の人を含めば毎日多くの人が歩道を通行していますが、その安全確保についてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

また、道道幕別帯広芽室線の清柳大橋が開通をしたことにより、清柳大橋を通り、札内から帯広、また帯広から札内に向かって50名から60名の高校生が自転車通学をしておりますが、清柳大橋より札内工業団地の間の照明設備は局部照明で、夜間はほとんど真っ暗な状態であり、夜間の通行について防犯上大変危険な状態ですが、その安全確保についてどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えします。

最初に私から学校通学路の安全確保について申し上げます。

道道更別幕別線みずほ通の跨線橋につきましては、みずほ通立体交差事業により整備され、平成11年10月1日に供用開始になっております。

ご質問にもありますように札内北小学校・通学区域弾力化事業によりまして、今年度38名の生徒が北小学校下より札内中学校へ通学されていることから、みずほ通跨線橋の利用度は増しているのだろうと考えておりますし、今後も利用される方はますます増えていくものと思っております。

ご質問の安全対策についてであります、事業主体であります北海道としては事業実施に当たって、歩行者・車の安全確保を十分検討していただき、歩道と車道の間には高さ20cmの境界縁石が設置されている、今の形になったものというふうに思っております。北国の宿命ともいえます冬期間の積雪、アイスバーンなどによりスリップ事故につきましては、運転者に安全運転を心がけていただくことが第一であります、町といたしましても、道路管理者であります北海道に対し、除雪の充実などの安全対策に、なお一層意を用いていただくようお願いしてまいりたいというふうに考えております。

次に、清柳大橋から札内工業団地リバーサイドの間が暗く防犯上危険であるとのことでありますけれども、国道などの道路につきましては、それぞれの管理者が整備を行うこととなっており、国や道等におきましては、道路整備についての基準として、市街地の中や交差点については街路灯として照明を設置しておりますが、ご指摘の場所については市街地から外れていることもあって、照明が設置されていないのが現状であります。

ご指摘いただいた区間については、道路管理者であります帯広土木現業所とも協議をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、何しろ事業完了後間もないわけでありまして、補助金適正化法の制約等もありますことから、早期の対応というのはなかなか土木現業所の方でも難しいのかなというふうに思っておりますけれども、引き続き協議に向けて私どもも意を用いてまいりたいというふうに思っております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 芳滝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の部活動後援会組織の在り方についてであります、お話にありましたように新学習指導要領の実施によりまして、学校の部活動は教育課程から外れ、放課後等における生徒の趣味・関心を生かした主体的な活動としての意味合いからは社会教育的な要素が強くなったところであります。

しかしながら、その一方では新学習指導要領による、自ら学び自ら考える力を育てる教育を重視する体験的な学習や、興味・関心を生かした主体的な学習を目指す総合的な学習の時間との関連や、中体連あるいは中文連等が主催する大会に学校行事として参加するなどから考えますと、部活動は学校教育とも非常に深いかかわりをもってあります。

こうした中、保護者による自主的組織であります部活動後援会と学校の協力関係は非常に重要であるとの考えから、今年度、各単位部活動後援会を一つにした全体後援会を組織し、後援会の全体組織として、それぞれの単位部活動に対しPTA組織や学校との連絡調整、あるいは活動資金的な援助など側面的支援体制を整えた学校も町内にあるというふうに聞いております。こうした保護者側の自主的活動につきましては、学校側としても非常に期待をしておりますし、教育委員会といたしましてもその活動を注目しているところでもあります。いずれにいたしましても、こうした学校全体の後援会組織の構築につきましては、各学校の地域性やPTAさらには保護者の考え方など、様々な事情があるものと考えますことから、それぞれの学校体制に委ねられていくべきものと考えております。

したがいまして、学校の部活動は生徒の文化や体育における技術的な向上を始め、自主性や協調性、個性を伸ばす重要な役割を担った活動と認識をしておりますので、引き続き、学校関係者と保護者、後援会、地域などの連携・協力の中で活動が進められることを期待しているところであります。

次に、小学校高学年の学校週5日制への対応についてお答えをさせていただきます。

子供たちが土曜日の時間を過ごすため、教育委員会が用意しているメニューは様々なものがあります。ジュニアサタデースクールは年間およそ100プログラムを設定していますし、小学5・6年生を対象にふるさと館が行っているジュニアスクールは、今年度も募集定員を上回る応募があり、子供たちの関心の高さがうかがわれているところでもあります。さらに図書館では、子供映画劇場、土曜紙芝居などを

開催していますし、百年記念ホールでは小中学生を対象に、将棋や囲碁、茶道の講座を行い、子供たちが参加しやすい体制づくりに努めているところであります。

また、その一方で地域の中では、33のスポーツ少年団、53の子供会が活発に活動しております。これらの取り組みはいずれも、生涯学習リーダーバンクや人生学博士をはじめ、町民の皆さんの力に支えられているものだというふうに理解をしているところであります。

また、学童保育所につきましても、今年からは毎週土曜日、通所児童に限らず、地域の子供たちに開放していますし、このほかにも子供たちは塾や習い事、少年団や部活動などの子供たちが土曜日の時間を過ごす際に選択できる幅は、かなりのボリュームになるのではないかというふうに私どもは押さえております。しかしながら、5日制が実施された昨年4月以降、学校関係者や保護者、地域の方々の声として聞こえてくるものとしては、例えば、子供たちにとっての時間というものを考える時、大人があえてプログラムを用意せず、子供たちが集う場を設けるのみという考え方もありますし、時には一人で静かな時間を過ごすというのも悪いことではないと声もあります。さらには学校週5日制の目指すものの一つには、家族との時間、これを重視するべきだという考えが方もあることから、私たち教育委員会が持つべき基本認識としては、子供たちの土曜日の時間の過ごし方は多様であっていいという考えでこれまで進めてまいりました。

引き続き、このことを基本に学校、家庭、地域社会の役割を明確にしながら、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験などの様々な活動に機会を子供たちに提供し、自ら学び、自ら考える力や、豊かな人間性等の生きる力を育てるといったように、平たく言えば、平日は基礎基本、休日には体験と捉えた考えで、学校週5日制に対応していきたいというふうに考えております。

したがいまして、ご提言の趣旨につきましては、地域の教育力を高め、地域の人材を活用するという意味ではその通りでありますので、今後、子供、教育委員会等、子供の声を参考にしながら、あるいは関係団体などと連携を密にしながら、理解と協力を得ながらその実現に向けて引き続き努力をしてまいりたいと思います。

以上で芳滝議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） ただ今の教育長の小学生の子供たちに対する対応についてであります。具体的にお伺いをいたしまして勉強をさせていただきましたが、この教育行政執行方針の中にも、また本年度から2年間、国のモデル事業として指定を受け、地域の教育力の活性化及びボランティア活動、体験活動の充実を総合的に推進するとともに、通信体制の計画的な整備、充実や地域の実情に即した子供たちの多様な活動を推進するため、地域教育力体験活動推進協議会並びに体験活動ボランティア活動支援センターを設置しますと、こう謳われてあります。この活動につきまして大変注目をさせていただいたわけでありますけれども、今質問をさせていただきました子供たちのいわゆる土曜日の時間の過ごし方につきまして、この事業を活用するというふうな形にはならないでありますでしょうか。質問をさせていただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 今、お話しがありました、モデル事業でやることにつきまして、これから2年間にわたってやるわけですが、まだ具体的な内容は決められてはおりません。これからいろんな方たちのご意見をいただきながら最終的にどういった形が一番いいのか、ですからお話しがおりますような中身も含めて検討をしていかなければならないだろうというふうには考えております。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

[17番 永 井 繁 樹]

○17番（永井繁樹） 通告のとおり、地元住民との協働によるまちづくりについて質問をいたします。

幕別町では、今まで様々な公益的法人や公区などの地縁による団体と綿密な連携をとりながら町政を進めてきました。しかし、近年、社会情勢の変化やライフスタイルの変化により、価値観が多様化していく中で、それぞれ地域での課題や住民ニーズも多様化しています。これら、多様化する地域の課題や住民ニーズに対して、これまでの制度や仕組みでは対応できない状況になってくると考えられ、制度や仕組みの見直しが必要になってきます。このような社会情勢により、既に協働関係にある団体に加え、さらにNPOとの協働が新しいまちづくりを行っていく上で重要な課題になってきます。

また、市町村の財政危機に伴い、経費削減の一環として、行政のあらゆる分野で地域住民との協働が大きなテーマとなってきており、住民自治の在り方、公共サービスの質の見直し等、抜本的な行政改革や、町の将来ビジョンの枠組みの中でこそ、協働の在り方が議論されるべきであります。

6月の広報まくべつの中でも町長は2期目のテーマは協働のまちづくりと答えております。私自身もこの考え方には積極的に賛同できるものであります。そこで、大きく分けて2点について伺います。

その前に質問の中にあります公区という表現につきまして、住民組織としての町内会の意味を併せ持っていることを付け加えさせていただきます。

最初に、公区と行政との協働についてお伺いをいたします。

公区は地域の協働性をもとに組織され、地域自治機能を持ち、公益性の大きい活動を行っています。この意味では極めて公共性の強い存在であります。行政はこのことを認識し、公区と正面から協働の関係を結ぶことがこれからの地域自治にとって必要だと考えます。一般的には公区は町の下請ではないか。運営が一部の人に偏り、非民主的ではないか。その結果として加入率は年々低下しているのではないかとされる中、幕別町においても例外ではありません。都市化の進む中で、コミュニティ活動における自治意識、町民意識の希薄化による公区加入の減少傾向が見られ、大変憂慮される事態であります。

以下3項目につきましてお伺いをいたします。

まず、現在の公区加入状況。本町地区、札内地区とこれまでの推移。平成11年から14年までについてお伺いをいたします。

次に、従来の下請と何が違うのか。公区に不信を持つ人や意識の希薄な人をどのように今後巻き込んでいくのか。

さらに、公区をより民主的な運営に変革できるなどの根本的な検討についてお伺いをいたします。

次に、NPOと行政の協働の必要性和重要性について伺います。

国や地方公共団体の財政難が現実のものとなりつつある今こそ、住民一人一人が地域を支える、いわゆる参加型社会の形成が緊急の課題であり、NPOの育成と地域住民のNPOへの結集が自治体に強く要請されているのです。NPO法が施行されて4年が経過し、多種多様な価値観が国民の間に押し広がる中、NPO活動はいよいよ注目され、地域社会を支える力としてその重要性が改めて認識されています。

以下4項目についてお伺いをいたします。

まず、市町村と組めるNPO法人はまだ圧倒的に少ない。新しい公共を作り出すNPO法人を期待するのであれば、長期的な視野に立って、もっと多くの住民活動やNPO法人が生まれるような社会的環境の整備が必要と思うが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、NPO基本講座の開催について。

さらには住民活動グループ団体等の活動状況と協働によるまちづくりに関するアンケート調査の実施についてお伺いをいたします。

最後に、仮称幕別町NPO協働まちづくり推進委員会の設置及び仮称幕別町NPO協働まちづくり推進の策定について伺います。以上です。

○議長（本保征喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

住民とのまちづくりにかかわるご質問であります。

1点目の「現在の公区加入状況とこれまでの推移について」であります。本町におきましては、ご案内

内のように、行政区設置条例に基づく行政区、いわゆる公区が設置されておりますが、この公区は行政区であるとともに、住民活動組織である町内会の側面を持った組織であるともいえるわけであります。公区内の世帯数につきましては、例年、公区運営費等の積算上、公区長から報告をいただいておりますけれども、公区、いわゆる町内会に加入していない世帯が何世帯あるかについては承知していないのが実態であります。

このため、規模の大きな公区等にちょっとお聞きしましたのですけれども、現在の加入状況、本町市街地ではほぼ100%、札幌市街地では90%程度であろうというようなことであります。

これを5年前と比べますと、本町地区ではそう大きな変わりはありませんけれども、札幌地区におきましては、新築マンションの増加等に伴い、未加入世帯は増えている傾向にあるということでありました。

2点目の従来の下請と何が違うのか、公区に不信を持つ人や意識の希薄な人をどのように巻き込むのかという質問であります。下請と何が違うのかということですが、どうもこの下請という言葉は、私は表現としては適切でないのだろうと思いますし、私自身も決して公区が下請だというふうには思っておりません。町といたしましては、行政区設置条例にもありますように、町政の執行にかかわって、日ごろから町政全般にわたり建議を頂く。あるいは個別の施策や事業を実施するに当たって、一緒に検討いただいたり、あるいは相談、協議、協力をいただく。あるいは町からの各種行政情報の提供、伝達等にご協力をいただくなど、一定程度、協働関係が構築されているものだというふうに認識はしております。

また、公区に不信を持つ人や意識の希薄な人をどのように巻き込むか。このことに関しましては、特に、新築マンションの多い札幌北地区の公区に顕著に現れているものというふうに思っておりますけれども、そのような公区におきましては、従来から、公区長さんが大変ご苦労なさっているわけでありまして、公区長さんをはじめ公区役員の方々が中心となって、様々な機会を通じて、公区加入の呼び掛けをいただいているところでありますが、未加入者のほとんどが、マンションに住む単身の若年層でありまして、しかも、出入りが激しいために、説得しているうちに転居してしまっていると。こんなような状態であるとお聞きをしているところであります。

このようなことから、町といたしましてもなかなか特効薬というのはないのしょうけれども、ひとつは大都市で行われているような、マンションに入居する時に自動的に町内会に加入をするといったシステム。こういったことも有効な方法でなかろうかというふうに思っております。ただ、それにはマンション所有者、大家さんといいますか、こういった方々の理解を得られることが前提にもなるのだろうというふうに思いますが、機会がありましたら公区長等さん方との話し合いについて、また進めていきたいというふうに思っております。

それから公区を民主的に運営に変革できるなどの検討ということですが、一部の人に片寄り非民主的ではないかという言葉がありましたけれども、これは一つには、先ほど申し上げましたように必ずしも公区の加入率が100%になってないといったこと。あるいは、公区活動に参加する住民の数が少ないといったこと。あるいは、なかなか近ごろ役員の受け手がいないといったことなどの実態から、そのようなことが感じられるのではなかろうかというふうにも思っております。

そうしたことから、まずは、公区への加入率を向上させること。そうした中でできる限り多くの方々に公区活動に参加していただくことが大切であろうというふうに思っております。先ほど申し上げました、マンション等を多く抱える公区における自動加入のシステムづくりを呼び掛けることや、そういった中で入居者の意識の高揚を図っていくことが大事であろうというふうに思っております。

また、私がいつも職員に言うのですけれども、職員も公区の一員でありますから、できる限り公区の中に入って、あるいは役員を受けるなり、公区の活動に積極的に参加していくことも大事であろうというふうなことは私も思っておりますし、いつも職員には投げかけているところでもあります。

次に、NPOと行政の協働の必要性和重要性にかかわるご質問ですが、まず、1点目のNPO

法人が生まれるような社会的環境の整備についてであります、ご承知のように、平成10年に特定非営利活動促進法が制定されました。ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動を促進する環境が整備され、現在では、全国で約11,400法人、北海道内でも430法人が認証を受け、福祉、文化、環境、国際協力など17の分野で公益的な活動が行われているところであります。

本町におきましては、平成12年にパークゴルフの普及振興を目的とした国際パークゴルフ協会、平成13年には社会福祉サービスの提供を目的とした幕別ケアサポート、それぞれがNPO法人の認証を受けておりますが、このほか、NPOの活動といたしましては、ボランティア団体、あるいは町内会、PTAに至るまで、様々な分野で多数の自発的な公益的活動が展開されておまして、町といたしましても、必要に応じ、これら人的あるいは財政的な支援をさせていただいているところであります。

これらの活動を行う方々や団体が、より一層組織的、継続的な活動を行おうとしたとき、財産の取得ですとか、銀行口座を開設するといった場合に、組織が契約行為の主体となるような場合につきましては、自発的に法人格を取得しなければならないようなケースが出てまいりますけれども、現在はほとんどの団体においては、収益事業を持たず、会費ですとか、寄附ですとか、補助金といった中でそれらの会が運営をされているのが実態であろうかというふうに思っております。

今後これらの団体が法人格を取得するためには、会費、寄附だけに頼らず、継続的な収益事業による活動財源の確保がポイントになってくるのだらうというふうに思います。

したがいまして、町の事務事業のうち、NPO法人を契約の相手方とすることができるものがあるのかどうかといった町内の全般的な洗い出しをする必要があるものというふうに思っておりますが、何分にも、町内、管内をみましても、収益事業の需要の絶対量というものが少ないわけでありまして、収益事業の範囲が保健、あるいは医療・福祉の分野に偏っているといったことなども、法人化を阻害する要因であろうというふうに思っております。

2点目のNPO基本講座の開催についてであります、現在、北海道におきまして、本庁と各支庁にNPO活動を担当する窓口を設けられております。北海道立市民活動促進センターにおいては、市民活動団体を対象に市民活動基礎講座開催経費の補助や、市民活動全般に関する情報提供や相談業務等を行っております。

さらに、民間の組織として、北海道NPOサポートセンターにおきましても、NPOの運営に関する個別的なアドバイスを行っているところであります。

NPOにかかわる人材育成、情報提供、相談等の支援につきましては、これら広域的な対応の推移を見定めて、これから対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、3点目の住民活動グループ団体等の活動状況と協働によるまちづくりに関するアンケート調査の実施についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、住民活動グループ・団体等につきましては、様々な分野において相当の数があるものというふうに思っておりますことから、まずは、これらグループ・団体等の活動の実態を把握した上で、その必要性等について検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、4点目のNPO協働まちづくり推進委員会、あるいはNPO協働まちづくり推進の策定についてであります、行政とNPOとの協働につきましては、両者がパートナーとして対等の立場に立つことが始まりであります。1点目のご質問に対してお答えしましたように、町の事務事業のうち、NPOに協力いただけるものがあるのかどうかといった検討をした中で、これらについての設置、策定についての判断をいたしてまいりたいというふうに思っております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 最初の公区と行政の協働についてであります、現状やはり町長が申されますように、新興住宅街を含めた中の町内会という意味合いの中の加入率というのは、やはり今後低下していくだろうと。私もあるマンション、アパート経営者の人方とお話しをした経緯がございます。既に町内でもそういったことを取り入れて、やられている業者もおります。しかし、その絶対数は私の予測すると

ころでは1割満たないのではないかと。ほとんどの方がやっておられないという中で、町長も幕別の広報の中に、やはり行政のかかわりを決して否定しておりませんので、私はそこまで町長が考えられているのであれば、何とか行政側として指導できる範囲というのがあると思いますが、改めて町内加入に関する、オーナーに対するいろいろな理解を求める行動というのを、やはり今年から起こしていただきたい。そうしていかなければ、2番目に質問をしたような協働のまちづくりという方向には、私はやはりいかないだろうという考え方を持っています。

ですから、これについては今年から早々にそういった協力をお願いできるようなセクションと計画を立てていただきたいと、そう強く思います。

3点目の公区をより民主的な運営に変革できるなどの根本的な検討についてという中で、私が下請という言葉を使っているのは、別に特別な意味はございません。業務の在り方が下請と補完ということが主な実態ですから、そのように申し上げているだけで、公区の中身という、その町内会との関係ですね、公区と行政との。これについては今申し上げましたように下請、補完の仕事ですとか、もう一つ、住民自治の本質を求める、例えば行政に対して様々な要望を提出していく。それで住民の要求の達成を図っていく関係ですね。

それと三つ目については、私は対等で協力し合える、今問題になっている協働の関係。やはり公区の関係というのはこの3つが大事であろうと。この3つのバランスがとれていなければ、私がここで言うより民主的な運営になっていかなければと思います。ですから、うちの幕別町行政区設置条例というのが当然あります。この条例の中でうちの公区というのは活動をしているわけですが、私はこの条例を、今いい機会ですから見直されて、この条例の中に行政が公区を自治組織として、きちんと認識できる内容を含めていくべきだと。その検討を私はしていくべきじゃないだろうかと。ということは、今までの公区の在り方というものが、各自治体の条例によって独自の自治組織としての意味合いを持たせていくということの検討が必要であろうと。私が述べているのはすべて長期的な展望にたったの話ですので、その辺の考え方を町長にお伺いするものです。

また、2点目のNPOと行政の協働と必要性と重要性。これにつきましては、今町長の考え方がこのまま向かっていけば、それ相応のNPOに対する取り組みが、私はやっていただけるなという正直な感想は持ちました。ただ、NPOの法の改正がございました。今年度5月1日から5項目ですね、種類の追加が行われまして、非常にNPO自体が参加をしやすく、NPOの取得がしやすくなっているわけです。ですから、現況その対象者が今後行われるであろうアンケート調査とか、実態調査によって把握された段階で、やはり申し上げますと、情報化社会の発展を図る活動、科学技術の振興を図る活動、経済活動の活性化を図る活動、職業能力の開発又は雇用機関への拡充を支援する活動、消費者の保護を図る活動と、非常に我々にとっては身近な活動内容が追加されているわけです。ですから、こういったものを踏まえて今後の我が町におけるNPO構想というものを、私はきちっと今から立ち上げるべきだろうと。そうしていかなければ、町長が目的とされている協働のまちづくりの本来の意味には近づいていかないと、私は考えます。

なぜかという、経済基盤の今いろんな問題、非常に経済基盤が厳しいという中で、今までやってきた行政の住民サービスというのは、私は非常に丁寧な部類に入るだろうと。本来やはり、住民自治を求めるのであれば、断ち切っていく部分とそうでない部分ときちっとこれから分けていかなければならない。要するに、住民には住民のきちっとした認識を持ってもらって、今まで行き過ぎたサービスもあるわけですね。本来、住民自治でやらなければいけないサービスってある。そうした場合に、私はこれからNPOという存在は必ず必要になってくる。この地域性で今そういう状況が活発に行われていないからというレベルでは、このNPOを考えるべきではないと私は考えます。そんなことで町長の今考えの中で、そういったNPOの支援をしやすい状況が法律的にも緩和されておりますから、その点にかかわって、2点、私の方からご提案申し上げますが、まず、いろんな団体等を考えると非常に規模の小さい団体等もありますので、非常に問題なのは資金的に安定がしないというところが、これからの大きなテーマになってくると思いますが、その資金面のある程度、取り組みについて、全国調べてみますとや

っているところあるのですが、私は、仮称NPO支援幕別ファンドというものを提案したいのです。これは基金運用型ではなくて、資金の仲買型。要するにいろんな企業ですとか、いろんな個人の方からの寄附行為ですね、そういったものによって分配をしていくと。ただ分配については公平さを掲げなくては行けませんので、やっているところでは公開審査で行っておるところもございますから、そういう方法を取り入れていくことは、今後可能ではないかと思しますので、それについてのお伺いをします。

それとNPOの人材教育について、今町長も若干述べられておりますが、現況なかなかNPOはアメリカの現状からみると立ち遅れておりますので、アメリカのそういった教育カリキュラムを今利用しながら日本が一生懸命追いつこうとして教育をしていっているという状況かと思えます。

現実、職員に、ではこのNPOの教育をどういう形で行ったらいいかという問題を考えたときに、もうこれははっきりいってケーススタディという現場での学習しか今ないでしょう。そう考えますと、今の職員の状況の中で先進的な現場視察を取り入れて、今組まれております職員の研修項目の中にきちっとした形で反映をされてはどうか、私はそう思います。しいてはNPOの人材教育というのは、今社会教育のテーマになりつつなっておりますけど、私は将来的には、このNPO教育というのは社会教育の大きなテーマになっていくだろうと、そう考えますので町長の見解を伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の公区加入率が低下する中で、行政としての指導を進めよということですが、これらにつきましては、いろんな角度から、先ほど一つの事例も申し上げましたけども、いろんな角度から行政としても進めていかなくてはならない問題だろうというふうに思っております。

たまたま、昨年秋でしたでしょうか、公区長会議がありまして、その後、公区長さんたちが公区長さんたち同士でこの問題を取り上げていただいて、熱心にご協議をいただいたというような経緯もあります。それぞれの公区長さんが大変苦勞しながら、今、それを何とかこう、誰もが公区に参加し、誰でも町内会に参加して活動ができるような、そういうような公区づくり、町内会づくりに頑張っていってやるわけでありまして、私どもそういった公区長さん方のご意見等もいただきながら、行政の成しえるもの、そしてまた行政としてやらなければならない担う役割についてこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

それから条例の見直しのこともありました。行政区条例がすべての町村にあるかどうかという、そうでないところも実はあるようですし、私も前から条例の中には公区長は町が委嘱するというような条文が実は載っているのですけれども、これもそのままになってきているような状況もありますから、今おっしゃられたように実態に即した中、あるいは社会の変化に対応できるような条例の見直しについては、内部でも検討はさせていただきたいというふうに思います。

それから、NPOの関係でありますけれども、先ほども言いましたように、はっきり言って町内にどの程度のいわゆるNPOに向かつての活動をしている、あるいはNPOを目指しているような団体があるのかといったこと自体の把握から進めていかなければならないのだろうというふうに実は思っております。どちらかという、今までは道の方へNPOの關係の相談事項というのは、みんなそちらの方へいっていたものですから、なかなか町村のそういった実態のわからない面もあったわけでありまして、これらについては今後の課題として検討させていただきたいというふうに思いますけれども、ただ、根本にあるのはやはり、それぞれの団体がNPOの資格を必要とするのかどうか。まずここが根底にあるのだらうと思ひますし、そしてまたそのNPOが町とどのような協働の關係でこれからのまちづくりに進んでいけるのか。その辺が大きな問題であらうというふうに思ひますし、NPOをつくるための資金の問題、あるいは人材教育の問題もありましたけれども、十分そういったことを踏まえながら、NPOがこれから果たす役割、そしてまずは町内の現状。これらも踏まえた中で対応してまいりたいというふうに思ひます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 町長の2期目のテーマである協働のまちづくりにかかわっての答弁ですから、私は当然賛同することが多いですけれども、やはり今後、合併問題との兼ね合いもございますし、幕別町が

どの程度の行政レベルで、リーダーシップをとっていかなければいけないかという問題もございますでしょう。ましてやNPOについては、まだ北海道そのものはやはり少し低迷状態というか、まだなかなか充実感をもっていけない状態でございますけれども、私は将来的に、町長も同じご理解かと思いますが、NPOをなくしては自治体の在り方が考えられない時代が来るだろうと思います。

それで、最後にお聞きしますが、今私のご質問と町長の答弁の中で理解するところは多いですが、仮称ですね、幕別町NPO協働まちづくり推進委員会、これとNPO協働まちづくり推進、この策定については現況の町内の状況を把握した上で、できるだけ早い時期に立ち上げられ、研究する期間を長くもっていかなければ一つの成果が出ないと思いますが、その辺の積極的な考えを最後にお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、協働のまちづくり推進委員会、あるいはNPO協働まちづくり推進の策定につきましては、十分現況を調査させていただき、現状を把握した中で、また関係機関、あるいはいろいろな関係団体、さらには庁舎の内部でも十分検討を加えながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

（11：54 休憩）

（13：00 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、古川稔議員の発言を許します。

古川稔議員。

〔13番 古川 稔〕

○13番（古川 稔） 通告に従いまして、次の点に質問させていただきます。

地震予知が進みまして、日本全国各地で地震予報が出されております中で、3月末に政府の地震調査会が発表しました地震予測によりますと、1952年3月の十勝沖地震と同程度のマグニチュード8.1規模、震度6弱以上の地震が今後30年以内に60%の高確率で起こると予測されました。非常に漠然とするわけですが、明日にも起こるかもしれませんし、まだ30年後まで延びるのかもわかりませんが、本町でも先の十勝沖地震では大きな被害を受けており、住宅事情がいかに変わったといいましても、大きな被害が予想されます。特に食事時間帯や寒い時期であります、火災の心配もあります。まずもって、この対応も必要かと思われま。

そういった中で、先日14日に、全道的な防災訓練が豊頃町で行われました。そういった中で他町村を含む、全道を含んだ、自衛隊を含めてそういう一貫した連絡体制、あるいはボランティアの方の協力等の訓練もなされておりますけれども、町内におきましてはそのような姿が今のところ見られないという中で、対応も必要だというふうに考えます。そういった中で、平成11年8月に幕別町地域防災計画というものが発表されております。非常にこと細かく出されておりますが、そういった点について、次の4点について質問したいと思います。

一つ目に、地震に対しての防災計画の見直しはないのか。

二、避難訓練と避難場所等の周知はできているのか。

三、食料、水、毛布等の緊急用の飲料水料についての備蓄の状況は。

四、住民の基本的責務についての啓蒙はできているのか。

以上の点について質問したいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 古川議員のご質問にお答えいたします。

防災対策についてであります。

最初に、地震に対しての防災計画の見直しについてであります。幕別町地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成したところであります。本町における災害、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めているものであります。地震につきましても防災計画の中に地震災害対策計画として定めているところであります。今お話しありましたけれども、本年3月24日に地震調査委員会から千島海溝沿いの地震活動の長期評価についてとして、将来の地震発生確率が発表されたところであります。これは、十勝沖の地震、根室沖の地震、色丹沖の地震、択捉沖の地震の4つについて、過去2回の発生間隔を平均し発生確率を予測したものであります。十勝沖の地震については、お話しありましたとおり、今後30年以内の発生確率が60%程度とされたものであります。

いずれにいたしましても、道の防災計画が昨年見直しされましたので、本町といたしましても、同様の見直しを予定いたしているところであります。現在の地震対策計画に対して不都合な部分等がありましたら、当然のことながら見直しをしてまいらなければならないものというふうに考えております。

次に、避難訓練と避難所の周知であります。訓練については、今まで幕別、札内両市街地の住民を対象とした防災訓練を5地区に分けて実施してきたところであります。訓練に対する必要性は十分認識いたしているところであります。また、札内地区においては、毎年独自に訓練を実施していただいている公区もありまして、大変有り難いことだと思っているところであります。

町といたしましても、昨年度は、伝達図上の訓練を実施し、本年は6月14日に豊頃町で開催されました十勝川水防訓練に町民参加をいただく中で実施をさせていただきました。今後住民安全を第一に、どのような訓練ができるのか防災委員会とも十分協議してまいりたいと考えております。

また、避難場所の周知については、町の広報紙や避難場所についての看板を設置するなど周知しているところでありますが、機会あるごとに繰り返し周知してまいりたいというふうに考えております。

次に、食料等の備蓄状況であります。平成14年度末現在では、毛布1,750枚、発電機17台、暖房機22台、アルファ米11,100食、飲料水2リットル入り950本を備蓄いたしております。毛布を除きまして当初の備蓄目標は達成されたものというふうに思っております。

次に、住民の基本的責務についての啓蒙についてであります。自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であります。その自覚を持って自らの安全を守るよう行動するのが重要であり、災害時には地域における被害の拡大防止や軽減を図るため自主的な防災活動に努めるのが基本的責務とされております。災害はいつくるかわからないものでありますことから、平常時からの備えが大切であろうというふうにも思っております。引き続き、広報紙等で十分啓蒙してまいりたいと考えております。

以上で、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 古川議員。

○13番（古川 稔） 役場庁舎の内部といいますか、防災の中で、それぞれの水害であるとか、そういった時に対策本部を設けて、それぞれの立場でやっておられると思うのですが、現実には職員が担当課が変わるとか、そういったことで持ち場がそれぞれ変わったというようなこともあろうかと思えます。そういった中で、そこら辺の対応といいますか、しっかりされていると思えますけれども、そこら辺についてご質問したいと思います。

それから、庁舎を含めて古い建物といいますか、そういったものの耐震試験であるとか、そういったことはなされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、一応住民の基本的責務の中に、当面必要なものとしまして、やはり携帯ラジオであるとか、それから懐中電灯、それから停電になればろうそくであるとか、そういった類のものが含まれて、防災グッズといいますか、そういったものの何か指針的なものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、地震あるいは大雨、台風、いろんな災害に対応すべく、それぞれの基準に基づいて対策本部を設置して対応するわけでありまして、職員の場合、それぞれのポストといいますか、それぞれの職名があて職になっているわけでありまして。そういったことで、係、担当が変わりましても、後任の職員が十分前任者を受け継ぎ、その任に当たっていくということでこれ

からも対応してまいりたいというふうに思っております。

それから役場庁舎を含めて、公共施設の耐震調査については実施していないのが状況であります。これまたなかなか必要性は十分認識しながらも、たぶんに金銭的なもの、財政的なものもあって実施していない状況でありますけれども、鋭意これからも調査の実施に向けて対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、住民の責務の中でありましたけれども、ハザードマップというのが開発から出されたというふうに思っておりますけれども、この中にラジオですとか軍手ですとかライターですとか、電灯ですか。こういったものが常時備えていくようにということが示されているというわけでありまして、これらも機会がありましたら、また住民の周知について努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、古川稔議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

[3 番 野 原 恵 子]

○ 3 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の点について質問いたします。

1 番、冬期技能講習制度冬期雇用安定奨励金制度の存続について。

積雪、寒冷の気象条件によって、冬期間の失業を余儀なくされる季節労働者にとって、冬期技能講習助成給付金と、冬期雇用安定奨励金の 2 制度は冬期間の季節労働者の生活を支える唯一の収入であり、命綱でもあります。また、建設業者などの経営、地域経済を支える大切な制度でもあります。この制度は 3 年ごとの時限措置で、これまで 8 回延長されてきました。国の新年度予算の概算要求を前に、各団体が 9 回目の制度存続の要請を行っておりますが、厚生労働省は、冬期援護制度は暫定制度なので見直しの対象になっている。このままの延長はあり得ない。制度を廃止、その後の対策はとらないこともあり得るとの態度を表明しています。このまま推移すると、この制度の存続が危ぶまれます。本町にはハローワークの資料によりますと、短期特例受給資格者、50 日の一時金ですが、平成 13 年度で 1,012 名となっております。その中でこの制度の対象となる季節労働者は 500 名から 600 名と推定されます。冬期の季節労働者の生活を守るだけでなく、建設業者などの経営安定や地域経済にとってもこの制度は大切な役割を果たしています。本町にとっても協力に制度存続の手立てを行っていくことが必要と考え、次の質問をいたします。

制度存続に対する町長の考え方と、その対応策について。

次に、除排雪の対策強化についてです。

この数年、降雪期になりますと、積雪が多くなり、住宅密集地、高齢世帯、高齢単身者から除排雪に対する要望が強く出されております。交差点や通学路、住宅地での十字路では除雪された後でも見通しが悪く、交通安全上からも速やかな対応が望まれております。

また、新しい住宅地での通学路での除排雪が不十分であり、通学路として危険との声も多くあります。排雪場所として、街区公園の利用も可能となっておりますが不十分です。高齢者は玄関から通路までの除雪でも 2、3 日寝込んでしまったり、通院したり、体力的に過重な負担になっております。交通安全、地域福祉の両面から対策を進めていくべきと考え、次の質問をいたします。

一つ、除排雪の強化を進めていくべき。

一つ、福祉除雪の実施を進めていくべき。

一つ、地域や協力者への対策の検討を考えていくこと。

次に、道路の整備と補修についてです。

住民の日常生活にとって、道路は安全で快適でなければなりません。幕別町の舗装率は 55.4%、改良率は 64.7% となっております。年々交通量も増加の傾向にあることから、交通状況にあった整備が必要です。高齢者は徒歩でも自転車でも歩道が波打っている、ガタガタしているということですが、転倒の恐れがあり、歩道の整備も望まれております。

また、雨水桝の中には土砂が埋まり、草が根付いているところもあり、排水の役割を果たしていません。したがって、次の質問をいたします。

一つ、歩道、車道の整備、補修はどのように進めていくのか。

一つ、雨水桝の清掃計画はどのように進めていくのか。

次に、街路樹の整備についてです。

街路樹は緑を活用した景観や街並みづくりの上でも大きな役割を果たしております。しかし、整備が不十分のため、樹木が成長し、電話線や電線に触れ、台風や強風の時に被害を与える恐れがあります。

また、枝や低木が道路にまで伸び、冬期などは雪が積もるとさらに見通しが悪くなり、交通の妨げとなっております。したがって、街路樹の整備をどのように進めていくのか質問いたします。

以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

最初に、冬期技能講習制度存続についてであります。長引く景気の低迷と、雇用情勢が一向に改善されない中であって、季節労働者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるものと受け止めております。特に冬期間、気象条件の厳しい積雪寒冷地においては、公共工事等の縮減から継続して就労を希望しながらも離職を余儀なくされている方々にとりましては、雇用保険の特例一時金や冬期技能講習助成給付金制度を活用して、生活の安定に図っているといった一面もあるものと思っております。

このような状況の中で、冬期技能講習助成給付金制度は平成15年度をもって終了することになっておりますが、制度の果たすべき役割は今後より一層重要性を増していくものと考えられ、引き続き本制度を存在させる必要があるものと認識いたしているところであります。

私ども市町村の立場といたしまして、本制度は季節労働者の生活を守り、地域経済にとりましても重要な制度でありますことから、町村会等を通じ、平成16年度以降における存続・延長について、国・道に対し強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

次に、除排雪の強化についてであります。現在の除雪体制は、車道の除雪を32台の除雪車で、歩道の除雪につきましては平成11年にロータリー車1台を増車しまして6台体制で実施をいたしております。

また、除排雪に関しましては、少しでも町民の皆様に理解していただくことを目的に、13年度、14年度と2年続けまして、お知らせ広報によりまして、町の除雪体制、出動基準、所要時間、除雪経費等につきまして周知を図ったところであります。

雪が降り始め、積雪10センチを目安に除雪車を出動させておりますが、1台の除雪車が担当する除雪延長が約10キロであります。そうしますと、出動してから全路線をあけるのには6時間程度の時間を要することとなります。

雪の降り方にもよりますけれども、今年1月の大雪の時には朝の4時30分に除雪車を一斉出動させましたけれども、その後も降り続きまして、最後に入った路線になりますと既に40センチを超える積雪となっていたというようなことであります。

しかし、除雪の第一は、町民の皆様の生活道路の確保でありますことから、出動時間の決定をはじめ除雪方法の検討など、冬期間の道路環境の向上に一層努力してまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、福祉除雪の実施についてであります。このことについては、先の定例会においても、管内での高齢者に対する除雪サービスの状況を把握しつつも、本町においては、特に除雪が困難な高齢者世帯に対して、従来からそれぞれの公区や地域、あるいはボランティアの方々の思いやりや助け合いの精神によりご支援をいただいております。このことが地域における福祉活動の中心にもなっており、ひいては良好な地域づくりに結びついているものというような考えを述べさせていただいたところであります。

今後におきましても、同様にお力添えをいただくことを基本としながら、実態に即した対応をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、協力者への支援の検討についてであります。ここ4年間は例年にない大雪にみまわれ、今年の総降雪量も180センチを超える状況でありましたことから、この雪処理には大変苦慮されたことと思っております。協力者への支援につきましては、現在、帯広市で検討しているとの新聞報道がありましたが、市の除排雪対象路線以外の道路で町内会が主体となり実施するときの支援のことであろうかというふうに思いますが、この制度は、行政と市民の共同作業として双方が経費を負担するというような内容のものであります。

本町におきましては、町道以外でも複数の家が張り付いている私道につきましては除雪対象路線としておりますことから、この制度への取り組みは現在考えておりませんが、今年から実施しておりますロータリー車により車道の拡幅を継続するなど、より安全な道路の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に歩道・車道の整備、補修はどのように進めていくのかとのことですが、道路整備につきましては、生活環境の向上と交通安全を図り、快適な日常生活を送るために不可欠なものというふうに考えておりますが、先の行政執行方針でも述べさせていただきましたとおり、道路事業に対する補助採択が大変厳しい状況になってきております。そうしたことから、緊急性、投資効果、地域バランスなど考慮しながら、総合計画に位置付けし、今後とも計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

当然、整備に当たりましては、バリアフリーの精神により、子供たち、高齢者などに配慮した良好な道路環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

また、道路補修につきましても、厳しい財政事情にはありますが、緊急性など勘案しながら引き続き整備に努めてまいります。

次に雨水桝の清掃計画についてであります。雨水桝には大雨時の排水、融雪時の排水など大切な機能があり、市街地だけでも約9,300か所の雨水桝が設置されております。清掃につきましては、道路パトロールの点検により清掃しているところですが、幹線道路、低地、あるいは過去の水害実績のある箇所などは特に重点的な清掃を実施いたしているところですので、ご理解を願いたいと思います。

次に街路樹に整備についてであります。街路樹は街並みの景観・快適性の向上など良好な環境を確保するために重要な役割を果たしており、街路の造成時などに植栽を実施いたしております。

ご質問は成長した樹木の剪定ということということであろうかと思いますが、剪定作業につきましても多額の費用を要するものでありますことから、高木などにおける強い剪定については年次計画により施工し、標識・信号類などの見通しの悪い部分については、道路パトロールなどにより随時対応していく予定であります。

また、低木につきましては、特にモンタナが多いわけですが、2年に一度の剪定と年2回の草取りを実施いたしているところであります。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 冬期援護制度の件ですが、町としても町村会等で働きかけていくということですが、副申書や賛同書など、町の業者ですとか、そういうところからもこの制度存続が強く望まれているところ。幕別町でもこの冬場の季節労働者、全労働者の大体16%くらいが当たるのではないかと思います。そういう人たちの生活を支えていくという点でも、この制度は本当に大切な制度だと思っております。それで今まで働きかけもしているところですが、さらに町独自の各方面への働きかけも必要ではないかと思ひまして、その点についてお聞きいたします。

あと、除排雪の対策なのですが、1台で約10キロで時間が随分かかるということなのですが、特に通学路などは一度除雪してもその後また雪が積もるという状況がある。そういうところはやはりあらかじめわかると思うのです。そういうところは重点的に、通学路は子供の安全上からも対策を別個に考えていく必要があるのではないかと考えます。

また、町内会、一度除雪をしましても、町内の十字路ですとか、交差点、それから通学路なんか、ち

ようど機械で除雪してもコーナーがすごく見づらくて危ないのですよね。そういうところの対策も考えていく必要があるのではないかと思います。それで、そういうところは町内会ですとか、そういうところの協力も得て、町内会がよくそこがわかるわけですから、そういうところを除雪していくという手立てを必要ではないかと考えるのです。それで、そういうところに対しまして、公区と町とが協力してそういう制度を作っている町村もあるのですね。音更なんかはそういう形で助成なんかもしているのです。そういうところも参考にして町独自で対策をとることができないかというふうに考えます。

それと、高齢者ですとか、障害者に対する福祉除雪の件なのですけれども、そういう方々、ボランティアというのは非常に心苦しいというか、なかなか頼むことができないという状況も高齢者から聞いております。ですから、それは制度としてきちっと位置付けるということが必要ではないかと思います。これも音更なのですが、公区とそれから町とですね、公区に依頼いたしまして民生委員と協力して、そういう世帯には除排雪をやっているという、そういう制度を作っているところもあります。そういうきめ細やかな対応で対処していかなければ、高齢世帯ですとか、それから雪のたくさん降ってくる、こういう年々雪が多くなっておりますので、そういう対策をしていかなければ、なかなか町独自ではこの対策は考えていかれないのではないかと思いますので、その点もお聞きしたいと思います。

それと、道路の整備と補修なのですけれども、車道はもちろんなのですが、特に歩道等は波打っていますと、高齢者なんか歩いても足が弱っていて転倒するですとか、それからなかなか歩くより自転車で歩いた方がスムーズにいくということで、自転車に乗って用を足す高齢者もいらっしゃるのですけれども、国道を自転車なんかで歩いていますと危険だということで、その歩道の修理、特にそういうところの改修をしてほしいという声もあるものですから、その計画をこれからどのような形で進めていくのか。進めていくということなのですが、具体的にどういう部分から先に補修改良をしていくのかということをお聞きしたいと思います。

それから、街路樹の整備なのですけれども、樹がだんだん大きくなっていくということで、これは最初から樹は大きくなるものだということで植えていっていると思うんですけれども、いろんな広葉樹だとか針葉樹だと色々ありまして、だんだん大きくなって剪定できる樹だとか剪定できない樹だとか、いろいろあると思うのですが、そういうことをきちんと見極めてやっていかなければ、せっかく大きくなった樹も枯れてしまうという状況もあると思うのですけれども、その剪定や何かをどのように進めていくかということで、信号機ですとかそういうところを見極めて剪定していくということなのですけれども、それでは台風があったり何かした場合には、危険な箇所がいっぱいあるのですよね。そういうところもやはり優先的にやっていかなければならないのではないかと思います。その点についてお聞きいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の冬期技能講習制度の存続についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、これは1町村だけではなく、全道・全国的な取組として進めていくのが一番いいことだろうというふうに思っています。ただ、町独自の取り組みといたしましても、ここにもありますけれども、本年も2月27日に改善に対する副申書というようなものを、町長名で付けさせていただいております。今後もそういった中で協力をしながら、あるいは町としても存続に向けての要請を続けていければというふうに思っております。

それから、通学路の、あるいは交差点の除雪ですけども、当然のことながら、最初は住民の足を確保するためのということで、一次の除雪に入るわけでありまして、通学路にしる、交差点については俗にいう二次除雪というような中で、見回りをする中で対応をしているという状況でありますので、これからも、当然、そういう現状に見合った中で対応をしまいたいというふうに思います。

それから、福祉除雪でありますけれども、私どもの町でも民生委員協議会にお諮りをして、どうしても地域でもできない、単身のお年寄りの世帯、そういったところについての除雪は今もやっているのですけれども、ただ、数を聞きますと3件か何件かというようなお話を聞きましたので、この辺については担当の方から、又は民生委員協議会なんかでのご意見等も伺いながら対応をしまいたいというふう

に思いますし、もう一つは音更の事例もちょっとお話しありましたように、私どももこの音更の事例については今調査研究をいたしております。先ほどの協働のまちづくりの中にもありますけれども、こうした除雪も含めて地域と町とがいろんな面でかかわりある中で協働のまちづくりを進める。そういった中に今ご意見いただきました除雪の体制なんかについても考えてまいりたいというふうに思っております。

それから歩道が波を打っている。どういう計画かというのですけれども、これも歩道だとか、二次改築というのは正直言って財源確保といいますか、手当というのは全くないわけでありますから、道路パトロール、あるいは住民の皆さんから寄せられる要望、そうした中で何とかできる限り対応してあげなくてはならないわけですが、やはりいざ実施となりますとやはり緊急性、あるいは安全性、そういった中で順次総合計画の3か年の実施計画なんかで載せてこういう対応をしていかなければやっつけられないだろうと。ただ、本当に穴が開いて危険だと。すぐにやらなければならないというのは、これは別に計画に載せて何年後なんていうことにはならないわけですから、これはその現場を見ながら対応はしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、何百万、何千万というような大きな事業になりますと、やはりどうしても3か年の実施計画の中で調整していくということにならざるを得ないだろうというふうに思っております。

それから街路樹については、これも同じような答弁になりますけれども、全く今すぐ危険でというところを、これは金がないから投げておくなんていうつもりはもちろんありませんけれども、総体的に今言った電柱に引っかかっているとか、そういうまず身近なものについての高木の剪定、そして今言うようにその危険性であるものについては、順次剪定作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 福祉除雪の件なのですけれども、高齢者とか障害のある方、こういうところでは本当になかなか一人では除雪できない。ほんの1m、2mでも自分で一生懸命やっても、後で体調を崩してしまう状況で、じゃあ、今町長答弁ありましたように、民生委員等に相談してもと言ってもなかなか個人的には頼めないというところがありますので、やはり制度としてそういう要望のある人たちにはすぐ対応できる。そういうことを進めていく必要があるのではないかとこのように思います。

それが、先ほども音更町のこういうのは検討しているということなのですけれども、音更町でも高齢者向けの除雪というところでは、公区とそれから民生委員と相談して助成もして進めている。申請のあった人たちには行っているっていう、そういうふうにして援助しているということも、制度として進められているということですので、是非、そこも参考にして町独自の対策を進めていただきたいと思います。

それから道路の補修なのですけれども、ここでは特に病院ですとか、商店街ですとか、そういうところに、しょっちゅう使う道路、そういうところのやはり補修を優先的にやっぱり進めていく必要があるのではないかとこのように考えます。

あと、雨水桝なのですが、今市街地に9,300ヶ所あるとお聞きしております。この中で特に排水の役割を果たしていない、土砂で埋まって草が生えて、見るからに役割を果たしていないというところも多々見受けられるのですけれども、そういうところは1年間にだいたいどのくらいの予定できれいに清掃していくのか、その点もお聞きしたいと思います。草が生えて根付いているということは、やはり何年もかかってそういう状況になっていると思うのです。ですからそこも1点お聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 福祉除雪でありますけれども、お年寄りがお一人で除雪が大変だからお願いしたい。これはそれでいいのだろうと思います。ただ、先ほどの音更の例もありましたけれども、音更の福祉除雪というのは地域と、あるいは民生委員と町とが共同でやっている。これは単に除雪だけでなく、地域内の活動のいろんな面でいわゆる協働のまちづくりを進めていくという中、その中の一つとして除雪があるのだろうというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたように、私どもの町でもそういう方向に向けて、今検討を進めているところであります。

ただ、昨年の例でいきますと、大体200件くらいお年寄りの方から除雪を就労センターに依頼をされて実施している。こういう実態もあるわけでありまして、また、除雪なんかの場合は何でもかんでもすべて町がやればいいというだけでは済まない、やはり地域の皆さんの協力をいただく、ボランティアの協力をいただくというような中で、除雪体制が組まれていくことが、私はこれからは大切なことではないかなというふうにも思っておりますから、先ほど申し上げました音更の事例なんかも見極めながら、対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから道路の補修。病院ですとかその辺になってくると、ちょっと道道がらみが出てくるのかなという気もしないでもないのですが、確かに古くなってくれば当然歩道といえども波打ってくるような部分があると思いますけれども、できる限り道路パトロールを進めながら対応してまいりたいというふうに思います。

それから雨水桝も何年経たなかったら絶対補修とか清掃をしないということではなくて、あくまでも今の言うように草が生えているとか詰まっているようなところについては、それ自体が機能を発揮しないわけですから、これも同じように十分現地を確認した中で整理をしていきたい。必ずしも2年に1回でなかったら絶対清掃しないとか、そういうつもりで申し上げたのではないので、できる限り機能が発揮できるように、当然のことといいながら、雨水桝の機能にできるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、乾邦広議員の発言を許します。

乾邦広議員。

[8番 乾 邦 広]

○8番（乾 邦広） 通告に従いまして、構造改革特別区域の申請について質問をさせていただきます。

昨年12月に構造改革特別区域法が制定され、本年4月1日から地方公共団体からの構造改革特別区申請の受付が開始され、既に117の特区が認定を受けたと聞いております。

構造改革特区は、特定の区域において規制を取り払うことにより、当該区域の特性を生かした経済の活性化を促し、その効果を周辺区域、ひいては全国に波及させようとするものであります。

そこで、本町の産業構造を見たとき、経済活性化の起爆剤となるのは基幹産業である農業を最も重要視すべきと考えます。しかしながら、本町農業の将来を考えると、農業者の高齢化、後継者不足が深刻化しつつあり、向こう10年で200戸を超える農家がリタイアをし、これに伴う遊休農地が全体耕地面積の5分の1近くにも及ぶと予測されております。

一方、農業サイドではこの特区構想には根強い慎重論があるのも承知しておりますが、本町においても農業特区の申請を行い、農地の受け手として株式会社が農地を借りることができる仕組みを構築してはいかかかと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 乾議員のご質問にお答えいたします。

構造改革特別区域の申請についてであります。本町の農家戸数は、農業者の高齢化や後継者不足などにより、平成2年の831戸が、平成12年には636戸と約200戸減少し、今後の10年間においても、さらに200戸程度減少し、これに伴う農地の流動化が3,000ヘクタールを超えるものというような予測されております。

このような状況の中、将来とも、今ある農地を守り農業の振興を図っていくためには、受け手である担い手の育成と円滑な農地流動化の仕組みづくりが何よりも重要であろうと思っております。

このため、町といたしましては、昨年度、担い手の育成、農地流動化、農業情報の提供など、農業振興の核施設として農業担い手支援センターの整備を行う一方、これらの業務を効果的、一体的に推進するため、町・農協の出資により、農業振興公社が設立されたところであります。

農業振興公社におきましては、まぐべつ農村アカデミーにおいて、新規参入者、後継者、農業法人な

ど、それぞれの担い手に応じたカリキュラムによる農地の受け手の育成を図るとともに、マッピングシステムを活用した農地の利用調整により、農地の集団化や飛び地の解消を図り、もって農業経営の効率化による経営規模の拡大と受け手の確保を推進することといたしております。

ご質問にありますように、株式会社に農業参入の途を開くことにつきましては、農地を守り、農業生産を維持していく上で、有効な手段の一つであろうというふうには認識しているところでありますけれども、本町の農業振興公社は課題の解決を最大の目的として昨年設立されたばかりでありまして、農地保有合理化事業の認可も11月になされた。言わば、まだ途についたばかりの状態であります。

今後は、先ほど申し上げましたように、担い手の育成と農地の円滑な流動化に向け、最大限その機能を發揮していただけるものと考えておりますことから、現時点においては農業特区に申請につきましては予定いたしておりませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上で、乾議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 乾議員。

○8番（乾 邦広） ただいま町長の考えについては概ね理解をしたところであります。

また、今後農業振興公社がその設立目的に従って、本町の課題であります担い手の育成や農地の流動化等の農業振興に努めていただきますことに大いに期待をするところであります。また、今定例会に町長の町政執行方針の中でも、グリーンツーリズムの農業経営の多角化や強化について述べられておりますことにも、敬意を表するところであります。

しかしながら、町長、今後本町の農地流動化面積を考えると、果たして農業後継者、そして新規参入者の担い手だけで、この余ってくる3,000ヘクタールの流動化農地を果たして受けきれんかが心配するところであります。

先ほど申し上げましたように、農業者サイドの慎重論にも配慮すべきとは思いますが、この特区では株式会社が農地を取得することもできませんし、登記目的で農業に参入する心配もないことから、株式会社を積極的に農業に参入を促し、今後の流動化の対応をすべきと思いますが、再度町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 乾議員が言われますように、今後3,000ヘクタール余りの農地の流動化が出たときに、今の現状の農業体制の中でこれが対応できるのか。そういう心配もあるということであります。ただ、一つには今本町の経営耕地面積が平均しますと28ヘクタールというふうに言われております。これが近隣の町村なんかでいきますと、中札内、更別、この辺にいくとみんな42、44ヘクタールだというふうにいわれておりますし、豊頃町なんか42ヘクタールくらいだと。そういったことからいくと、ある程度の規模までの拡大を図ることによって、一部には流動化する農地の活用が図られていくのではなかろうかというふうにも思っております。ただ、いずれにいたしましても厳しい状況にあることだけは間違いないわけでありまして。

ただ、一方で農村の皆さんの中でも、今、乾議員が言われていたように慎重論があるというのは、仮に株式会社が参入した場合には、技術不足による生産性の低下。これによって耕作を放棄していなくなる。あるいは農業人口に伴う地域コミュニティの崩壊。こういった農業の多面的昨日が損なわれる恐れが、株式会社の参入によってあるのではないかというようなことが慎重論でもあろうというふうに思っております。私も先ほど申し上げましたように、今現在では農業特区の申請については、考えておりませんけれども、いずれにしましても、これは私のみならず、農協をはじめとするいろんな農業関係者のご意見等も伺う中で、これからも対応してまいらなければならない問題だろうというふうに思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、乾邦広議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩をいたします。

(13:47 休憩)

(14:00 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐々木芳男議員の発言を許します。

佐々木芳男議員。

[12番 佐々木 芳 男]

○12番（佐々木芳男） それでは、通告に基づきまして、次の2点についてお伺いをいたします。

第1点目は、少子化対策についてであります。

近年急速に少子化が進み、一向に歯止めがかからないのが現状であります。厚生労働省のまとめによると、一人の女性が一生に産む子供の平均数は約1.32人と発表されております。前年よりも0.01ポイントも下回っているとの報道であります。

このまま推移することになれば、我が国自体が存亡の危機を迎えるというふうな学者もおります。幕別町はこれまで一貫して人口増加の傾向にあり、今後のこの状況で推移するものと積算されております。この傾向は札内地区を中心とした宅地開発によるものであり、機械的増加と見るができます。したがって、人口増加の傾向と伴に高齢化が進んでおり、高齢化率も約16%と全国平均を上回る結果となっております。これに反して本町における人口の自然動態を見ると、年間の出生数はわずか200人台を推移しており、あきらかに少子化傾向が高まっていると言えます。

こうしたことから、町の将来を展望する時、宅地発展による人口の増加にも限度があり、出生率の低下がこのまま推移すれば少子化傾向に拍車がかかり、経済的にはもちろんであります、町全体が活力を失う結果になるかと思われま。

政府は今、少子高齢化対策2法案の成立や、子育て減税を検討していると言われます。こうした対策は遅きに失した感じもするわけではあります、このことが今、家族増や結婚、出産を押し付け、産めよ増やせよの政策につながりかねないといった問題点が指摘されております。いずれにしても少子化問題は今大きな社会問題として取り上げられていることは確かであります。

こうした中で、少子化対策等といった大きな問題は国政の問題であり、一地方自治体の問題ではないという考えもあるようでございますが、自治体だからこそできる、自治体でなければできない問題も多くあることも確かであります。本町における子育て支援センターもその一つであり、エンゼルプランも然りであります。今、少子化の大きな原因の一つに、安心して子育てのできる環境にないということが大きく取り上げられております。現在は核家族が多く、若い夫婦二人暮らしの家庭が圧倒的に多くなっております。こうした若い夫婦が出産後約6か月の母親の負担は大変なものだと言われております。こうした時期に母親がもし風邪を引き寝込むこと等があつて、日常生活に支障を来し、母親がパニックに陥ることもあるやに聞いております。こんな時知人や親戚もない若い母親に何らかの手当や援助活動が必要であると思われま。

以上の観点から、これらの問題を解決するために、本町の少子化対策の一貫として、ヘルパー派遣制度など、抜本的施策を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

次に老人福祉センターの活用についてお伺いいたします。

先ほど伊東議員の方からもこのことについてお話しがございました。今、老人福祉センターは地域のお年寄りの憩いの場として先ほどもお話しありましたように、相談ごとや健康増進、そして学習やレクリエーション等、多種にわたって楽しみを共有する施設として好評を得ております。その利用頻度も年々増えていると聞きます。特に温泉は好評であり、入浴者も非常に多いと言われます。パークゴルフで汗をかき、疲労回復のために一風呂浴びて汗を流す。お年寄りの健康保持には最高であり、大いに推奨するところでありますが、お年寄りの中には一人暮らしで車の運転もできず、温泉に入りたくても行けないという方がいると聞いております。町としても福祉バスを運行し、より多くの方々に利用していただくための便宜を図っているところですが、それでもなお、利用できないお年寄りの方々がおります。これらの方々も容易に入浴できるためのきめ細かな手立てを講ずることも必要でないかと思ひますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

少子化対策の一環としてヘルパー派遣制度を取り入れてはどうかのご質問であります。本町では、安心して子供を産み育てることができるよう、子育て支援のための環境づくりを進めるため、昨年12月に幕別町エンゼルプランを策定したところであります。

ヘルパーの派遣は、障害児家庭では、今年4月から始まりました支援費制度の中でヘルパーの派遣を受けられることができるわけですが、健常児については、現状ではそのような制度がないわけがあります。ヘルパーの派遣制度につきましては、過去において問題提起された、あるいは検討されたというようなことがなかったのだらうというふうに思っておりますし、また、エンゼルプラン策定委員会の中でもテーマとして議論されなかったというふうに伺っております。私どもとしましては町民の皆さん、あるいは若いお母さん方が、この制度に対してどのような意見を持たれているかも勉強させていただきたいと思っておりますし、先進地なんかの事例などがありましたら、これらについても調査研究をしながら対応をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、老人福祉センターの活用についてでありますけれども、老人福祉センターにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、多くの方々に利用され、大変、喜ばれているということで、私どもも有り難く思っているところであります。

利用者の多くはその交通手段として、地区別老人クラブに配車をいたしております4路線の福祉バス、また近距離にある方は自家用車や徒歩などで対応していただいているのが現状であらうというふうに思っております。

このようなことから、車を運転できない方につきましても、同様に、福祉バスを利用されているか、あるいは自家用車に便乗させていただいているのだらうというふうに思いますけれども、現状におきましては、この福祉バスを増便する、あるいは新たな交通手段を確保するということは、非常に難しい状況にあるわけでありまして、利用される皆さん方には、何とか足の確保に工夫をいただいて、利用していただきたいものというふうに考えているところであります。

以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○12番（佐々木芳男） 良いことだがなかなかそのことに踏み切ることにはできないと、いろいろな事情がおりかと思えます。そのとおりだと思います。特にこの少子化問題というのは、町長の施政方針の中にもこの町の少子化問題について、やはり大きく取り組まなければならないというような意味も含めて福祉問題を取り上げておられます。今までのエンゼルプランと、細かくその計画を立てておられるわけですが、より抜本的な思い切ったことをやはりこの少子化問題について考えてみなければ、やはりいつまでも少子化、少子化で続くわけでございます。本町においても、先ほどもお話ししましたように人口は増加しているわけですが、しかしやはり新しく生まれ出る子供が非常に少ないと、これはやはり将来に対して非常に心配なことであらうと思えます。

実はこのヘルパー制度につきましては、山梨県の高見町というところで、これを実施しているわけですが、特に産後1ヶ月とか2ヶ月とか、そういったときに風邪をひいたり病気にかかったりする、そういうお母さん方がいる。しかも最近は夫婦二人きりの生活でございますので、どうしても隣近所とまだ交流がないといったようなところで非常に悩んでいる若い夫婦がいる。そういったところに何とか手助けをしようというので考え出したのが、このヘルパー派遣制度だというふうに聞いております。もし、きめ細かく考えていこうとするならば、そういった困っている若い夫婦が、この本町の中にどれくらいおられるのか。実際には保健所等もございますので、そういったものについては解決しているというふうにも考えられますけれども、そういった抜本的なやはり考え方、発想の転換をしていくことが、まちづくりをしていく上で非常に大事なのではないかなと、そんなふうに考えます。もう一度、もし、新しい何かを考えていることがあれば、お伺いしたいというふうに思います。

それから、老人福祉センターですが、これは先ほど町長からもお話ししありましたようにいろんな手立てを組んでやっているのですが、たまたまご老人にお会いしまして、いや私は温泉に行きたいんだと、隣のじいちゃん、ばあちゃんは二人で温泉に行って楽しかったって言うけども、私たちはなかなかそこまで行けないんだと。温泉そのものが50円なり100円なり取られてもいいと。何とかしてみんなと一緒に入りたいものだなという話を聞いたものですから、それなら何とかその方法を考えなければいけないねということもございました。

したがって、ざっくばらんに言いますと、ハイヤーを使っていくのだそうですが、500円くらいは最低かかるそうです。これらについて、もし補助とまでいなくても、いくばくかの援助をいただければうれしいというお話しもございました。したがって、今温泉は無料でございます。それを有料にすれということは申しませんが、経費の問題でもしそういったことにかかわって考えるとすれば、50円でも100円でもカンパをしていただく。お風呂を入った方にカンパをしていただいて、それで何とかそういった方々を補うことができないのかというようなことも、いろいろと考えたものですからご質問させていただきました。以上でございます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のヘルパー制度でありますけれども、今お話しをいただきました先進地、山梨県にそういう町があるということでありますので、一度担当の方で十分中身を調査させていただきたいというふうに思っております。

ただ、私もエンゼルプランの策定委員会のメンバーの方と、ご承知だと思いますけど、今年の広報1月号に対談という形で出させていただきました。そうした中ではこうしたヘルパー制度の派遣ということは、先ほども言いましたように話題にはでなかったのですが、やはり要望としては一時保育に係る要望というのはかなり強いものがあるなというふうに受け止めました。今言ったように自分がちょっと体調が悪いので病院へ行ってくる、あるいは冠婚葬祭で何時間か空ける、そういった時に預かってくれるような制度があればいいなという、こういうような要望もありました。私どもとしましてはこの一時保育につきましても子育て支援センターの在り方等も含める中で今検討をさせていただいているところであります。繰り返しになりますけれども、先進地の事例については調査させていただきたいというふうに思います。

それから、老人福祉センターの問題ですけれども、ハイヤー助成ということについてはちょっと考えられないのかなというふうに思いますし、もう一つ私どもの立場としますと、今の老人福祉センターを利用されている方が、どうしても札内地区の住民というのか、高齢者に限っている部分が非常に多いわけでありまして、それ以外の方はほとんどが老人福祉バスで行って利用すると。それ以外の方が自分の車で、あるいは歩いて毎日のように老人福祉センターの一定のフロアを利用すると。こういったことから考えますと、この老人福祉センターの在り方全体的なことも考えていかなければ、何か札内地区の銭湯代わりに使われて終わってしまうようなことになっても、これまたいけないのかなというふうに思うのですけれども、そうかといって幕別にも糠内にも同じ物を造れといわれても難しい問題があって、私どもも大変苦慮しているところであります。大勢の方に利用していただけるということ事態は大変有り難いことでありますけれども、やはり公平性というようなことからいきますと、何とか幕別、あるいは南幕別の人たちにも活用できるような方法がもっとないのか。そういったことも含めながら検討はこれからはさせていただきたいというふうに思っておりますし、先ほども言いましたように、あそこの施設ができてもう20年を超えたわけでありまして。今後の在り方等もやがては検討していかなければならない時期も迎えるのだらうというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように足の確保に何とか工夫をいただく中で、ご活用いただくようお願いをしたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、佐々木芳男議員の質問を終わります。

次に、助川順一議員の発言を許します。

助川順一議員。

[6 番 助 川 順 一]

○ 6 番（助川順一） 通告に従いまして、次の 2 点について質問いたします。

町財政の今後の見通しについてということで、地方交付税の見直し論、そして国庫補助金の縮減、税源移譲の問題等、国の地方財政に対する方針が定まらない中で、将来を見通すには無理があると考えますが、町村合併に一定の方向を示すということもありますので、町としての将来予測を伺いたいと思います。

2 点目、個別排水処理事業について。このことについては、16年度より 5 年間事業を延長、年間30個の設置枠で実施という計画であります。

一つ、公共施設と個人住宅の整備割合をどう考えているか。

二つ、申込み順にということですが、新築住宅をどう取り扱うか。

以上、質問いたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 助川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、町財政の今後の見通しについてのご質問であります、ご質問の要旨にもありますように、国の地方財政に対する方向性が定まらない状況が続いておりまして、町財政の将来方向を的確にお示しすることは、非常に難しいものがありますことを、まずもってご理解をいただきたいというふうに思います。

昨年12月 2 日に開かれました町議会の市町村合併調査研究会において、町財政の将来推計を示させていただいた経緯があります。この将来推計では、現状の住民サービスを維持していくことを前提に、地方交付税が今後30%削減された場合、これらサービスを維持することができるかとのものでありましたが、これらの推計によりますと、平成19年には、町財政は赤字になるとの推計をお示したところであります。

その後も低迷する経済社会が長引く状況の中で、ご存じのように先日、地方分権改革推進会議が三位一体改革として、国庫補助金の中長期的な廃止・縮減、さらには地方交付税総額の抑制など、地方に厳しい内容のまとめを総理に提出いたしております。

これに対し、地方制度調査会が、財源保証と財政調整機能を一体的に果たす必要性を強調した意見書を提出するなど、今月末に最終のまとめがどのようなふうに表示されるのか、今の段階では見えない部分もありますけれども、いずれにいたしましても、昨今のいろんな状況を踏まえ、町財政環境は今後より一層厳しさが増すものであろうというふうに私も認識いたしているところであります。

次に、個別排水処理事業についてであります、公共施設と個人住宅の整備割合につきましては、平成14年度までに設置した282個の浄化槽の内、平成13年度の 3 個を除き、毎年度 2 か所の公共施設に浄化槽を設置し、15か所の公共施設の整備が終了いたしております。

本年度は糠内小学校・駒島少学校の教員住宅の 2 施設に設置を予定いたしておりますが、16年度以降につきましても、へき地保育所など未整備の公共施設が残っておりますことから、今まで同様に、設置枠30個のうち 2 個分については公共施設に振り分け、整備を行いたいというふうに思っております。

次に、申込み順における新築住宅の取扱い方についてであります、受付に当たりましては募集枠内で申し込まれた方を最優先として、募集枠を超えた場合について、幕別町個別排水処理施設設置選考基準によりまして、一つには老人・身障者対策のための個別排水処理施設を設置計画する方を優先すると。二つ目に住宅の新築の際に個別排水処理を設置する方等、浄化槽設置の必要度の高い順に優先順位を付け、キャンセル等がありました場合は優先的に工事が行えるように対応いたしております。

なお、今年につきましては、当初予定しておりました募集枠を上回る申込みがありましたことから、今年度、何とか事業枠の拡大について、今関係機関と協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、限られた予算の枠内での執行となりますことから、住民の皆さんにご迷惑

をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解をいただきながら、これからも地域の生活環境の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、助川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 助川議員。

○6番（助川順一） 町長の本当に答弁どおり難しい問題だとは思いますが、今の国の状況などを見ていますと、どうしてもこの間の町が出した予測の収入範囲では終わらないと、まだまだ歳入は減っていくと、そういう状況は大体間違いないのだろーと思ひます。そんなことで、歳出の厳しい見直しという試算を、やっぱりされてなくてははいけないと思ひますよね。そのことを検討したことがあるかどうかちょっと伺ひます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然のことながら、財政の効率的な運営を図るためには、歳出についても十分その中身を精査していかなければならない問題だろーというふうに思ひております。そうした中でご案内のように、今幕別町は第2次の行政改革大綱に基づきまして、各種の歳出の見直し等を行ひております。これからも引き続き住民の皆様の理解をいただく中で、歳出の見直し、さらには縮減にむけて努めてまいりたいというふうに思ひております。

○議長（本保証喜） 助川議員。

○6番（助川順一） これ、合併問題にもかかわることですので、やっぱりその厳しさを本当に町民の皆さんにわかる形で知らせて一緒に物事を考えていくということは大切だと思ひますので、そういう部分での町の啓蒙活動、これはしていかなければならないと考えています。

それと、もう1点、先ほどの個別排水処置事業についてですけれども、地域によってはこの事業の理解がきちっとされていなくて、一つも入っていない地帯もあるということも聞ひているわけですね。そんなことで、これはアンケート調査だけで今回もやっておられると思ひますけれども、もう少し町民の皆さんにわかるように何か方法がないかどうか、もうちょっと考えていただきたいなと。

あと、これアンケートで一応希望が120ということですが、まだまだ地域には未設置が残るはずですので、そんなことで地域の住環境、あと地下水の汚染問題等も絡みますので、そんなことで財政状況は厳しいということは十分わかりますので、時間がかかっても目標としては全戸というのが望ましいと考えているのですが、それはどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の財政の状況の対応を住民の皆さんに周知をすると。これは今も予算、決算等におきまして、広報を使いながら幕別の財政状況というようなことで、年に2回くらいですか、周知をしているわけでありまして、今後合併問題なんかも絡んできますし、いろんな問題の中で、さらに住民の皆さんに理解をしていただくような方法をとってまいりたいというふうに思ひております。

それから個別排水。これは一応それぞれの地域といひますか、個人ごとに調査をしているわけでありまして、その辺で地域によって差があるというのはいくらかの事情があるのかもしれないけれども、できれば地域における説明会なんかを開催することによって、なお理解を深めていただけるということにもなるのかもしれないけれども、その辺も含めてちょっと検討をさせていただきたいというふうに思ひます。

○議長（本保証喜） 以上で、助川順一議員の質問を終わります。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

[1番 豊島善江]

○1番（豊島善江） 通告に従ひ、質問いたします。

1番目です。武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案の有事関連三法案が国民の不安を残したまま、今通常国会で成立しました。憲法の平和・民主的原则に反し、武力による先制

攻撃に道を開く。また、国民全員の協力を義務付け、基本的人権、財産権を侵すなど、修正されても問題は多く残されています。とりわけ、武力攻撃事態法では地方公共団体の責務も規定されています。戦争への対処措置を地方自治体の長や指定公共機関が実施しない場合、首相が実施を指示したり、それでも実施しない時は首相自ら、または大臣を通して実施する代執行の権限をもめています。地方自治を守り、住民の生命、安全に何よりも責任を負う町長としての見解を求めます。

2点目、公営住宅法の改正により数年前より帯広市からの入居希望者が増え、さらには景気の悪化も加わり、公営住宅への入居希望者が増加しています。建設年度の新しい公住のみならず、あかしやなどの年数の経った古い住宅でもなかなか入れない状況が生まれています。札内地区では民間アパートはたくさん増えてきていますが、家賃が高く、高齢者や低所得者は入ることはできません。平成16年から3か年計画で40戸の住宅が道のシルバーハウジングモデル事業として予定されています。しかし、これも町の再生マスタープランの総戸数950個は変わらないとしています。絶対数が不足しているのですから、公営住宅再生マスタープランを見直し、総数を増やすことが必要です。また、低家賃の住宅も必要だと思います。

3点目には、札内地区における公住は主に南小学校下に固まっています。各小学校下に公住を建設する必要があるのではないのでしょうか。

次に3番目、教育行政についてです。教育行政執行方針では教育に贅沢なし、質の高い教育のまちづくり、また教育の風は幕別からと、教育行政に対する意気込みを感じるところでもあります。その中の学校教育の推進においてはかなり新しい事業も出てきていますが、その中で学校教育の推進について4点について伺いたいと思います。

1点目は、学校評価制度についてです。学校協議員制度が昨年10月から施行され、8か月が経過いたしました。学校協議員制度は学校と地域との連携が重要と押さえ、協議員と学校が対等協力の元に意見交換をし、共通理解の上で学校経営に役立てるとしています。現在、この事業は途中ということできちんとした成果などは出されていませんが、今回の執行方針の中で、この協議員制度に加えて外部評価も視野に入れた学校評価制度と制度の構築に向けた取り組みを図るとしていますが、この学校評価制度とはどういう内容で、何を目的で行われるのでしょうか。また、現在行われているこの協議員制度との関係もお聞きしたいと思います。

次に通学区についてです。札内北小学校通学区弾力化事業について、この執行方針ではいよいよ学校が選ばれる時代に入りとし、特色ある学校づくりの必要性を述べています。さらに、新たに小規模特認校制度を16年度に向けて研究とも述べています。北小学校の場合は、通学区が地域の実態に合わないの見直しがあったと私は押さえています。その結果をいよいよ選ばれる時代とするのはいかなもののでしょうか。また、全国的には少しですが、既に学校選択制が導入されている地域も出てきています。この制度は学校間格差や序列化を生み出すことや、地域ぐるみで作り上げてきた教育環境が崩れていく危険性もある点が指摘されています。義務教育は本来、憲法と基本法に基づいてどの子にも等しく普通教育を保証すること、町内のどこの学校に通っても同じような教育が保証されるという安心感が義務教育を支えているのではないのでしょうか。この学校通学区の問題は幕別の学校教育全体を大きく変えることから、町としてはどのような方向を目指しているのか伺いたいと思います。

次に3点目、学校給食についてです。輸入小麦から残留農薬が検出され体に影響を与えることから、国産米を使ったパンをとという試みが広がってきています。都道府県レベルでも国産小麦を10%から30%混ぜるなどしている府県が増えてきています。また、それとは別に独自に国産小麦100%の給食パンを供給する自治体も広がってきています。幕別では国産小麦50%、輸入小麦50%の割合でパンが供給されています。安全で喜ばれる学校給食の提供を執行方針でも述べていますが、主食である給食パンの安全性を追求し、輸入小麦ではなく、国産小麦100%使用の方向で進めるべきだと考え、伺います。

次に4番目、教育環境の整備についてです。学校施設は年々老朽化し、修理しなければならないところも増えてきています。校舎や体育館の雨漏りや、すが漏り、外トイレの水洗化、水道管の老朽化、網戸の設置、トイレの臭いなど、たくさんの改善要望が多く为学校から出されています。

1 点目、学校の改築の計画についてお伺いします。

2 点目、要望に対する整備計画についてお伺いします。

3 点目、学校とのヒアリングや、また教職員組合との要求を聞く場を設けていると思いますが、その取り扱いをどのように行っておりますか。

4 点目、耐震診断が必要な 7 小中学校校舎と 8 小中学校体育館の計画と見通しはどうでしょうか。

以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 豊島議員のご質問にお答えをいたします。

最初に私の方から質問事項の 1 番目と 2 番目について、答弁させていただきます。

はじめに、有事法制に対する見解はとのご質問であります。有事関連三法、いわゆる武力攻撃事態対処法・改正自衛隊法・改正安全保障会議設置法が、今月 6 日に参議院本会議において可決成立されたものであります。これは、日本が外国から武力攻撃を直接受けた際の基本的な考えや手続を定めたものというふうに認識いたしておりますが、国と地方自治体との役割について明確な内容が示されていないことや住民の避難誘導策、私権制限等の範囲についての法整備、いわゆる国民保護法制が先送りされているという議論があるところであります。

過去の戦争の悲惨さと戦後の動乱の厳しい時代を振り返り、平和を再認識いたしますとともに、有事を招かない努力こそが私たち国民の生命と財産を守る唯一の道であろうというふうに考えております。

このような法律が適用される事態が起こらないよう強く願うものであります。

次に公営住宅再生マスタープランの見直しを行い、絶対数を増やすことについてのご質問であります。ご承知のとおり公営住宅再生マスタープランは、社会生活環境変化、高齢社会の現実を踏まえ、本町における公営住宅の役割、老朽となる住宅の再生、さらには住民ニーズに対応した公的住宅の在り方について、既存団地の建て替え計画と、これからのまちづくりに果たす役割を示したもので、平成 11 年から平成 26 年までの建て替え計画であり、最終的には公営住宅の供給目標戸数を 950 戸と定めているものであります。

建て替え事業は平成 11 年度からに着手し、現在、旭町団地の建て替えを進めているところであります。

住宅困窮によります応募状況であります。平成 8 年の公営住宅法の改正により、極端に言えば全国どこからでも応募ができるようになったこと、また、質問にありますように経済状況の影響で、少しでも安い住宅を求める傾向などもあって、応募者が多くなってきているものと思っております。

応募内容では第 1 に家賃が安い。これが理由で応募者全体の 50% を占めております。次には現在入居している住宅状況、環境に不満がある。このことによって応募される方が約 20% を占める内容となっております。また、新しい住宅、さらには札内地区に応募が大変多い状況となっており、このような状況を考慮した場合、再生マスタープランによる供給目標戸数の増加については、特別な状況の変化がある場合を除き難しいものがあるものと考えております。現行の再生マスタープランによる建て替えに全力を挙げ、既存団地の住環境の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に 2 点目の低家賃の住宅をとの質問であります。公営住宅の家賃は平成 8 年の公営住宅法の改正により、それまでの公住建設費や地価をもととする法定限度を限度として決定する原価方式であり、特に低所得の方のため住宅として種別制をとっておりましたが、改正後は入居者の収入と住宅から受ける便益によって決定する応能応益方式家賃体制となり、収入の低い入居者の方は低い家賃を、高い方は高い家賃を、また住宅の広さなどにより家賃が決定される仕組みに今改正されたところであります。入居者の収入によって家賃を決定させていただいております。したがって、入居者、同居者の収入が低くなった、あるいは、病気・災害など特別な事情がある場合は、家賃の減免あるいは徴収の猶予をすることができることとなっておりますので、これら減免等によって対応してまいりたいというふうに考えております。

次に 3 点目の各小学校下に公住をとの質問であります。先ほど申し上げましたとおり現在、公営住宅再生マスタープランに基づき既存団地住宅の建て替えを優先的に進めていく考えておりますので、今

新たな箇所新たな公営住宅を建設することについては考えてはおりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、豊島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 豊島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の学校評価制度についてであります。ご承知のように学校は自校の経営方針や教育計画、あるいは達成状況などを保護者や地域住民に対して説明するという、いわゆる説明責任を果たすことが求められております。また、保護者や地域住民が学校の行っている教育活動について質問したり、意見を述べたりする機会や場を設定することも求められております。

このことは、学校が保護者や地域住民の意見や要望を受け止めるとともに、学校の総意として示した経営方針に基づいて教育活動を展開し、特色ある学校づくりを推進している姿を見せることが、学校と保護者や地域住民との信頼関係を構築する足がかりになると思うからであります。

執行方針でも述べておりますけれども、学校が保護者や地域住民の意見や要望を受け止める方法の一つに、本町でも昨年度から試行的に取り組んでいる学校協議員制度がありますし、いま一つは、外部評価も視野に入れた外部評価制度、いわゆるアンケート調査の実施を学校全体で構築する必要があるとの考えを示したところであります。

したがいまして、アンケート調査の内容、項目等につきましては教育委員会が示すものではなく、既にもう一部学校では昨年度から取り組んでおりますけれども、それぞれの学校の自主性を重んじながら、各学校が創意工夫し、教職員用、あるいは児童生徒用といった内部評価アンケートから、保護者向けの外部評価アンケート調査など様々なものが考えられますので、これらは教職員との共通理解のもと、学校の総意として実施されることを私どもは期待をしているところであります。

そしてそのことが結果として、学校の教育活動に保護者や地域住民の参画を得ることになりますし、情報の共有化とともに信頼関係が構築でき、自律的な学校経営を可能にするなど、これまで以上に開かれた学校づくりを推進できるものと、こんなふうに考えております。先ほどの質問の中に協議員制度についてどうなのかというお話がありました。このことにつきましては、幕別町独自という形の中で、教職員も含めた形、あるいは児童生徒も含めた形、これで10月から試行的にやっておりますけれども、このことについては学校側も教職員側も、大変今のところ好評でありまして、学校の伝えようとすることをきちんと伝えられる、そして相手側からも受け止めることは受け止める。そういった中でともに一緒になってやっているという意味では、私は今のところいいのかなというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましても10月、この段階で一貫評価をしなければならないだろうというふうに考えております。

それから次に、通学区域に対する方向性についてでありますけれども、ご承知のように現在、児童生徒に生きる力をはぐくむ観点から、教育内容や教育方法のみならず、学校教育の枠組みや組織、運営の在り方を含めた様々な教育改革が進行中であります。

そうした中で、学校がこれから目指していかなければならないことは、各学校が自主性、自律性を基盤としながら、特色ある学校づくりや特色ある教育活動を展開することの重要性を執行方針の中では述べさせていただいたというよりも、強調させていただいた。そんなことでありますので、ご質問の通学区域の変更、あるいは学校選択性については現段階では考えてはおりませんので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

なお、途別小学校における小規模特認校制度。これは、これからいろいろとお話しがされるわけでありまして、これは通学区域制度の弾力的運用の一つとして、これは北小と同じでありますけれども、これを使っていこうと。これは何かといいますと、小規模な小学校への特別転入学措置でありまして、事業効果としては大きな学校に通学できない児童もいるわけでありまして、こういった児童たちも含め、自然環境に恵まれた郊外の学校で学ぶことによって、子供たちの心身の健康増進を図り、そして豊かな人間性や自然を愛する心、他人を思いやる心などを育むことのできる環境づくりができるので

はないかと、そういう期待をもって今進めようとしているわけでありまして、具体的にはこれから学校、地域、保護者の方々とよく話をしながら、できれば平成16年度から取り組みをしたいということで執行方針では述べたことを、ここでまたご理解をいただきたいと思います。

次に、学校給食に安全なパンをというご質問でありますけれども、現在、学校給食の主食のうちパン食は週2回を原則として、年間約80食であります。幕別町で使用しているパンの原料につきましては、十勝管内産のホクシン小麦50%、輸入小麦50%であります。ホクシン小麦の使用につきましては地産使用の観点から平成10年度から使用をしているところであります。

しかしながら、ホクシン小麦につきましては、グルテン、いわゆる小麦のたんぱく質、これが少なく、めん類に適した製品であることから、パンに適した輸入小麦粉を配合したものを現在使用しておりますけれども、カナダ・アメリカ産小麦は気候の関係上、ほとんどが春小麦であって、赤色硬質小麦、いわゆるマニトバ小麦といわれるものでパン用として大変優れており、日本のパン用原料として多く使われているものであります。

ご質問にあります残留農薬にかかわる件でありますけれども、平成13年に食品衛生法に基づく残留農薬基準が定められまして、輸入小麦につきましても残留農薬にかかわる検査が実施されております。平成15年3月時点でアメリカ・カナダ産小麦については、106項目の農薬検出調査が実施されておりますけれども、そのうち7項目の残留農薬が検出されております。しかし、そのいずれも食品衛生法で定められた基準を超えたものは検出されておらず、大半が基準値の10分の1以下というごく微量なものであるという調査結果が公表されているところであります。

しかしながら、安全でおいしい食材を提供することが学校給食の理念でありますことから、微量の化学物質でも過敏に反応する児童生徒もいますので、より安全な食材を使用することが最も重要なことであると考えております。

我が国のパン原料の小麦自給率が9%と言われている現在、安定した量の確保や製パン性等々課題はありますけれども、100%安全なパンを提供することができないか、引き続き学校給食会、関連企業等とも検討を進めるとともに、安全性について積極的な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に教育環境の整備のうち、1点目の改築計画についてでありますけれども、学校施設の大半は昭和40年後半から50年代にかけて建築され、約20年から30年を経過した校舎や体育館であり、構造的には鉄筋、鉄骨造りのため、耐用年数的にはまだまだ数十年持つ構造となっていることから学校施設の基本的な改築計画は現在のところは策定されておらず。

しかしながら、4点目のご質問にあります耐震診断計画との関連もありまして、昭和56年の新耐震基準施行日以前に建築された学校施設の耐震診断又は耐力度調査、これらを実施し、その診断結果に基づき耐震性に問題がある場合は、耐震化に向けた補強・改築工事に合わせ、改修すべき個所の補修を実施していくことも一方では検討していかなければならないと考えております。

次に、全体の整備計画についてでありますけれども、学校施設における大規模な改修を必要とする整備につきましては、例えば、校舎の屋根塗装、教員住宅の水洗化、ボイラーの更新等、大きなお金がかかるものにつきましては、総合計画3か年実施計画に基づきながら、計画的に順次実施しておりますが、今後におきましてもこうした大規模的な改修については、整備の必要性、緊急度、優先度、こういったものを見極めながら3か年実施計画に位置付けし、対応してまいりたいと考えております。

なお、雨漏りや水道管の老朽化等による水道水の汚れ、また、給排水施設・給湯設備の故障など児童生徒の学校生活、授業に支障を来し緊急を要する補修につきましては、その都度対応していますが、引き続き意を用いてまいります。

3点目の学校要望を把握する体制とその取り扱いでありますけれども、例年予算編成前に各学校、あるいは教職員団体等々から営繕や簡易的な修繕要望書の提出をいただきながら、直接、ヒアリングを行った上で翌年度の予算要求に反映させるとともに、年度当初には各学校に職員が訪問調査を行い、実態を確認しながらその緊急性・必要性などを勘案しながら、限られた予算枠の中で知恵を出しながら施設の補修整備に努めているところであります。

次に、耐震化に向けた耐震診断の実施についてであります。道教委のまとめでも公立小中学校施設の耐震診断実施率は6.60%と全国の30.8%を大きく下回る結果が示されており、不測の事態に備えた耐震化促進が急務とされております。

しかしながら、耐震診断では、例えば1棟に300万円程度、さらに大きい施設ではそれ以上の経費がかかることとされており、財政的な問題が各自治体の推進上大きな障害となっていることから、文科省では学校施設の耐震化推進に関する調査研究協力者会議を昨年10月に設置し、本年4月15日最終報告が出されたところであります。

これによりますと、検討組織の設置や耐震化事業の優先度や緊急度を検討するための耐震化優先度調査や耐震診断結果の評価方法が提案され、この提言を受け文科省は本年度、耐震化推進計画策定モデル支援事業を実施したいとの考え、さらには学校施設の耐震化推進に関する調査研究事業も行い、既存の学校施設の耐震診断・耐震補強の推進方策、簡易耐震診断の実施方法などについて検討するとされております。

また、全国的に学校施設の耐震化の進まない主な理由として、財政上の理由があることから、文科省では耐震化促進に向けた補助制度等を5か年程度の時限立法制定に向けて現在検討中という情報もあることから、今後これらの国の動きを見ながら診断計画、補強計画等を策定していく必要があると考えております。

このため、幕別町におきましてはこれら国の動きに対応するため、庁舎内関係部局によります、仮称でありますけれども、耐震化推進検討委員会を早急に設置し、耐震化に対する優先度、必要性、さらには診断後の補強計画などについて具体的に検討するとともに、国に対してはこれまで同様関係団体とも連携しながら要請活動を続けてまいりたいと思います。

以上で、豊島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

○議長（本保証喜） 質問の途中でありますけれども、この際、15時10分まで休憩をいたします。

（14：55 休憩）

（15：10 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊島議員。

○1番（豊島善江） 2番目の公営住宅の待機者解消に向けてということで、今のお答えではマスタープランの見直しは行わない、絶対数は増やさないということでした。これはこれまでも何回か質問はしてきているのですが、その都度特別な状況の変化がない限り難しいという、そういうお答えが繰り返さされていきました。この特別な状況の変化というのはいったい何なのかというのが一つと、それから、この公営住宅法が改正されたのが平成8年ということで、この8年から今平成15年ですから、7年間にわたって、この住宅が不足しているというのは続いてきているのですね。とりわけ、昨今は経済状態が回復しない、それどころか悪化をしてくれているということで、さらにその平成8年の当初に比べても、希望者が増えてきているというのが実態で、恒常化していると思うのです。そういうことに対しては、やはり手立てを打つべきではないかということが一つです。

それから、各小学校下に公住をとということで、今マスタープランでもそういう計画はないということは承知をしています。しかし、現実に公営住宅に望まれる人の中には、家を持っていたけども離婚をして何とか公営住宅に入りたいとか、家を手放して入らざるをえなくなったとか、様々な住宅に入る要因があります。そういう中で、やはり小学校に通っているお子さんたちがいるというような方は、公営住宅が南小学校下に固まっているために、そこに学校も移らないと入ることができないという大変つらい現実があります。そういうことから見ますと、土地があるなしにかかわらず、そういうような公営住宅の配置も必要ではないかと思うのですが、そのことについてお聞きをしたいと思います。

それから、教育行政についてですが、学校給食に安全なパンをとということで、100%国産小麦、こういう動きが全国ではかなり広がってはきています。特に東京都だとか、埼玉県だとか、そういうところでは市によって100%を使って実現をしている、こういうところが増えてきているのです。これの背景

になっているのが、やはり輸入小麦の残留農薬の問題があります。教育長のご答弁の中でも残留農薬は少なかったということも言われていました。けれども、輸入小麦に比べると、国産小麦からは残留農薬は発見されない。やはりより安全なものをということから考えると、やはり国産小麦の100%の試みを進めていくという努力が必要ではないかと思います。

国会でもこのことで質問をしまして、農水省なんかも利用促進に努めたいと答弁していますし、文部科学省も地域の産物を使うことは非常に大事だということで、研修会などを通じて指導をするとか、そういうことも行うという答弁もしています。十勝の場合は平成10年から50%、50%できていますが、その間どのような試みというのですか、研究というのがなされているのか、もしわかればお知らせいただきたいと思います。

それから、教育環境の整備なのですが、全体の整備計画について、今3ケ年計画で対応しながら、緊急度の高いところはその都度対処していくというようなお答えでした。この間、私も学校訪問なんかさせていただきまして、いろいろ学校の現状もお聞きしてきました。そうしますと、例えば北小学校では、体育館、風のついた雨の時には必ず雨漏りがして、体育館で3ヶ所くらい雨漏りをする場所があって、授業の前には必ずそこを拭いてから始めたり、そこに新聞紙を敷いたり、そこを除けて授業をしたりという、そういう教育活動に支障になっている。そういう状況も聞いてきました。

それから同じく北小学校では、学校の中にある物置のすが漏りがひどくて、天井が落ちてきているんですね。そのところに配線やなんかがありまして、下手をしたら漏電の危険があるのではないかとということまで指摘をされていました。そういうのがやはりほかの学校にも、緊急度を要するような結構大きな改修しなければならないということもかなり聞かれました。それで、3ケ年計画を見ましてもこういうのが入っていないのですね。私はやはりこういう現場の声をきちんと聞きながら、多少お金が掛かっても、教育に贅沢なしというふうに言い切っていますから、その立場でその考えできちんと整備をしていくということが必要だと思いますのでお聞きします。

それから、要望を聞く体制とかその取扱いについてですが、そういう場を持っているというのはお聞きしています。その時に、やはり私はいろんな学校からたくさん出される課題だとか要求に対して、もう少し具体的な整備計画を示してあげることが必要ではないかなと思うのですね。例えば、細かいことで言えば、学校の外トイレの水洗化の問題だとか、網戸の設置だとか、たくさんの課題があるのですけれども、それが、平成16年度くらいからならできるだとか、何が終わって、これが終わって、何年度くらいから実施できるという、そういう大きなスタンスでの整備計画なんかも持たれると、非常に毎年毎年同じ要望があがるというふうにはならないと思うのですが、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、耐震診断の計画の見直しということですが、学校というのは、避難場所にもなっていて非常に安全性を重視しなければならない場所だと思います。今回、教育長の答弁の中で、検討委員会も作ってやっていくというお答えですから、それを本当に早めて、少しでも早く17年度以内に全部実施できるような方向で進めていかれたらと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公営住宅にかかわっての問題でありますけれども、先ほどお話しありましたように平成8年度公営住宅法の改正によりまして、以来相当の年数経っているわけですが、特別な状況がどんなものが具体的にあるのかということですが、なかなか特別な状況は特別な状況だと思うのですけれども。例えば災害なんかで著しく住宅が不足したとか、あるいは大きな企業が立地することによって大幅に人口が増えてきたとか、そういったことでないかとは思いますが、それ以外に特別な事情ですから、何かほかのことがあればまた別なのかもしれませんけれども。ただ、今、待機者が多いという中では、先ほども言いましたように、公営住宅法が改正されてどこからでも公営住宅を申込みすることができる。本当にこう町民の方だけが今住宅に入りたいけれども公営住宅に入れないで悩んでいるのかというと、そうでもない部分もかなり見受けられる。話によりますとひどい人は帯広、音更、幕別、芽室に全部公営住宅申し込んでいる人がいて、どこで当たってもいいのだというような人も中に

はいるといような状況なものですから、これはなかなか公営住宅を増やすというほど、これはまだ住民の皆さんにとって悪いことではないでしょうし、まちづくりの上からもそれなりに人口も増えるということもあるわけですから良いことなのかもしれませんけども、やはりこれにはそれなりの財源、あるいは計画というものが必要になってくるわけでありまして、ましてや離婚によって校下が変わるから北小校区にこういう住宅があればいい。これもそれはわからないわけではないですけども、なかなかこう、特に北地区は民間によって非常に住宅の整備が進んでいる中でありまして、何とかこの辺は町全体の中の戸数でご理解をいただきたいというふうに思っております。

ただ、執行方針の中でもお話しさせていただきましたけれども、今道営のシルバーハウジングが40戸これから建設されることによりまして、当面は950戸プラスこの40戸ということになるのだろうと思っておりますから、まだ何年かの間はその分が増えるということにはなるのだろうというふうには思っておりますけれども、950戸を変えないというのは、そのシルバーハウジング40戸ができれば、道営住宅は建て替えますから、その40個分はいつか町に移管して、あるいは町が、対応年数がくれば壊してしまえば元の950戸に戻るということでございますけれども、当面の間はこの40戸が増えていくということには間違いはないだろうと。幾らかは緩和されるのかなというふうに思っておりますけれども、何とかこの辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（本保征喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 1点目の給食、いわゆる小麦の国内産利用という形であります。これも先ほどもお答えしましたとおり、100%、これができれば一番いいのだろうという、私も思いは同じであります。しかし、この小麦粉自体、実際に100%やってみたところ、フランスパン的なものには非常に合う。しかし、食パンなんかにすると縁が非常に固いということで、なかなか適しなかったということが平成10年以前の北海道学校給食会、この中においていろいろと検討されてきた。したがって、50、50という形の中で現在に至っているということでもあります。そういったように、100%、試みができるように私もそのことは十分に認識しながら、これからいろんな形の中で詰めていきたいというふうに考えておりますけれども、6月17日の新聞報道なんか見ていると、パン用秋蒔小麦の新品種、「北のかおり」といったものが、これから生産奨励されるだろうという朗報もありますので、私もこういったものも期待を寄せながら極力そういった国内産を使っていきたいと、この気持ちには変わりありませんし、極力このことによって給食費が上がることをないようにということも念願しながらという、両面の考え方であることをまずはご理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、修繕、雨漏り。今、事例を出していただきました。確かに私もそのことは十分承知しております。こういったものにつきましては、申し訳ないのですが全面的に屋根改修できないものですから、部分的な応急処置という形の中で、なかなか実態としては追いついていけないというのが今の現状であります。したがって、抜本的対策、これにつきましては、これからも、その都度学校と協議しながら、私も出向きながら改善に向けて努力をしたいというふうに考えておりますし、もう一方では、要望の件でありますけれども、具体的な整備計画、これは、なかなか本当は何年に何ができますよと申し上げればいいのでしょうか、やはり3ケ年実施計画というものがあつて、大きなもの500万円以上につきましては、そういった中でいろいろと検討されながら、幕別町全体の中で枠組みをつけているということでありまして、教育に贅沢なしというのは幕別町非常に、教育費結構いい方いつているかなという意味合いで教育贅沢なしという言葉使っているわけでありまして、これからはもうそういったふうに贅沢のない形の中で、場面場面で合ったような修理対応なんかもしていきたいということで、ご理解を賜りたいと思います。

それから耐震化につきましては、先ほど申し上げましたとおりでありまして、国もそれなりの動きをしてきております。ですから、今私も以前にお答えしておりますけれども、平成17年度までには何らかの形で、いわゆる一次診断、二次診断、あるいは体力度調査、こういったものを含めながらやっていきたいということで、先ほど申し上げました検討委員会を設置し、この中でいろんな形のものを検討させていただくということでもあります。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 1点、お聞きします。公営住宅のマスタープランの見直しなのですが、特別な変化ということは、今ご答弁いただきました。それで、公営住宅法が平成8年に変わって、7年間恒常的に待機者が多い、しかも待機者が増えてきているという現状をどんなふうには押さえているのかね、そのところなのですね。それが、例えば昨年とその前の年だけ多かったけども、あとは減るのだよとか、そういう場合と違って、ずっと恒常的に待機者がいつも多いということを、やはりこれはマスタープランを見直す、そういう材料になるのではないかと思うのですが。現実に公営住宅だけではなく、学校のもう古くなった小さな教員住宅にもびっしり入れない人が入っているという現実がありますよね。そういうことも考えますと、やはり住宅を求めている人は、先ほどいろんなところに申し込んでいますけども、やはりせっぱ詰まっている場合が多いのですよね。入る場所がなくて入る場所を求めているということですから。そういうことでは、そういうこともやはり絶対数を増やすということが必要だと思うのですが、もう1度だけご答弁をお願いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 実態として、毎年待機者が増えている、申込み者が増えているのはこれは実情でありますし、私どもの今の考えからいくと、こうした社会経済情勢が続く中にあるのは、一遍に減るなんということにはなかなかならない問題があるというふうに思います。ただ、先ほど来繰り返しますが、この問題は幕別町のみならず、一市三町、あるいは全道・全国的な問題でもあろうというふうに思っております。しかも私どもは今、公営住宅に何も手をつけてないわけではなく、現に旭町の公営住宅の建て替えを進めているわけでありまして、このあとは札幌へ次の建て替え計画をしているわけでありまして、そういった状況の中では新たに北地区なり、新しい土地を求めて公営住宅を新規に増やしていくというのは、なかなか難しいのであろうというふうに思っております。確かに待たれる方、厳しい状況の中で、少なくとも安い家賃の中でということについて、その辺を理解しないということではありませんけれども、町財政、あるいは町の行政を進める中、公営住宅の施策を進める中で、現状の課題として、そういう建て替えを優先的に進めているという実態もある中では、なかなか新規には取り組めないという実態を理解していただきたいというのが、私どもの考えであります。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の設問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

[2番 中 橋 友 子]

○2番（中橋友子） 通告に従いまして、5点について質問を行わせていただきます。

1点目の地方財政問題につきましては、先ほど助川議員も質問されておりましたので、そのことを踏まえて質問をさせていただきたいと思っております。

1、地方財政確保は、最重要課題。国の地方財政削減が強化されています。昨年の6月に地方分権確立のための財源保証として示されました、骨太方針の柱となります、三位一体の改革は地方自治と地方分権の権利を高めていく方向に実際にはなく、一つには国庫補助金負担金の削減であり、二つ目には、地方交付税の見直し、そして三つ目には、国から地方への税源移譲を一体として検討をすると示しながらも、実は財源移譲に実際に行われても、課税客体が乏しく、担税能力の弱い地域では大幅な国庫補助金と交付金の削減のみが進んでいく状況となります。全体として、地方自治体の財政維持が困難になるために、関係団体の反対や、意見、決議が出されてまいりました。しかし、今月中にさらに骨太方針第3段が方向付けされるというその中身においては、これらの意見等は反映されずに、逆に教育で2割、社会保障で6割を占める補助金負担金は削減の方向にあり、税源移譲は増税が決まるまで先送り、そして財政保証機能は廃止されるという大変乱暴な方向となっています。このまま進めば、地方への影響は計り知れません。特に担税能力の弱い北海道では、総額で試算によりますと、約4,500億の削減とも言われています。財政危機のつけを住民と地方自治体に転嫁することは改革とは言えません。標準的な行

政サービスを国民に保証する国の責任を明確にし、地方の財源を充実させて、地方自治を発展させる方向こそ求められるのではないのでしょうか。この点についての考え方と、地方財政確保についての対策を伺います。

2点目は、市町村合併についてであります。この問題について町長はこれまで、国の強制は許さずに住民の意思で方向を決めていくと示されてきました。そして一方では、合併に踏み込む任意協議会の設置を示しています。しかし、先の質問で、ただいま述べましたように、地方の将来を支える財政の保障は崩される一方で見通しが立っていないのが現状です。税財政の将来像が明らかにされない中で、任意協議会の設置が進み、つまり合併に踏み込んでいくことには無理が生じてくるのではないのでしょうか。国の強制を許さないと言葉で表現しても、結局、確かな見通しがないまま進んでしまう危険が生まれます。

さらに、今回だされた地方制度調査会の中間報告も、新法制定時の人口規模は示さなかっただけで、これまでの強制的姿勢の西尾私案と本質的には何も変わっていません。むしろ都道府県の権限強化で追い込んでいくのが実態です。合併の餌とされてきた特例債も、結局は地方が将来支払をしていく借金にほかなりません。また、用途も定められています。そして、合併を行ったとしても10年後の交付税措置は大幅に減額の方角にあり、財政問題をはじめ、合併によって解決されるものは見つけづらい現状にあります。これらの内容は、まだまだ広く住民には知らされておらず、もっと住民の目線に合った情報の提供などが必要であり、時間が必要です。その点を踏まえて5点について伺います。

一つには、税財政の将来像が明らかにならない中で、任意協議会に踏み込むことは危険であること。

二つ目には、国の中間報告は私案と本質が変わっていないこと。

三つ目には、合併特例債は新たな借金につながること。

そして4点目は、合併10年後の地方交付税の大幅な削減が予測されること。

そして、住民により多くの情報提供を必要としていること。

これらについての町長の考えを求めます。

3点目は、障害者対策についてであります。誰もが安心して暮らせるまちづくりは、多くの町民の願いです。特に障害を持つ人たちが、住みなれた町で安心して暮らせることを願っているところです。幕別町では、身体障害者、知的障害者、精神障害者、合わせて1,000人を超える方たちが手帳の交付を受けていると聞いていますが、国の障害者に対する制度は、今年4月から措置制度から支援費制度に変わり、高齢者の介護保険制度と同じく、自らの力で制度を活用することが求められ、新たな困難も生み出しています。幕別町では、障害者福祉計画を平成13年に立てまして、その実施に当たってこられているところですが、特に施設面においては、唯一の通所の授産施設であるひまわりの家も、旧白人中学校の跡の利用で大変古く、多くはボランティアの方々の支援で成り立っている現状です。

また、通所に限られているため、ショートステイの開設などの改善も望まれているところです。さらに、特に重度の障害を持った人の更正援護施設、療養施設、これらは町内はもとより十勝管内にすらありません。やむなく遠方の施設の利用を、さらに自宅で生活をしなければならない、こんな状況におかれている町民もあります。将来の不安を抱えているこの現状を打開する必要があります。

そこで一つ、障害者福祉計画平成13年から5か年の実施計画となっておりますが、この実施状況、到達状況について伺います。

2点目、ひまわりの家の拡充と、ショートステイの開設実施について伺います。

3点目、重度の更正援護施設、療養施設の設置について伺います。

次、4点目、子育て支援についてであります。少子化、核家族化が進む中で、子育ての支援を求める声は大変大きく、幕別町でも昨年より支援事業に取り組みられてきています。子育て支援センターの開設は大変好評です。本年は父親の参加も試みられており好評を得ているところですが、ただ残念なことには、利用は月1、2回と限られており、参加者の多くが、限られた狭いスペースで親子で一杯になるという現状の利用状況です。そこで、現在学童保育に使われています、児童館などを地域に利用されていない時間を開放するなど、自由に親子が利用できる場を設置するなど、改善を図ることはできないもの

でしょうか。

以下、子育て支援センターの利用日数や開設場所の拡充を。

2点目は、児童館の地域開放について伺います。

最後に雇用対策であります。長期不況の元で雇用情勢は一段と厳しくなっています。特に北海道は厳しく、今年1月から3月期では、全国平均を大きく上回り8.1%と過去最高、前年同月0.9%の増となっています。町は新しく新卒者の雇用対策事業に取り組み、対策を講じられてきましたが、この程、北海道が雇用対策の一つとして、1自治体1雇用おこしの施策を実施することが示されました。つなぎ的要素の強い雇用対策ではありますが、積極的な活用を行って、町の失業対策に充てるべきと思い、考え方を伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、地方財政の確立とその対策についてのご質問であります。ご質問の要旨にもありますように、先日、地方分権改革推進会議が三位一体の改革として、国庫補助金の中長期的な廃止・縮減や地方交付税総額の抑制など、地方に厳しい内容のまとめを首相に提出いたしております。

このような状況から、5月28日に開かれました北海道町村会総会におきまして、地方分権の推進と町村税財政基盤の確立、地方交付税の持つ財政調整機能と財源保証機能の堅持を盛り込んだ緊急決議を全会一致で採択し、国並びに政府に対し強く要請をいたしたところであります。

また、全国町村会を含む地方6団体は、地方自治確立委員会を組織するとともに、三位一体の改革に関する緊急決議をまとめ、政府等に要請活動を行っております。

私も、今後とも北海道町村会並びに全国町村会の一員として、行動を共にいたしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に町村合併に係わるご質問であります。

1点目の税財政の将来像が明らかでない中、任意協議会に踏み込むのは危険であるということでありますけれども、確かに国におきましては、現在国から地方への税源移譲、地方交付税の見直し、国庫補助負担金削減を行う、いわゆる三位一体改革が検討されている中であります。この結果を待たなければ、税源配分の行方ははっきりしない状況にありますけれども、これまでの政府筋の発言から、はっきり言えることは、今後10年間のスパンで見たとき地方交付税が大幅に削減される。そして、その削減率はともかくとして、財政力指数が僅か27～28%という自治体の存続には、かなりの影響を及ぼしてくるのだろうということは予測されるところであります。

したがって、こうした中で自立ができないとしたならば、次のステップとして任意協議会を設置し、関係町村との間で、住民ニーズに合ったまちづくりや円滑な行財政運営ができるのかどうかを協議していくことが、行政を預かる者としての責任でもあらうというふうに思っております。

それから、2点目の国の中間報告は私案と本質は変わらないというご質問であります。4月30日に、首相の諮問機関であります地方制度調査会が、今後の地方自治制度の在り方についての中間報告を発表いたしました。

昨年11月に出されました西尾副会長の私案に比べると、合併の人口要件は明示されなかったものの、全体としては西尾私案を色濃く反映した内容のものという印象は持っております。

今後、小委員会において内容が詰められ、11月に最終案が出されることとなっておりますが、合併特例法期限後においても、市町村が自主的に合併できるような制度が創設されることを望むところでもあります。

3点目の合併特例債は借金であるというご質問であります。合併特例債は、市町村建設計画に位置づけられた公共施設の整備や地域振興を図るため造成する基金に対して発行が認められるもので、充当率が95%、元利償還金の交付税算入率が70%の地方債であります。ご質問のように借金ではあることには変わりはないわけでありますけれども、いわば単なる借金ではない。辺地債並みの優良な起債であるものと認識いたしておりますが、当然のことながら、後年次に大きな負担を招く恐れもありますことか

ら、慎重に取り組むべきものであろうというふうに思っております。

4点目の合併10年後は地方交付税が大幅減になるということでありすけれども、地方交付税のうち普通交付税につきましては、10年間の合併算定替により、合併前の旧市町村に基づく算定がなされ、その後5年間についても激変緩和措置が適用されますことから、合併後の市町村に基づく本来の交付税の算定というのは16年目からということになります。したがって、仮に合併した場合においては、合併後10年ないし15年のうちに、行財政の基盤を整備しておくことが必要であるものというように認識をいたしているところであります。

5点目の住民により情報の提供をというご質問であります。町民の皆さんに対しましては、これまで出前講座19回、住民説明会11回、広報掲載11回をはじめ、町民検討会議への参加などを通し情報提供に努めてきたところでありますが、これは今後任意協議会が設置されました場合におきましても、当然のことながらつづさにその協議の状況を提供し、住民の皆さんのご意見をお伺いしながら協議を進めていかなければならないものというふうに考えております。

次に、障害者対策についてであります。幕別町障害者福祉計画は、平成13年度から平成17年度までの5年間の計画期間とし、障害のある方が地域社会の一員として生活しやすいように条件整備や基盤整備を進めるとともに、関係機関等との連携による総合的な障害者福祉サービスを展開するための基本的方向を示したものであります。

本計画は、68項目にわたり主要な施策としてまとめたものであり、うち16項目を未実施、9項目を一部実施と位置づけ、今後、整備を図っていくものとしたところであります。

この未実施と位置づけられたもののうち、既に福祉ガイドの作成ですとか、点字図書等の貸出し、車イス使用者、高齢者用住宅の整備など6項目については一定の取組がなされ、今年度7月より、さらに下肢、体幹機能及び視覚に重度の障害を有する方に、外出支援サービスを展開することといたしております。

また、一部実施と位置づけられたボランティア活動の支援、福祉環境施設整備の促進なども充実を図ってきており、今後もノーマライゼーションの理念に基づき、施策の達成に向けて努力いたしてまいりたいというふうに考えております。

次に、ひまわりの家の拡充とショートステイについてであります。心身障害者小規模授産施設ひまわりの家は、平成3年に心身障害者の自立の促進と福祉の向上を図ることを目的に設立されたもので、革細工やパークゴルフ製品の箱詰めなどの作業指導や生活指導のほか、ひまわり祭りの開催による地域交流や文化活動なども行い、障害者の方の自立や社会参加に大きく寄与しているものと思っております。ひまわりの家は、旧白人中学校校舎の一部を改修し利用しているもので、築後35年ほど経過をいたしている状況にありますが、当面、建て替え等の整備計画を持ってはおりません。今後の整備に際しましては、ひまわりの家運営委員会あるいは学童保育関係者とも十分相談させていただきながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

また、ひまわりの家でのショートステイにつきましては、過去にも、ひまわりの家運営委員会で検討された経緯があったことは承知いたしているところであります。所員の保護者が緊急の事情などにより介助できない場合に備えて宿泊機能を持ちたいとの要望は理解できるものの、現在の施設規模や支援体制を考えますと、大変難しい状況にあるものというふうに思っております。このようなことから、ショートステイを希望される方におかれましては、今年度から始まりました支援費制度を活用し、特養札内寮のショートステイサービス、あるいは帯広市をはじめとする指定事業所を利用させていただくことで対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、更正援護施設及び療養施設の設置についてであります。本年3月末現在での道内における重度身体障害者更生援護施設の設置状況は、石狩管内や胆振管内を中心に9つの施設、身体障害者療養施設においては、石狩・胆振・空知・上川管内を中心に25の施設となっております。十勝管内における施設数は少ない状況にあるわけでありす。しかしながら、北海道の平成16年度障害者福祉施設整備方針によりますと、身体障害者療養施設を除き基本的には入所型の施設整備を抑制し、通所授産施設やデイサ

ービスセンターなど通所型の施設整備に移行することを基本としておりまして、従来にも増して障害者の地域生活を促進していこうという考えであります。

このように厳しい状況にはありますけれども、できれば民間活力の導入などにより、今後、施設整備の要望がございましたら、私どもも適切な対応をしてまいりたいというふうには考えております。

次に、子育て支援に係ってであります。利用日数、開設場所の拡充であります。子育て支援センターにつきましては、平成13年10月に開設以来、大変多くの利用をいただき、平成14年度の利用状況につきましては、約3,000人の方々に利用していただいたところであります。本年度につきましては、新規事業といたしまして、日ごろ、子供と一緒に遊ぶ機会の少ない父親を対象としたパパと遊ぼうというようなことで5月11日開催をいたしましたところ、12組の親子の参加があり、大変子供も父親も充実した一日を過ごすことができた喜んでいただいたところであります。この後も定期的な開催を予定しているところであります。

これからも利用されている方々と十分相談させていただきながら、内容の充実と拡大を図り、子育てに悩んでいる皆さんの相談等に対応してまいりたいというふうには考えております。

次に、児童館の地域への開放であります。現在、町内の児童館は3ヶ所設置いたしております。基本的には平日は昼から、土曜日については朝から利用できるようになっておりますが、この児童館の使用については学童保育所が主として使用しておりますが、学童保育所以外の児童についても利用することに対しまして特に制限をしている訳ではありませんけれども、これからも多くの児童が利用しやすい環境づくりに意を用いてまいらなければならないものというふうには考えております。

次に、1市町村1雇用おこし事業についてであります。完全失業率の高止まりや有効求人倍率が低率で推移する中、倒産やリストラなどにより失業された方がなかなか減少傾向に向かない。大変残念なことだと思っております。町ではこうした先の見えない雇用情勢を踏まえ、独自の施策に加えまして、ハローワークや関係機関・団体と連携しながら再就職の支援や、国・道の制度を活用して雇用の創出に努めているところであります。

ご質問の1市町村1雇用おこし事業につきましては、市町村との協働により、地域づくりと連動した雇用おこしの取り組みを促進するものと、地域づくりに資する事業に対する支援を行うというものであります。現在、道といたしましても、具体的な詳細についてはまだまだ検討中とのことであります。町といたしましても、雇用の拡大は今後も町の最重要課題として捉えておりますので、事業内容が明確になり次第取り組みを進めてまいりたいというふうには考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保征喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 再質問であります。地方財政の確保についての関係団体との取り組みの姿勢については、縷々町長も3月の議会の時にもおっしゃっておられましたし、強化されているというふうには認識しています。ただ、そういうのがなかなか反映しないというそのジレンマと言いますか、ここがありまして、それが2番目の質問に挙げた、市町村合併の行方にも私としてはやはり関係してくるというふうには押さえるものですから、あえて今回も質問させていただいたのですけれども、結局市町村合併も根底にあるのは大きくは財政問題だということに押さえています。というのは、これまで地方分権の法律ができて、それが確立されてから強化されてきている。この地方分権の時に財政の改革が叫ばれたのですけれども、現実には今の前段のような状況になってきている。さらに、地方の財政を削減していくためには、3,000の自治体を1,000にというような方向が打ち出されて、ずっと各自治体で論議されて今日になってきたと、こういう経過があると思うのですよね。だから、私は町が住民サービスの目的を果たすために必要な規模の在り方、これらはしっかりと選択をして間違わない方向を定めていかなければならないと思うのですが、しかし背景にあるのがその財政問題というふうになっていけば、この財政確立に対するもっともっと地方からの声が、公約といいますか、その影響を与えるだけのものになっていかない限り、合併が行われても財政問題については本当に厳しいと、こういう方向になるのだと思うのですよね。

今回、三位一体の改革の中身を見ますと、三位一体と新しい言葉でどうしてこういうふうになってきたのかなというふうに見ましたら、広辞苑で三つのそれぞれの要素がお互いに絡み合って一つの本質に定めていく。だから、地方財政の本質まで触れていくのだと思うのですが、国が今地方の平均的な行財政のサービス等を謳いながら、どこにも平等に財政を保障してきたものがどんどん崩れて削られてきている一面、今回の6月の中間報告の中でも、国が本来、地方が削られるのであれば私たちは全体の国の財政の抑制、特に大型の公共事業のことなんかよく取り上げるのですが、こういうことにもメスが入れられて、全体に縮小されていくのだというふうに思うのですが、実際には今回の中間も4兆円削減の中で、大型の公共事業は削減しないというふうに、使い方は変えないよと、国の方のね。地方だけを変えるのだという姿勢がありなんですね。だから、こういった姿勢が続く限り、地方が努力して身を削って合併もしました、財政も何とか住民負担も含めて乗り越えてやっていきますというふうになっても、どんどん来るというようなこれまでの流れをみましたら、もっと影響を与えるような形が作られていかないか。最終的には国民が選ぶ選挙ということになりますから、そこまでは町長に求められるものではないのですが、そういうことを一番懸念する、心配しているところです。

そして、結果的に任意協議会に踏み込まれますね。私はこのことが苦慮されてこられているのだとは思いますが、全国的な合併の加速にやっぱり繋がると思うのですよね。

昨年来から強制は許さない、自治権守りなさいということで、町村長会、あるいは議長会がそれぞれ声明、決議を挙げて、今年に入ってから異例の集会も持たれて、そしてここまで来たと。でも、そういう中でもどんどん財政的な削減の方向を示してくると、やっぱり町を預かる町長としてはいた仕方がないというような思いが任意協議会になっていっているのではないかなというふうに思うのですよね。

私は全国の3,000の自治体が、やっぱり窮地に追い込まれているから、多くが今そういう方向に向かい出しているということも承知はしているのですが、実はそういう中で、やっぱり自分の町は守るぞという決議を行って、合併しないまちづくり宣言というのも随分このところ増え出しているのですね。早くには福島県の矢祭町が決議をされて、議会決議もされて、非常に脚光を浴びたところがあったのですが、その後今年に入りましてからも、長野県で小さくても輝く自治体フォーラムというのを開かれて、ここには全国46の首長さんが集まっておられるのですね。そういう中でももちろんその中でも合併にいくところ、協議会作るというところもあるのですが、多くは踏みとどまるというところが出てきています。私はこういう踏みとどまることが、またさっきの国は自分のところだけは聖域にして、地方だけ財政削減を求めてくるところに一石を投じていくということになると考えるものですから、協議会の設置、これは極力時間をおいて、極力急がないで、急ぐ必要のないことだというふうに思います。

その上で、住民によりその情報の提供をという点では、私はいろいろな、このところ町も出前講座をやったり、あるいは広報誌でお知らせをしたりという中で、この合併問題が住民の中に話題になっているということはだんだん広がってきていると思うのですね。ただ、そういう中身がわからないだけに、もうこれだけ国のいろんな税が上がって、地方もお金が削減されちゃって、本当は頑張って残ってほしいけどしょうがないのではないかとという声も広がってきているということもあると思うのです。でも、そうでありながらも前段申し上げたように、確かな保障はないということを含めて、それらももっともっと情報の提供を行って、やはり住民に知っていただく必要があるのではないかと。

それと、私はもう一つ、住民が求めている情報提供には具体的に合併したら、町長もいつもおっしゃってられますけど、税金はどうなるのだ、水道料、公共料金はどうなるのだ、施設はどうなるのだと、こういうことがよく出されますね。これらについても私は協議会を行わなくても、現実には十勝管内の町村の財政状況や料金の設定、あるいは公共施設などすべて出ているわけですから。必要と思えば住民にその範囲で提供していくことはできると思うのですよね。そういうことで、もっともっと情報提供を行っていくべきではないでしょうか。任意協議会の前にそういうことをやっていくべきではないでしょうか。

それから、障害者対策、3点目であります、ひまわりの家の改築は今のところ計画はないと。今後、運営委員会と十分協議しながら、将来の在り方についてもということだろうと思うのですが、こういっ

た障害者施設、幕別町内では障害者施設と言えるのか、一応ことばの教室、あるいは愛育園、そしてひまわりの家というふうに設置されてきていると思うのですが、他の町のように入所施設等は実際には持っていらっしやらないのですよね。

それで、やはり私、1,000人を超える障害者手帳を持っている人たちがいる以上、この施設を実際に利用されている方は今19人ですか、そういうことでありますから、全体ではありませんけれども、一つの格付を行ってきちっと整備をしていくということが大事なのではないかと思うのですよね。

その障害者対策の3点目の、重度の更正援護施設等、道の考え方としては入所の施設はあんまり考えないのだと、充足率を示しているのでしょうけれども、通所型にしていくということになれば、なおのこと近くの施設ということにならないと利用できない。通所であれば、今実際に幕別町では管外の施設を利用されている方が、ここに限らず40名近くいらっしやるのじゃないかと思うのですけれども、実際にはこれから求められる方も含めて、通所型に切り替えていくというのであれば、通所型の施設をやっぱり十勝管内なり、我が町なりの描き方をもって整備をしていかないと対応していけない。その中にやはりひまわりの家なども位置付けて、ショートステイ等も含めて長期の整備計画を持たれて進むことが、今後の障害者の不安を取り除いていく手立てになると思うのですがいかがでしょうか。

それから、子育ての支援なのですが、3,000人の利用というのは非常に期待が大きかったのだというふうに思いまして、それだけ逆にこういう場を求めている町民の方が多いということが言えると思うのです。

2番目に書きました児童館の地域の開放ですが、現在、学童保育を開設している時に地域にも開放しているというふうにおっしゃられましたけれども、午前の時間は開放されていませんね。私が子育て支援ということで挙げたのは、ここの支援センターに通ってこられているような人たちを対象に、今は限られた青葉保育所でやってらっしやいますけれども、限られた場所の限られた日数ということでありますが、この児童館等の空いた時間を利用したらもっと拡充計画が進む方向も開けるのではないかと思います。ですから、そういう利用の仕方。夏は皆さん公園でよく遊んでいらっしやいますけれども、特に冬場の開放を求める声が多くありまして、町長先ほどおっしゃっておられたエンゼルプランの懇談会の中にもあったと思うのです。こういうことも是非受け止めていただいて、発展的に開放を広げていただきたい。このように思います。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初の地方財政対策でありますけれども、私も以前から申し上げておりますように、今、国が進めようとしております三位一体の改革というのは、私にとっては非常に不満が残る、大変言葉で言えば厳しいということですが、内心は全く不満で一杯だというふうに思っております。例えば4兆円減額しても、7割の2兆8,000億だけ地方にまわして、あとは自分たちでやりなさいと。こういったことはよく言えるなと思うくらい本当に私どもとしては残念だと思うのですけれども、これはなかなか私ども、一自治体だけの問題ではありませんので、先ほど申し上げましたように、町村会なり議長会なり、あるいは地方6団体の中で、もしカットされるのであればそれに見合うものを全額代わった財源で補填してもうと、そういう方向でなければますます地方財政が厳しくなると。

特に、私どもの申し上げているのは、地方交付税というのは本来財源の機能保障でもあるわけですから、これをなくしてしまっただけ税源だけで移譲してしまうとなると、市町村間のバランスというのはかなり乱れてくる部分があるのではないかと、こういったこともよく言われることであります。そうしたことも含めながら先ほども申し上げましたように何とか我々の地方の声が届くように、さらに努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、合併問題でありますけれども、任意協議会の設置を急ぐ必要がないということでもありますけれども、私は任意協議会が設立され、そこでいろいろなことが話し合われる。そしてそれを住民の皆さんに情報としていろいろ提供をしていく。そしてその中でまた住民の皆さんの意見をいただく。これはこれからの進め方としては決して早い時期だとは思っておりません。逆を言えば、リミットからすればもう6月、7月というのがもう最終的な時でないか。

しかもこれ任意協議会が即合併なのかということでは、当然のことながらないわけでありまして、これが次のステップへ行けば議会の議決を得た法定協議会になるわけでありまして、さらにはそこからでも離脱をする可能性もあるわけでありまして、ましてや合併ですから、我が町だけの事情で進むわけではなくて相手があるわけですから、私は合併協議会、先ほどお話ししましたように、どことどこかの町に組合せの中で任意協議会ができれば、それこそシビアに保険税は幾らになるのか、水道料はどうなっていくのか。そういったことが審議され、それを住民の皆さんに提供していく、周知していく、そして意見をいただく。そういう方法が、これから今進めていかなければならないときにあるのだろうというふうに思っておりますので、何とかこれから早い時期に方向性を見いだして生きたい。そのためにまた議員の皆さんのご協力をいただければというふうに思っているところであります。

それから合併しないまちづくり、これはいろいろなところでお話しを聞きますし、合併はしなくてもとにかく任意協議会だけは作らなければ駄目だというような考えのところもあったり、これは色々あると思います、それぞれの町の考えですから。これはそれでいいのだろうというふうに思いますけれども、私の町としては、これからますます厳しい財政状況になっていく。これは財政力指数が5割も6割もあるような町であれば、これは合併しなくても国からなんて言われようとやっていけるというようなことが言えるのかもしれませんが、3割にも満たない私どもの町の中の財政状況を見ますと、合併も当然のことながら一つの選択肢であるのだろうというふうに思っておりますから、当然、その協議をしていくことは必要であろうというふうに思っているところであります。

それから障害者の関係。これは通所施設であればより身近なところにある。確かにその通りだというふうに思いますけれども、今、先ほど申し上げました道内の施設、これは大半がやはり道立の施設が多いわけでありまして、こういった授産施設にしる援護施設なんかといいますと、なかなか町村単独で施設を設置し運営していくということは難しいといいますか、今の財政状況からいって厳しい問題もあるのだろうというふうに思います。

まさに、広域行政の中で、あるいは道立の中で進めていかなければ、こうした施設の設置、あるいは運営というのは難しくなってくるのだろうと思いますので、先ほどちょっと申し上げましたのは、もう一つは民間の力を借りる中での福祉法人等の経営がどういうふうなことになるのか。そういった中でこれから進めていかなければならないわけでありまして、ひまわりの家については、また運営委員会が今経営させていただいているわけですから、それらを十分詰めていかなければならない問題だろうというふうに思っております。

それから支援センターでありますけれども、今お話しありましたように、土曜日は午前中から児童館空いているわけですが、平日は午後からの開放ですから、ほとんど学童保育所の利用ということで終わっているわけでありまして。果たしてこの支援センターがそうした児童館なんかを使うことについて、果たして理解が得られるのかどうか。最初はやはりお母さん方は保育所の一室の隣といいますか、保育所の内にある支援センターということがかなり有効であるし、良いのだということを言っております。

例えば、狭いのだから近隣センターかどこか使ったらそうですかというような話もしたこともありますが、やはり保育所の中にあることがいいのだというような考えもあるようであります。これらについては今後、十分関係者と詰めていかななくてはならない問題だろうというふうに思っておりますけれども、いずれにしましても、先ほどご答弁で申し上げましたように、支援センターの内容等の充実についても、併せて協議させていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 2件だけ再々質問いたします。

合併問題で、町長、任意協議会は遅くはないと。逆算するとぎりぎりだというようなことなのだと思うのですが、その逆算の起点というのは特例法の関係だと思うのですよね。行政執行の時にもおっしゃっていただけます。ただ、私はこういうふうに法治国家でありますし、法は守らなければいけないし、それは厳然としているのですけれどもね、そういうふうに示されてきたら。

しかし、これが私、強制だと思うのですよ。それで、実は今十勝管内はみんな同じような動きになってきていますけれども、帯広などは今年の春先まではそういうことなかったですね。今回、任意協議会なんていきなり出てきて、いろいろ物議をかもしている面もありますけれども。結局そういう、町長は財政力が乏しい、依存財源、ここが強い町にとってはしょうがないのだということになってられると思うのですけれども、しかし、これは国土の成り立ち、町の仕組み、歴史からいってもいた仕方ないことでありますからね。私はそういうことを理由にせず、逆に地方の町を見直してもらう機会、お金は生まなくても果たしている役割はとっても大きいのだってということも3月の議会で申し上げましたけれども、そういうことを示しながら、地方自治の権限92条で定められているわけですから、これを侵してまで潰してくることはないだろうというような強い思いも持っていかれた方がいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

それと、子育て支援なのですが、確かに保育所だから安心だというのは、保母さんの関係だとか施設の設置の状況であるのだと思うのですが、もう一つ、私たちが地域で聞いているのは、本当に下駄履きで行ける地域の公共施設というようなことで、冬などは、札内の例なのですが、こういうところないものですから、某スーパーの遊び場がこの代わりになっているというような、そういう実態も強くあるのです。ですから、塞がっているのであれば仕方がないのですが、児童館という目的がある施設が午前中使われないであるというのであれば、こういう開放も必要じゃないかなというふうに思いました。他町も帯広市、音更町などでは保育所以外の施設で開設が進んでいますね。こんなことも十分研究をいただいて、汲み取っていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 合併に対しては、それぞれが意見のあるところだろうというふうに思います。私は今の段階で合併をするとかしないとかといっていることは一切申し上げたつもりはありません。あくまでも合併に向けて任意協議会を立ち上げ、その中でその合併の是非や、今後のまちづくりについて十分協議をしていくことが必要であり、そのことを住民の皆さんに周知していく中で、ご意見を賜っていくことが、なおこれからのまちづくり、あるいは合併を論議する中で大切なことであろうというふうに思っております。

もちろん先ほども言いましたように、なんぼ私の町が合併したいと言ったって相手がいなければ合併はできないわけですから、それぞれの町、あるいはそれぞれの村が合併に向けて検討を進めていく。それがうまく結びつけば合併に繋がるのだろうし、駄目であればやむなく自立だということになっていくのだろうと思いますけれども、私はその時期としては、もう今は決して早いではなくて、もう遅すぎるのではないかと、時期をこれ以上延ばすと逸してしまうのではないかとという思いで今精力的に進めているという状況でありますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思いますし、帯広も全くなかったわけではなくて、帯広市長も去年の暮れからは、町村の在り方検討会議にも参加をしておりますし、事務担当者段階でも何回かいろんな町村との接点は持っておりましたので、決して急に出てきたということでは私はないというふうに思っております。

それから、子育て支援センターの関係。確かに音更町なんかの例も聞いています。先ほど私の言ったのとまるっきり違う、保育所とは全く別なところがいいという意見も確かに実はあるのですけれども、なかなか設備の関係なんかで難しいと思うのですけれども、空いている児童館を午前中利用することが本当に喜んでいただける支援センターになるのか、あるいはまたその学童保育所と競合する部分と言いますか、春休みですとか、夏休みですとかということになりますと、またぶつかる問題もありますし、そういった保育遊具なんか置いておくようなスペースなんかはどうなのか、いろいろあるのだろうと思いますけれども、お話ありましたように、十分これからも協議をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

(16 : 15 散会)

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第2回幕別町議会定例会
(平成15年6月19日 9時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
10番 前川雅志 12番 佐々木芳男 13番 古川 稔
(諸般の報告)
- 日程第2 報告第1号 平成14年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第2号 平成14年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 幕別町土地開発公社に係る平成15年度事業計画書及び平成14年度決算
に関する書類の提出について
- 日程第5 報告第4号 幕別町農業振興公社に係る平成15年度事業計画書及び平成14年度決算
に関する書類の提出について
- 日程第6 議案第41号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第42号 幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第43号 幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第44号 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 町道の路線認定について
- 日程第11 議案第46号 平成15年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第47号 平成15年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第48号 平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第49号 平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第50号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第51号 平成15年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第52号 工事請負契約の締結について
(桜町雨水幹線新設工事)
- 日程第18 議案第53号 工事請負契約の締結について
(豊岡ゴミ処理場適正閉鎖工事)

会 議 録

平成15年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年 6 月19日
2. 招集の場所 幕別町役場 5 階議事堂
3. 開会・開議 6 月19日 9 時58分宣告
4. 応 集 議 員 全議員
5. 出 席 議 員 (21名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 | 16 中野敏勝 |
| 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 | |

6. 欠席議員 11 杉山晴夫

7. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏	教 育 長 沢田治夫	総務部長 新屋敷清志
企画室長 金子隆司	民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行
建設部長 三井 巖	教育部長 藤内和三	総務課長 菅 好弘
企画参事 飯田晴義	町民課長 熊谷直則	税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親		
農林課長 増子一馬	商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一	施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄	糠内出張所長 横山義嗣	会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男	経済部参事 古川耕一	学校教育課長 飛田 栄
生涯学習課長 長谷 繁	給食センター所長 加藤光人	監査事務局長 森 広幸

8. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

9. 町提出議案

- | | |
|--------|--|
| 報告第1号 | 平成14年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 報告第2号 | 平成14年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 報告第3号 | 幕別町土地開発公社に係る平成15年度事業計画書及び平成14年度決算に関する書類の提出について |
| 報告第4号 | 幕別町農業振興公社に係る平成15年度事業計画書及び平成14年度決算に関する書類の提出について |
| 議案第41号 | 幕別町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第42号 | 幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 議案第43号 | 幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第44号 | 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例 |
| 議案第45号 | 町道の路線認定について |
| 議案第46号 | 平成15年度幕別町一般会計補正予算（第3号） |
| 議案第47号 | 平成15年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第48号 | 平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号） |

- 議案第49号 平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
議案第50号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
議案第51号 平成15年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第52号 工事請負契約の締結について（桜町雨水幹線新設工事）
議案第53号 工事請負契約の締結について（豊岡ゴミ処理場適正閉鎖工事）

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

10番 前川雅志 12番 佐々木芳男 13番 古川 稔

議 事 の 経 過

(平成15年6月19日 9:58 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番前川雅志議員、12番佐々木議員、13番古川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（高橋平明） 11番杉山議員より欠席の届出があります。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第2、報告第1号から、日程第18、議案第53号までの17議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、報告第1号から、日程第18、議案第53号までの17議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第2、報告第1号、平成14年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第3、報告第2号、平成14年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についての2報告を一括議題といたします。

報告を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 報告第1号、平成14年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法施行例第146条第2項の規定によりまして、当該年度から翌年度に繰越しをした経費につきましては、繰越額及び繰越財源の内訳につきまして繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整をし、次の議会において報告しなければならないとされております。

今回報告いたしますのは、民生費のふれあい交流館建設事業、農林業費の畜産基盤再編総合整備事業以下6事業と、土木費の街路事業でありまして、これらの事業につきましては国や北海道の補正予算の決定時期が遅かったことから事業実施が翌年度に繰越しとなったもの、あるいは事業の一部が冬期に入り年度内に完了することが困難となったために繰越しせざるを得なかったものであります。

なお、各事業ごとの繰越額につきましては、先の3月定例会で議決をいただいたとおりであり、ふれあい交流館建設事業ほか7事業で、総額5億1,369万2,000円であります。

なお、財源の内訳につきましては右の欄を参照いただきたいと思います。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案書の2ページになりますが、報告第2号、平成14年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

報告第1号同様、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

公共下水道特別会計にかかる繰越計算書であります。繰越しをしました経費につきましては流域下水道建設事業負担金にかかる経費でありまして、補正予算の決定時期が遅かったことから事業が年度内に完了しなかったことによりまして繰越しをしたものであります。

なお、繰越額につきましては1号同様、先の3月の定例会で議決をいただいたとおりでありまして、238万6,000円であります。

なお、財源の内訳につきましては右の欄のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、2報告について一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号、平成14年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号、平成14年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についての2報告は報告のとおりといたします。

日程第4、報告第3号、幕別町土地開発公社にかかわる平成15年度事業計画書及び平成14年度決算に関する書類が議長宛に提出されましたので、お手元に配布してあります。

本件につきましては、説明を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は説明を省略することに決定いたしましたので、後刻ご覧いただきたいと思います。

日程第5、報告第4号、幕別町農業振興公社にかかわる平成15年度事業計画書及び平成14年度決算に関する書類が議長宛に提出されましたので、お手元に配布してあります。

本件につきましては、説明を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は説明を省略することに決定いたしましたので、後刻ご覧いただきたいと思います。

日程第6、議案第41号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第41号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成11年8月の住民基本台帳法の改正に伴いまして、昨年8月の住民基本台帳ネットワークシステムの第1次施行に引き続き、第2次施行といたしまして、住民基本台帳カードの交付や住民票の写しの広域交付が本年8月25日から施行されることになりました。このことから、これら交付についての手数料の規定を条例に追加しようとするものであります。

議案の説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、幕別町手数料条例の別表に新たに2号を加えるものでありまして、30

の2号につきましては、住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく住民票の謄・抄本の交付の特例の規定でありまして、住民基本台帳に記録されている者は、記録されている以外の市町村でも、住民基本台帳カード等の提示によりまして住民票の写しを請求できることとなりましたことから、他市町村の人が幕別町で住民票の写しの交付を請求する場合は、交付手数料を1通につき250円とするものであります。

なお、幕別町の人が他市町村で交付請求する場合には、その市町村で定める手数料の金額を支払うこととなります。

次に、30の3号であります、住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付等に関するものでありまして、このカード1枚の発行費用、これは実費でございますけれども、1,500円であります、1枚当たり1,000円が発行市町村に地方交付税として措置されますことから、1枚当たりの手数料を500円と定めたところであります。

なお、このカードの利用方法につきましては、先ほどご説明いたしましたが、住民票の広域交付等に利用するものであります。

施行期日につきましては、平成15年8月25日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 住民基本台帳のカードの発行であります、これは8月25日から施行されていくということですが、全町民、年齢などに関係なく、条例がそういう規定がありませんので、町民がこのカードを持ちたいというふうになったときには、全員に渡っていくものなのでしょうか。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） この住民基本カードにつきましては、本人の希望ということで交付するものでございまして、本人の希望があれば発行するということとなります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 住民基本台帳ネットワークがスタートしますときに、前提条件でありました個人情報の保護法を成立させてスタートするというのが、前提条件が崩れた中でスタートいたしまして、その段階で情報漏れの危険性をこの議会の中でも指摘をさせていただきました。

その後、今年の5月に入りましてから個人情報保護法案という法は制定されたのですが、なお、それでも第3機関の監視機関がないことですか、自治体に万が一漏洩した場合にそれを調査する権利もないというような問題がありまして、いまだにこれは接続されていない自治体もあると思うのです。

そういう中で、町民が請求すればどの年齢においてもそれを渡すというふうになれば、その危険性がさらに拡大されていくというふうに危惧するわけです。その場合、このカードを発行されるわけですから、対処などについてはどのようにお考えなのでしょう。

○議長（本保証喜） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） いろいろな状況の中で心配をされている町村、それぞれ個々にもございますけれども、いろいろな形でセキュリティーの関係、5月23日に参議院を通過いたしましていろいろな審議をされてきております。その中で総務省においても住基ネットの第1稼働、これは昨年の8月5日ですけれども、全市町村を対象に市内のLAN構成のインターネットの安全性について点検をされたところでもあります。これら確認作業が行われておりまして、さらに本年の1月、2月に全国の市区町村に対しまして139項目に渡るセキュリティー対策の自己点検を実施し、併せて108団体で監査法人によるシステム運営監査を実施されているというようなことも実際ございます。

そういうことから、当然これからも安全性のことについては十分注意しなきゃならん、当たり前な話でありますけれども。これからは安全性の高い電子自治体の構築に向けて、市内LANの管理体制の強化を含めてその個人情報保護体制を向上させる努力をやっていかなきゃならんということは当

然であります。この行為に対しまして総務省もそのための必要な経費について、今後財政措置を行っていくという考え方も示されております。

以上のことから、1 町村がどこまでその判断能力を持つかという非常に難しいものがありますけれども、道の指導等をいただきながら十分安全を期していきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2 番（中橋友子） 事前にそのような整理をされて、そしてカードの発行に結んでいくということであろうかと思えます。

それで、私は質問の最後に言いましたように、万が一そういうその事故が起きた場合に、これは申請された町民全員が持てるということであれば、年齢を問わず、20 歳未満も関係なくということでありますから、一定年齢を引いて予算化されているところもあるようですけれども、そういうことがないということでもありますから、当然事故などは想定されて、事故も想定しなきゃいけないと言いますか、そういうシステムだと思うのです。

そういう場合に町長は、事故も起きた場合は離脱も考えるということを議会で答弁されていることもあるのですが、その方向には変わりはありませんか。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 昨年の当初の段階で議会とのやり取りの中で、町民の情報がいろいろな場面で危険にさらされる状況がはっきりと状況として現れた場合につきましては、おっしゃるとおり、それ以上野放しにするような格好になりませんので、その時点では十分、今言われたことも考えて対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 42 号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 42 号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、子育て環境の支援を図り、子供を産み育てることの負担を軽減させるために、平成 15 年 10 月から乳幼児医療費助成制度を拡充いたしたく、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正しようとするものであります。

内容といたしましては、現在、3 歳未満に限定して実施しております通院費に対する助成を 6 歳未満まで拡充し、助成額を自己負担額の 2 分の 1 相当額とするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第 4 条第 2 項につきましては、助成の額を規定しているものでありますが、条文を整理いたしまして、第 1 号といたしまして 3 歳未満の乳幼児の助成額につきましては、これまでどおりの内容として規定いたしまして、第 2 号におきまして、3 歳以上 6 歳未満の乳幼児の助成額の範囲に、入院外いわゆる通院にかかります自己負担額の 2 分の 1 の額を加えるものであります。これによりまして、第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項としまして、文言を整理するものであります。

また、第5項を第4項とするものでありますが、本項につきましては、乳幼児が重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例によって医療費の助成を受けられる場合の初診時一部負担金に対する助成を規定しているものでありますが、第2項と同様に条文を整理いたしまして、3歳未満と3歳以上6歳未満に分けて規定するものであります。

説明資料の3ページになりますが、第1号といたしまして、3歳未満の乳幼児には、初診時一部負担金の全額を、3歳以上6歳未満の乳幼児には、初診時一部負担金の2分の1の額を助成しようとするものであります。

第5条につきましては、これらの改正に伴いまして引用条文を改めるものであります。

なお、本条例につきましては、平成15年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

〔一括議題・一括質疑〕

○議長（本保証喜） 日程第8、議案第43号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第44号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第43号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、固定資産税の課税免除等の優遇措置を規定いたしております低開発地域工業開発促進法、いわゆる低工法の指定地区といたしまして、昭和38年に本町が指定を受けたところではありますが、指定の期限が40年と規定されており、本年10月20日をもちまして指定を解かれることに伴い、低工法の該当事業者に対する融資条件が別扱いになっておりますことから、改正をしようとするものであります。

また、今日的な経済情勢から資金調達の円滑化が重要でありますことから、設備資金の融資枠を1,000万円から2,000万円に引き上げますとともに、無担保・無保証人保証につきましても一定の要件のもとで信用保証協会等と協議が整いましたので、改正を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第6条第1項第4号につきましては、低工法の適用を受ける資格があるとみなされる個人又は法人に対しまして、運転資金に関する融資条件について規定したものでありますが、適用期間が10月20日をもって終期を迎えますことから削除するものであります。

同条同項の第5号、第6号を第4号、第5号に繰上げをいたしまして、第5号におきまして、担保、保証人を無担保無保証人制度の導入も含めまして、「保証協会の定めるところによる」と改めるものであります。

第6条第2項第1号につきましては、設備資金の貸付金額を現行の1,000万円から2,000万円に引き

上げるものであります。

同項第5号及び同条第3項第5号につきましては、前項の規定を整理したことに伴いまして、条文中の文言の整理を行うものであります。

第7条第1項につきましては、利息及び保証料の補給につきまして、条文の文言の整理を行うものであります。

説明資料の5ページになりますが、第1項第2号ただし書きにつきましては、貸付金額が1,000万円を超えたときは、当該超えた金額に対する保証料の2分の1を補給することとしたものであります。

同条第2項につきましては、規則等への委任の規定を加えるものであります。

なお、施行期日につきましては、平成15年7月1日とするものであります。低工法に関わります第6条第4項を削除いたします改正規定につきましては、平成15年10月21日から施行するものであります。

次にまいりまして、議案第44号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、議案第43号の中小企業融資に関する条例でご説明を申し上げましたが、低開発地域工業開発促進法によります地区指定期間が平成15年10月20日をもって終了することに伴いまして、条例を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、条文中の低開発地域工業開発促進法に関する規定を削除するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第5条につきましては、課税免除の対象につきまして規定しているものであります。低開発地域工業開発促進法に関する規定を削除するものであります。

第7条第2項につきましても、第5条の規定を整理したことに伴いまして、文言を整理するものであります。

議案書の7ページになりますけれども、施行期日につきましては、平成15年10月21日であります。経過措置といたしまして、現に課税免除の申請書を受理しているものに係ります課税免除の措置について必要な規定を設けるものであります。

なお、指定の解除によりまして、事業者に対します課税免除等の優遇措置や、町に対します課税免除額の75%の交付税措置は廃止されますが、町単独の施策として実施しております固定資産税相当額の補助金の交付等の対応によりまして、今後も企業、事業者等が立地しやすい環境の維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど願ひ申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、2議案について一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第43号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第44号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 45 号、町道の路線認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第 45 号、町道の路線認定につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の最後のページになりますが、7 ページをお開きいただきたいと思います。

今回認定しようとする路線につきましては、資料の①番であります共栄町 12 号通の 1 路線であります。

本路線につきましては、札内 7 号沿線共栄町にかかります開発行為による新規認定でありまして、認定いたします路線の延長につきましては、59.98m であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 46 号、平成 15 年度幕別町一般会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第 46 号、幕別町一般会計補正予算(第 3 号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4 億 1,895 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、124 億 9,189 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては 2 ページ、3 ページでございます、第 1 表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

次に地方債の補正でございますが、4 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表地方債の補正、追加でございます。西猿別地区の基盤整備促進事業を含めまして 6 件の事業を新たに追加するものでございます。限度額につきましては 1 億 460 万円でございます。

次のページ、変更でございますが、宝町東 1 条地方特定道路整備事業 1,260 万円の限度額を 3,510 万円に変更するものでございまして、2,250 万円の増となるものであります。

最初に歳出の方からご説明申し上げます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。2 款総務費、1 項総務管理費、6 目近隣センター管理費、330 万円の追加でございます。公有財産購入費として近隣センター用地買収となつてございますが、千住のふれあい交流館にかかわります用地の購入でございまして、既に土地開発基金により購入いたしましたものでございます。購入した位置につきましては、千住の 12 号、国道 38 号線から 3 線に向かいまして約中間ほどの東側の部分でございます。買収面積につきましては 1,500 平方メートル。所有者につきましては、塚本祐一氏でございます。平米当たり単価 2,200 円で買収をしようとするものでございます。

次に 11 目企画費、30 万円の追加でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、パークゴルフ発祥 20 周年実行委員会に補助するものでございまして、今、実行委員会としましては 3 世代の交流

会、あるいは道新との共催によります記念シンポジウム等の開催を計画いたしているところでございます。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費、75 万円の追加でございます。先ほど条例改正でもご説明申し上げましたとおり、住基カードの発行の委託料、1 枚当たり 1,500 円 500 枚を予定しているものであります。

次のページになりますが、3 款民生費、1 項社会福祉費、5 目老人福祉費、139 万 2,000 円の追加でございます。外出支援サービス委託料として社会福祉協議会に委託するものでございますが、本年度より、今まで年 24 回を年 30 回に拡大をすること。さらに障害者に対してもこの事業の拡大を図っていくとするものでございます。繰出金については、介護保険特別会計への繰り出しでございます。

2 項児童福祉費、2 目児童医療費、826 万円の追加でございます。本目につきましても、先ほど条例改正をいただきましたように、3 歳以上 6 歳未満の通院の自己負担の 2 分の 1 を助成するための費用の追加補正でございます。

次のページになります。4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費、1,051 万 9,000 円の追加でございます。

1 節から 13 節の委託料までにつきましては、地域省エネルギー策定等事業にかかわります経費でございまして、省エネにつきまして町民や民間事業者、あるいは行政も含めまして情報提供を進めること。さらには、幕別町として一定の目標の設定を図って省エネに取り組んでいくための計画を策定するものでございます。

15 節の工事請負費でございますが、千住墓地に対する給水施設の設置のための費用でございます。

次のページ、16 ページになりますが、6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費、1 億 1,708 万 6,000 円の追加でございます。

負担金及び交付金でございますが、まず、細節 23 の農業生産総合対策事業補助金。この事業につきましては J A 札内に対します、長いも洗浄選別機の購入にかかわります補助でございます。

細節 24 耕畜連携・資源循環総合対策事業補助金につきましては、J A 幕別に対する補助でございまして、総合コントラクター育成事業にかかわるものが主なものでございます。飼料作物の収穫機一式、あるいはエンジンの収穫機 2 台、これらが主な内容でございます。

8 目農地費、2,170 万 4,000 円の追加でございます。西猿別地区の基盤整備促進事業用地事業として追加するものでございまして、西猿別南高台線の整備にかかわります基盤整備事業でございまして、本年度から 17 年度の 3 か年で、全長 1,380 メートルの整備を行うものでございます。

なお、本事業にかかわります事務費、あるいは委託料、工事請負費を今回補正をさせていただくもので、本年度につきましては 350 メートルの延長につき改良整備を行うものでございます。

9 目土地改良事業費、725 万円の追加でございます。中央幕別の道営畑総事業負担金の増に伴います追加補正でございまして、暗渠、区画、除礫、堆肥舎等の整備にかかわります負担金の増額でございます。

次のページになります。7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、172 万円の追加でございます。

本目につきましても、先ほど条例改正をいただきました中小企業に対します設備資金 1,000 万円を 2,000 万円に引き上げることにによりまして、1,000 万円を超える額の 2 分の 1 の保証料を補給するということから、それにかかわります保証料の追加補正でございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費、1 億 3,490 万円の追加でございます。

本目につきましては、委託料、まず細節 6 から細節 10 番の 5 事業につきましては、本年度委託、あるいは道路用地の買収等を進めるものでございまして、本格的な整備につきましては 16 年度から実施するものでございます。細節 11 番の泉町 1 号につきましては、本年度、委託及び工事も実施するものでございます。細節の 6 番の札内駅南北線調査設計委託につきましては、いわゆる札内駅にかかります自由通路に関する委託であります。鉄道南沿線通につきましては、現在行われております立体交差事業

に伴いまして、現在の沿線通が現状の道路との接続関係も含めまして、これら整備が必要になってまいりますことから今年度委託調査を行うものでございます。札内西大通の関係につきましては、札内北小学校2線道路、この道路につきまして次年度以降、整備を進めるための調査を行うものでございます。千住1号線の調査設計委託につきましては、南3線から北に向かいます千住11号につきまして、橋梁も含めて整備を行うための調査設計でございます。寿町の公住道路につきましても、次年度以降整備するための調査設計ということでございます。

工事請負費につきましては、宝町につきましては本年度と来年度の2か年で当初、工事を施行する予定でございましたが、今年度1年間で終わらすために追加補正を行うものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

なお、補償補填及び賠償金等につきましては、宝町東1条等にかかります水道管の移設工事にかかります補償費でございます。

3項都市計画費、1目都市計画総務費1,700万円の追加でございます。委託料でございますが、札内西地区の街路等調査委託となっております。今、現在認可が下りて施工されております北栄町の区画整理事業の実施に伴いまして、北栄大通り、これは新たに区画整理事業の実施に伴う街路事業でございますが、さらには既存の札内西大通り、これら国道とのすり付け等も含めまして、都市計画決定を行うための街路調査設計を行うものでございます。

繰出金につきましては、公共下水道特別会計への繰り出しでございます。

2目都市環境管理費、519万2,000円の追加でございます。公園等の環境整備のための費用でございます。今回主に整備いたしますのは、白人の森パークゴルフ場西コースの整備にかかります、原材料等の補正が主な内容でございます。パークゴルフ場につきましては、現在本町地区にありますサーモンコース、あるいはつつじコース、それに札内の河川敷の公園であります札内川の両ゴルフ場を使って各種の大会を実施しているところでございますが、昨年、一昨年も含めましてサーモンコースにつきましては、洪水等の被害による冠水によりまして使用期間、かなりの制限が加えられている状況から、特に来年度、全国的な大会が幕別町で来年秋開かれる予定がされております。参加者500名から600名を予定しているところでございますが、場合によってはこれらの大会にもサーモンコースの事情によっては支障を来すような状況から、今回自前でほとんど整備する予定でございますけれども、ある程度パークゴルフの大会に沿えるような形での一部レイアウトの変更等もしていきたい。そのための原材料費が主な内容となっております。

4項住宅費、3目公営住宅建設事業費、7,072万8,000円の追加でございます。本目につきましては、旭町の公営住宅の建て替え事業に伴います追加でございまして、本年と来年2か年で中心市街地に16戸の公営住宅、建て替えようとして建設をすべく準備をしてございますけれども、今年度は1棟4戸、幕別の本町地区旧職員住宅跡地に建設をするものでございます。

工事請負費でございますが、建築の概要につきましては鉄筋コンクリート2階建て4戸分でございます。戸当たりの面積は、80.9平方メートルを予定いたしております。

なお、次年度はこのようなことから12戸、中心市街地に建設すべく、今、準備を進めているところでございます。

次のページになりますが、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、6万円の追加でございます。十勝教委連に対する負担金の追加補正でございます。

5目国際化教育推進事業費、74万2,000円の追加でございます。現在、国際交流員としてご活躍いただいておりますダニエル・トムソン氏が、本年6月いっぱい帰国することとなりましたことから、帰国に伴います帰国旅費等の追加補正でございます。

3項の中学校費、1目学校管理費、18万円の追加でございます。平成14年度につきましては、同事業としてスポーツエキスパート事業ということで糠内中学校にバレーボールの指導者が派遣をされていたところでございます。たまたま糠内中学校のバレーボールを指導する指導員が中学校におられないということから、外部指導者を招へいし、バレーボールの存続を図るべく、昨年度は道の事業により実

施したところでございますが、本年度も一部道の補助金を受けまして引き続き外部指導者をお招きし、バレーの指導をお願いするというので、今、予算を補正するものでございます。

続きまして次のページ。5項社会教育費、4目青少年対策費、51万7,000円の追加でございます。国、道のところでございますように、社会参画推進体制整備事業ということに対する道からの委託でございまして、本事業の内容につきましては、青少年が奉仕活動等の体験活動を通して豊かな人間性を育むため、奉仕活動、あるいは体験活動の機会の充実を図ることを目的として、今年度と来年度の2か年において北海道の委託金を受け実施するものであります。具体的には本年度は、推進体制の整備を図るために体験活動、ボランティア活動支援センターの設置などを予定しておりまして、それにかかります事務費として賃金以下、追加をするものでございます。

次に6目郷土館費でございます。1,090万円の追加でございますが、ふるさと館の屋根の改修でございます。一部雨漏り等で展示等に支障を来していますことから、屋根の改修を行おうとするものでございます。

8目スポーツセンター管理費、645万円の追加でございます。介護予防、地域支え合い事業道補助を受けまして、現在、トレーニングセンター、札内のスポーツセンターで実施しておりますトレーニング機器類の充実整備を図ることのために今回補正をするものでございます。

続きまして歳入でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人、1億371万1,000円の増額補正であります。本年度の農業所得が大幅に伸びたことによりまして、平成14年度農業所得の実績、町民税としては14年度8,400万円という実績でございまして、当初、昨年度の収穫量等を考えまして、約18%増の9,900万円ということで当初予算、農業所得計上させていただきました。現在の課税状況の中では、昨年の倍以上、2.3倍の町民税としては農業所得として1億9,500万円という課税状況になってございますので、ほぼ1億371万1,000円の追加につきましては、農業所得にかかります町民税の増に伴う補正分が主たる内容となっております。

続きまして、11款分担金及び負担金、11項分担金、1目農林業費分担金、255万5,000円の追加でございます。中央幕別の道営事業にかかります受益者分担金であります。

次のページ、8ページになりますが、12款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、25万円の追加でございます。カード発行に伴います個人当たりの負担、500円掛ける500枚分25万円を歳入として計上するものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目土木費補助金、4,236万6,000円でございます。道路整備は札内駅にかかります自由通路にかかる交通安全施設整備事業。公営住宅につきましては、建て替え事業の国庫補助でございます。

3目教育費補助金につきましては6万円の追加でございます。地方スポーツ振興費国庫補助金、糠内中学校の関係にかかわる補助金でございます。

次のページになりますが、14款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金、266万1,000円の追加でございます。主にトレセン、あるいはスポセンに関しますトレーニング機器類の整備にかかわる補助でございます。

4目農林業費補助金、1億2,983万1,000円の追加でございます。1節の農業費補助金につきましては、JA札内、JA幕別に関しますそれぞれの事業にかかる補助金でございます。

3節土地改良事業費補助金につきましては、主に西猿別地区の基盤整備事業にかかる補助金でございます。

3項道委託金、4目教育費委託金51万7,000円の追加でございます。社会参画推進体制に対する道からの委託でございます。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、989万9,000円の追加でございます。地域省エネルギービジョンの策定事業費補助金といたしまして、新エネルギー産業技術総合開発機構からの補助を受けるものでございます。

次のページになりますが、20 款町債、1 項町債、3 目農林業債、西猿別地区の基盤整備にかかわる地方債の追加補正でございます。

4 目土木債につきましては、1 億 1,970 万円の追加でございます。道路橋梁整備、道路整備費で 8,860 万円、住宅整備、公営住宅建設にかかわるもので 3,110 万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

永井議員。

○17 番（永井繁樹） まず、13 ページ、13 節、細節 8 の住基カード発行委託料にかかわってでございますが、ただいまの説明では発行カードの様式がわかりません。それで、予定されている発行カードの記載内容等にかかわっての様式がどういうタイプで考えられておられるのかお伺いすると同時に、これから始める施策ですので今後について考えられているかわかりませんが、これは I C チップが入っているものにするのかしないのかという問題があるのですが、その辺、将来の展望も含めまして、I C チップが入っているとすれば余力能力が相当出るわけで、これに対する町の応用能力、どういうふうにプランを持たれているか。まずそれをお伺いします。

それと 15 ページの 13 節の細節 10 番のエネルギービジョンの委託料でございますが、ただいまの説明では委託料そのものが 647 万 9,000 円かかるということですが、どういう委託内容の予定をされているのか。初めての委託内容ですのでちょっとお聞きしてわからないのです。なぜこれだけかかるのかわかりませんので、わかりやすくご説明をいただきたいと思います。

それから 21 ページ、15 節の細節 2 と 3 にかかわっての本町地区の 1 棟 4 戸にかかわる住宅でございますが、次年度 12 戸の予定ということになっておりますが、この一連の計画にかかわっての 12 戸予定という予定地の確保はもう終了されておるのか、その現状について伺います。

最後に 23 ページ、18 節の細節のトレーニング機器にかかわって、多少関連的な質問になるのでご了承いただきたいと思いますが、備品購入設備充実に対しての質問ではございません。これにかかわっている設備環境に伴う指導環境の問題をちょっとお伺いしますが、ホームページ等に投稿されている内容を見られているかと思いますが、過日 5 月の投稿の中にスポーツセンターにおける指導者に対する注文が投稿されておりました。具体的内容を確認されていなければ申し上げますが、指導者の方が利用されている住民とある程度大きい声だということですから 1 時間程度以上、ほかのお客さんが利用されている間で使われている、そういう状況にあったということで、わざわざ何十行か程度の投稿があったはずですが、これ、管理されている方は投稿内容を把握されていると思いますが、これにいたってどういう見解を今回お持ちになって、ほかの施設にかかわって同じ状況があるなしにかかわらず、その指導環境そのもの、もちろん目的設備がきちっとしているわけですから、その辺にどういう考えをもたれているかお伺いするものです。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 住民基本カードの件についてでございますけれども、これにつきましては 2 種類ございます。それで 1 種類目につきましては、写真がなくて名前だけと。もう 1 種類は写真の添付がしてございまして、普通で言われております 4 情報といいますか、住所、名前、生年月日、性別というものでございます。それとこのカードでございますけれども、I C チップが当然入っているということでございます。それとこのカードの町としての利用につきましては、町が条例上で制定しまして活用するというようになってございまして、今のところは具体的な検討はちょっとされていないかなと思っております。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 省エネビジョンの委託調査の項目でございますけれども、町民の方々の意識調査のアンケート、あるいはそれに基づく現状分析、さらには省エネ技術のどんなような技術を考えられるかという調査、さらには省エネの可能性の分析、さらに省エネの構想、あるいは各分野における目

標の設定、さらには今後の省エネ施策として短期、中期、長期の施策でどのようなものが考えられるかといった内容になっております。

○議長（本保証喜） 建設部長。

○建設部長（三井厳） 本町に建設を予定しております来年度の分の 12 戸の予定地についてでございますけれども、現在、候補地の一つとして考えている箇所として地権者と協議を今進めております。何とか 8 月中には明らかにできるのではないかなというような、今状況にあります。

○議長（本保証喜） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） トレーニングセンターの指導員の件なのですが、当事者に事情を聞きしました。本人にその、真面目なことではあるのですが、親しさがちょっと行き過ぎた点はあるかと思えます。顔見知りの方だったようであります。ただ、ご指摘のように特定の方と、やっぱり周りから見てちょっと長すぎるなど。長時間、ある特定の方だけお話をするというのは、ほかの利用者から見てやはりちょっと異様な感じがすると思えます。

それで、そのセンターだけでなくほかにもありますので、すべての指導員に対して今後このようなことがないように、ただ、やはり親しさといいますか、親切さですね、それと機械的にならない、対応がですね。その辺のこころあいをしっかり考えて対応してほしいということで、申し伝えてございます。以上です。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17 番（永井繁樹） 住基カードについてですが、2 種類作られるその目的がわからないのですけれども、当然、記載内容が変わってくるということだと思えますけれども、なぜ 2 種類用意されるのか。その辺の説明がちょっとしていただければ、本来 2 種類を用いる目的がはっきりすると思えますけれども。まず、それが 1 点。

今後について中に入れていく容量についてはまだこれからということですから、是非これは内部検討もされるのでしょうか、もう既に先進地がございます、たくさん。ですから、ホームページ等もございますから、先進地の中ではホームページを使って住民要求をやはり掲示板等なんかに取り入れて、いろいろな意見を聞き入れているということもございますので、内部検討をされるときには是非、そういったことも、今あるシステムを十分使ってやられるという。アンケート用紙を配られるということも大事でしょうけれども、そういう方法もあるでしょうけれども、やはり I T にかかわってもう設備が整っていますから、その辺の有効活用は是非していただきたいと思いますが、その考えについて伺います。

省エネルギービジョンの策定ですが、項目内容は理解しましたが、委託業務の中に特定の民間等に対する委託というのは含まれているのでしょうか。これらについて伺います。

それと、最後の本町地区の住宅の建て替えに含まさって 12 戸については 8 月中とありますが、これら一連の建て替え事業に、建て替えじゃないですね。次年度以降は 12 戸は建て替えになりません。多分これ、新規建物になるのでしょうか。一連の考え方というか、コンセプトはきちっと統一されているのか。なぜかという、私は過去に質問をしましたが、現在建て直そうとする 1 戸 4 棟につきましては、町長宅の横ということです。一部商業施設が入り、今度一般住宅が入るということの中で、一つの方針が途中変更されたような形の中で統一性に欠けているというような中から見て、今後の 12 戸についてのコンセプトはどういうふうに考えておられるのか。その辺をお伺いします。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） この住基のカードの種類ですけれども、これにつきましては総務省の省令の方で決定されているところでございまして、うちの方で作ることにはなっておりませんが、写真の付いていないと言いますか、張らない部分につきましては主に住民票の広域的な交付に使われるというものだと思います。それと写真の添付されているものについては、身分証明等としても活用できるというものもございまして、それらでこう分けたのかなと思っております。それとまた、このカードの利用方法につきましても、庁舎内で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 省エネビジョンの関係でありますけれども、ご質問は委託の対象というふうなことかと思っておりますけれども、この省エネビジョンそのものにつきましては分野を5つに分けて、各分野における実態なり方策を検討するというふうになってございます。その分野と申しますのは、産業部門、一般家庭部門、事業所部門、運輸部門、公共部門ということになっておりまして、これらいずれの部門についても調査をし、方策を検討するというような内容でございます。

○議長（本保証喜） 建設部長。

○建設部長（三井巖） 本町地区に今、公営住宅を建てようとする考え方でございますけれども、以前に申し上げておりますとおり、旭町地区の建て替え事業の一貫としてやっているわけでございまして、その中でも特に交通弱者の問題、あるいは本町地域の定住人口が減っている状況等々から、それらに対応する住宅をより中心市街地に近いところに求めようというところから始まってきたわけでございます。

その中で、俗に言う民間の活力を借りながらやろうとした時期もあったのでございますけれども、これもなかなか進まなかったということから、町の所有地、あるいはなるべく近いところでまとまった土地をとということで検討してきた経過がございます。そういう意味では、今までの旭町の公営の建て替えから始まった一連の中では決してずれているものでもないし、一貫性があるやっていると申すように自分では感じているところでございます。以上です。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

中橋議員のほかにございませんか。

この際、11時15分まで休憩をいたします。

（休憩 10：56）

（再開 11：15）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋議員。

○2番（中橋友子） ページ数では、先ほどの永井議員の質問と関連することがあります。

15ページの委託料ですが、5目環境衛生の委託料です。説明を聞いていまして、まずこの委託先というのがどこになるのかということと、それから5項目にわたって全般的に調査されるということですが、これは幕別の全体にかかわって調査をやられる、部分的に行うということではなくて、全体的に調査を行って計画に生かしていくという、そういう考えを持ってやられていくのでしょうか。

それと、これは歳入の方にもなるのですけれども、実は11ページの諸収入、4項の雑入、ここにこの委託料の補助金として掲載されているのですけれども、普通であれば国だとか道の補助金の所に載るのですけれども、諸収入のところに載っているというのは珍しいなというふうに思ひまして、一体どこから補助金が出されてくるのかということです。

それと23ページ、6目の郷土館費。ふるさと館の屋根の改修をなされるということでありまして、このふるさと館につきましてはかなり老朽化していることもありまして、いろいろ手を入れていかなきゃならない、改修が求められてきたところなのですけれども、ただ一連のふるさと館そのものの将来と言いますか、新しく別な施設として整えられる構想も一度出されたこともありまして。あるいは、アイヌ文化館との関係ですとか、いろいろなことがありまして改修が遅れてきた経過があると思うのです。今回、こういうふうに提案されたということは、その辺が整理されて提案されていると思いますので、その経過について伺いたいのと、ふるさと館のこの建物そのものは旧ボーリング場であったと思うのですけれども、この耐用年数というのは、まだどのぐらいあるのか伺います。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 省エネビジョンの関係でございますけれども、まず1点目がどのような業者にとということでございますけれども、先ほど調整項目についてはご説明を申し上げましたとおり、かな

り専門的なノウハウを持っていなければやれないというようなことから、まだ予算が通ってからの話になりますけれども、専門的なノウハウを持った業者、コンサル的なところになるのかなと予想はしております。

それと、町全体に及ぶのかどうなのかということでございますけれども、5部門に分けたということで特にエネルギー温室効果ガスの発生が大きいところ、そういうものを5部門に網羅していくというように、これで町内全体が網羅できるというふうに考えております。

それと歳入の関係でございますけれども、これは新エネルギー産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOと言っている所でございます。国ではございませんので、原資は国からということになりますけれども国ではございませんので、諸収入に計上させていただいたということでございます。

○議長（本保証喜） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） ふるさと館の改修の件です。まず耐用年数なのですが、ふるさと館になる前、旧ボーリング場から数えますともう30年過ぎております。何と言いますか、もともとがボーリング場の建物ですからさほど頑丈にはできていない。一般の公共施設と違いまして。そんなようなことがあります。移転のことですとか、考古館との関係ですとか、いろいろなその解決しなきゃいけないことがずっと引きずっております。ただ施設自体は相当傷んでいまして、あの場所で全面改修となるとかなりの金額がかかるのです。それを今かけたとしても、先ほど申し上げました考古館との関係ですとか、あるいは全く別な場所へ移転するのだとかということが将来起きた場合、今大規模改修をやってしまうと、それがある意味で非効率なお金の使い方になってしまいます。そこで今回、どうしてもあそこの収蔵物を守ることと、それと一般の展示に支障がないという、ここのところを考えまして、どうしても必要なその屋根の改修という判断に立って、今回補正を出しております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 歳入の方はわかりました。これは、原資は国であって、国の要するに省エネ対策の一環でそういうその開発機構ができて、そこを通されて入ってくると、このこと私はちょっとわからないものですから。これはたまたま今回幕別がこの事業に取り組まれるのですが、そういうことであれば名乗りを上げたところがこの事業に結んでいくということになっていくのでしょうか。

それと郷土館のことですけれども、耐用年数30年というふうに受け止めたのですけれども、既にかかなり経過していますよね。使用して30年ということですか。あの建物自体の耐用年数というのは何年なのでしょう。

それと今のお話ですと、やはりこれからまだ整理されていくということで、途中だということで抑えていいのです。そうであれば、やはり私もこの程度といいますか、かなりふるさと館は今までたくさんの方が利用してこられていますし、それからジュニアスクールとしても好評ですし、貴重な資料館である、あるいは施設であると思うのです。ですからその将来の移転などは断ち切ったと、ここですとやっていくということであれば、一定の手を入れて改修が必要じゃないかなと思っていたものですからお尋ねしたのですが、そうでないということであれば部分的な改修で致し方ないと思うのです。それで耐用年数そのものはどのぐらいですか。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） NEDOの補助金との関係ですけれども、これは市町村からの申請に基づきまして、NEDOにおいて審査をし、決定がされるというような仕組みになっております。

○議長（本保証喜） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 建設年度が45年です。そして耐用年数が鉄骨造ですので45年でございます。そういう意味では、まだ耐用年数はあります。後、私の方で申し上げたいのは、選択の余地といいますか、今大規模改修をやるという意味はそこでお金をかける以上、これからしばらくの間あそこで、そのままということです。先ほど申し上げました考古館の関係ですとか、そういったことの最終結論というのがまだでておりませんので、この段階で将来を縛るという意味での大規模改修は見送っているということです。必要なところだけをさせていただきたいということです。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

佐々木議員。

○12 番（佐々木芳男） すみません、先ほど手を挙げませんで失礼しました。

2 点ほどお伺いしたいと思いますが、1 点は 20 ページの 2 目の都市計画管理のところでございますが、ここで細節の 16 ですか、環境整備資材等を含めて白人の森西コースを整備するというお話がございました。どの程度にやられるのか、どんな形になるのか、そこら辺がもしわかればお願いしたいというのが 1 点であります。

それから 22 ページですが、国際教育推進のところでございますが、トムソン君が今度帰国されるということですが、彼は非常にいろいろな場面で活躍してくれた方だろうというふうに考えます。そういった意味で、そのトムソン君の後任としてどんな方を、どこの国から選んでおられるのか、これからの見通しを、もしわかればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） ただいま質問がありました、白人の森西コースの整備についてでありますけれども、整備内容といたしまして、今考えておりますのは大きく分けて 4 点。1 点目といたしまして、以前コースとして使用しておりました、橋を渡ってスポーツセンターと川の間、こちらの方にコースを 4 ホールほど新たに造成をしたいと。併せまして 2 つ目に、コースの中央に今現在あります築山、これがコースのレイアウト上、どうしても支障があるというような話がありまして、これの撤去。3 点目にコースを分断しておりますヒバ、南北に走っているヒバでありますけれども、これが 15 本から 20 本程度ございます。これの撤去、伐採、伐根を含めて考えております。なお、ヒバの撤去、伐採につきましては、できる限り支障のないところは残すという方向で今考えているところであります。次にヒバの部分にいつも雨が降ると水が溜まるというようなことがございまして、ここの部分に排水管を設置する工事。これら以上 4 点を考えておりますけれども、大きくはコースのレイアウトが変わることによりまして、新たにグリーンを設置しなければならないと。新たに設置するグリーンの数 10 から 12 を考えております。

最後に原材料についてでありますけれども、この原材料につきましてはグリーン用の土の購入、これが約 300 立米ほど考えているところでございます。

なお、ここで一番原材料費がかかりますのは張り芝。張り芝、芝の購入費で、面積で 3,000 平米ほど今予定をしているところであります。

○議長（本保証喜） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 現国際交流員の後任の関係でございますけれども、現国際交流員は、この 4 月から 5 月にかけて急ぎ帰国されるというようなことでありまして、JET の方には当初からうちの方で申込みをしていない関係がありました。

したがって、管内及び道内等広く募集、公募いたしまして、その中から応募ありました方を選考していきたいと今考えているところでありまして、まだどのどういう方というようなことは今のところはまだ決定しておりません。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○12 番（佐々木芳男） まずパークゴルフの件ですけれども、これだけ整備をするということは国際的といいますか、大きな大会はこのサーモンではなくて、大体白人の森で開催するという構想なのか、それともサーモンコースも整備して大きい大会をあそこでやろうとされておられるのか、そこら辺ももしはっきりしていればお伺いしたい。

それから指導者の件ですけれども、これは学校の英語教育等にも非常に大事なことであり、いろいろな面で生かしていかなければいけないと思うわけですが、これ社会教育の中では一般の方々に関する影響力というのは非常に大きいわけです。したがって、そういった意味でできるだけそういった面で力のあるという表現はおかしいですけど、そういった可能性のある方を選択していただきまして、より早く着任していただくようにしていただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 先ほどのパークゴルフ場の造成にかかわって、つつじ、サーモンコース、主にサーモンコース過去3年ほど通年利用ができない、冠水被害を受けまして。そのような状況にある中、各種大会も含めまして広く道内、道外から来られる方につきましては、どうしても発祥の地の発祥のコースでやりたいと、プレーをしたいという方が多く来られているわけですが、主には大きな大会を開催するに当たりまして、通年利用ができない状況にありますことから、今回、白人の森の西コースの造成改修をするものであります。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題 一括質疑]

○議長（本保証喜） 日程第12、議案第47号、平成15年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）から、日程第16、議案第51号、平成15年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第47号、平成15年度幕別町老人保健特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,477万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、26億8,076万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては2ページ、3ページにございます、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

それでは歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金、2,477万9,000円の追加でございますが、平成14年度の精算にかかわりまして、支払基金及び北海道に対します精算還付にかかわります補正をいたすものでございます。

続きまして歳入でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目審査支払手数料交付金、62万9,000円の追加でございます。支払基金の方の審査支払手数料につきましては、逆に過年度分交付額が少なかったことから過年度分として62万9,000円の交付を受けるものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、1,557万3,000円の追加でございます。本目につきましても、14年度分の過年度分として国庫支出金については不足分を今回追加を受けるものでございます。

次のページになりますが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、857万7,000円の追加でございます。

以上で老人保健特別会計の説明を終わらせていただきます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第48号、平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、198万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10億7,211万8,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては9ページ、10ページにございます、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出からご説明を申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項介護認定審査会費、2目認定調査等費、198万4,000円の追加でございます。現在の保健師のうち、産休に入る保健師がおりますので、産休代替にかかわります臨時保健師の賃金及びそれにかかわります共済費を補正するものでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、2目事務費交付金、99万2,000円の追加でございます。

次のページになりますが、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、99万2,000円の追加でございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ、520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,023万9,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、15ページ、16ページにございます、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の補正でございますが、17ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正、追加でございます。配水管布設替事業として320万円、地方債を追加するものでございます。

歳出ですが、20ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、520万円の追加でございます。工事請負費として水道管の移設工事でございますが、道営畑草事業南幕別地区の1号農道工事にかかわります水道管の移設工事でございます。

歳入でございますが、18ページをお開きいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、200万円の追加でございます。移設工事にかかわります負担分でございます。

次のページになりますが、6款町債、1項町債、1目水道事業債、320万円の追加でございます。本事業にかかわります起債を追加するものでございます。

続きまして21ページをお開きいただきたいと思います。

議案第50号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、7,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15億4,194万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、22ページ、23ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の補正でありますが、24ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正、変更でございます。公共下水道建設事業として変更いたしますのは、2,400万円ほどの増額変更となるものでございます。

続きまして歳出でございますが、29ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、7,050万円の追加でございます。委託料でございますが、雨水設計委託料、それから次の汚水設計委託料、両細節とも道道幕別帯広芽室線の整備にかかわります工事にかかわる設計委託でございます。細節9番の下水道事業認可変更委託につきましては、都市計画区域の拡大に伴う認可変更に要する委託料でございます。

工事請負費でございますが、汚水管の新設工事でございます。あかしや幹のあかしや地区の污水枝線の工事にかかります追加補正でございます。

雨水管の新設工事につきましては、共栄町の雨水幹線の整備にかかります事業費の追加補正であります。

続きまして歳入でございますが、25 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、2,250 万円の追加でございます。国庫補助金の事業にかかります追加補正でございます。

次のページになりますが、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1,450 万円の追加でございます。一般会計からの事業費にかかります繰入れでございます。

次のページになりますが、6 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入、950 万円の追加でございますが、下水道管の移設に関する道道関係の移設補償費の歳入でございます。

次のページになりますが、7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、2,400 万円の追加でございます。

以上で、下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

続いて 30 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 51 号、平成 15 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

第 2 条のところでございますが、資本的収入、既決予定額、8,995 万円に 2,090 万円を追加し、1 億 1,085 万円と定めるものでございます。

資本的支出でございますが、既決予定額、2 億 5,360 万 9,000 円に對しまして、4,590 万円を追加し、2 億 9,950 万 9,000 円と定めるものでございます。

今、この資本的支出及び収入との差額分につきましては、当年度、第 2 条の分でございますけれども、損益勘定留保資金、1 億 6,365 万 9,000 円を 1 億 8,865 万 9,000 円に改めるものでございます。

第 3 条の地方債、企業債の関係でございますが、限度額を 6,520 万円と定めるものでございまして、460 万円ほどの増額となるものでございます。

続きまして 32 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、13 節の委託料でございますが、配水管の布設替調査委託料につきましては、道道幕別帯広芽室線の立体交差事業にかかります調査委託でございます。細節 4 と 5 につきましては、上水道の認可変更の関係でございますが、猿別浄水場の廃止に伴う認可変更にかかわる委託でございます。細節 5 番につきましては、広域水道から受水することに伴う施設関係の調査委託でございます。26 節の工事請負費でございますが、配水管の布設につきましては千住 12 号線の配水管布設整備工事。配水管の移設につきましては町道宝町東 1 条、泉町の 1 号通、土木費で計上しております配水管の補償工事にかかります事業の追加でございます。

前のページになりますが、資本的収入、1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、460 万円の追加でございます。

6 項負担金、1 目負担金、1,630 万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、5 議案について一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 47 号、平成 15 年度幕別町老人保健特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 48 号、平成 15 年度幕別町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決することに可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 49 号、平成 15 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 50 号、平成 15 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 51 号、平成 15 年度幕別町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 52 号、工事請負費契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第 52 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

契約の目的につきましては、桜町雨水幹線新設工事であります。

平成 15 年 6 月 18 日、藤原・丸朋経常建設共同企業体、堂前・森若経常建設共同企業体、帯東・森勝経常建設共同企業体、アスワン・下沢経常建設共同企業体、萬和・幕別興業共同企業体の 5 社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、8,568 万円をもちまして、アスワン・下沢経常建設共同企業体の落札となりましたことから、同企業体の代表者であります中川郡幕別町札内青葉町 308 番地、株式会社アスワン、代表取締役木川東洋治氏と契約を結ぼうとするものであります。

工期につきましては、平成 15 年 12 月 10 日を予定いたしております。

本工事につきましては、幕別町流域関連公共下水道事業計画に基づきまして、北栄地区の雨水を円滑に排除することを目的といたしまして、メン川排水区であります桜町雨水幹線を国庫補助の採択を受けまして整備するものであります。

施工場所につきましては、議案説明資料 1 ページを参照いただきたいと思います。

説明資料にありますように、幕別町札内桜町及び札内共栄町内の札内北大通から西町 20 号通への国道 38 号線横断部分であります。

工事の概要につきましては、工事延長 114.11m、管径につきましては 1,500 mm でありまして、国道の交通の妨げにならないように土圧式推進工法により施工するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 52 号、工事請負費契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 53 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 53 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

契約の目的につきましては、豊岡ゴミ処理場適正閉鎖工事であります。

平成 15 年 6 月 18 日、藤原・丸朋経常建設共同企業体、堂前・森若経常建設共同企業体、帯東・森勝経常建設共同企業体、アスワン・下沢経常建設共同企業体、萬和・幕別興業共同企業体の 5 社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、7,203 万円をもちまして、堂前・森若経常建設共同企業体の落札となりましたことから、同企業体の代表者であります、中川郡幕別町幸町 54 番地の 3、堂前建設株式会社、代表取締役堂前護氏と契約を結ぼうとするものであります。

工期につきましては、平成 15 年 12 月 20 日を予定いたしております。

工事概要でございますが、議案の説明資料の 2 ページ以下に位置図、計画平面図、整地横断図、排水計画平面図を添付させていただいておりますけれども、本工事につきましては、平成 14 年度より平成 17 年度までの 4 か年の豊岡ゴミ処理場適正閉鎖計画の平成 15 年度施工分であります。

今ご説明しましたように、それぞれの太枠に囲まれた部分を施行するものでありまして、主たる工事といたしましては運搬盛土 70,900 立米、張り芝工 7,400 平方メートル、排水工 465 メートルなどを実施するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 53 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明 20 日から 22 日までの 3 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、6月20日から6月22日までの3日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、6月23日午後2時からであります。

(11:48 散会)

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第2回幕別町議会定例会
(平成15年6月23日 13時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)
議事日程の報告(会議規則第21条)
- 日程第1 会議録署名議員の指名
14番 坂本 偉 15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝
- 日程第2 発議第5号 家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める要望意見書
- 日程第3 発議第6号 W T O 農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入等に関する要望意見書
- 日程第4 発議第7号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書
- 日程第5 陳情第2号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第5の2 発議第8号 30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第6 議員の派遣について
- 日程第7 閉会中の継続審査の申出 (総務文教常任委員会)
- 日程第8 閉会中の継続調査の申出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成15年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年 6 月23日
2. 招集の場所 幕別町役場 5 階議事堂
3. 開会・開議 6 月23日 13時58分宣告
4. 応 集 議 員 全議員
5. 出 席 議 員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 額額太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏	教育委員長 辺見政孝	教 育 長 沢田治夫
農業委員会会長 上田健治	総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三	札内支所長 額額良征	総務課長 菅 好弘
企画参事 飯田晴義	町民課長 熊谷直則	農林課長 増子一馬
保健福祉センター所長 佐藤昌親		

商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫	土地改良課長 土井昌一
施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博	糠内出張所長 横山義嗣
会計課長 堂前芳昭	経済部参事 古川耕一	学校教育課長 飛田 栄
生涯学習課長 長谷 繁	監査事務局長 森 広幸	
農業委員会事務局長 長屋忠弘		

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 議会提出議案

- 発議第5号 家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める要望意見書
- 発議第6号 WTO農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入等に関する要望意見書
- 発議第7号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書
- 陳情第2号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情 (総務文教常任委員会報告)
- 発議第8号 30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 議員の派遣について
- 閉会中の継続審査の申出 (総務文教常任委員会)
- 閉会中の継続調査の申出
- (総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

9. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

14番 坂本 偉 15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝

議 事 の 経 過

(平成15年 6 月23日 13:58 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名銀の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14 番坂本議員、15 番芳滝議員、16 番中野議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第2、発議第5号から日程第4、発議第7号までの3議案については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第5号から日程第4、発議第7号までの3議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第2、発議第5号、家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

千葉幹雄議員。

○19 番（千葉幹雄） 発議第5号、平成15年6月23日、幕別町議会議長本保証喜様、提出者幕別町議会議員千葉幹雄、賛成者幕別町議会議員前川敏春。

朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思います。

家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める意見書、上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める意見書。

北海道十勝の酪農・畜産については、口蹄疫や牛海綿状脳症（BSE）の影響から、食に対する安全対策（生産履歴管理等）及び社会経済情勢により国内需給率の低下から経営に不安視する向きもあるが、良質で安全な生産物の安定供給を図るため日々懸命な努力を続けている。

現在、地域における当面の重要課題である家畜排せつ物の処理・利用の適正化については、農業と並ぶ基幹産業である水産業や観光産業との共生を図る上でも積極的な対策が必要である。

しかしながら、十勝管内における対象戸数約2,500戸に対して適正化に順応できる施設整備戸数が平成15年3月末現在約1,000戸となり、60%の酪農・畜産農家は未整備な状況にあり、畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業予算が計画需要に応えられない情勢にある。このような状況にあっては平成16年11月の法施行実施後も未整備農家が多数存在することが懸念される。

このような状況の中、地域の環境条件を生かしながら自給飼料の向上など生産性の高い酪農・畜産経営の自立を目指しながら、地域と調和した環境保全に貢献できる農村として活性化を図っていくためには、将来を見据え北海道という地域の実情に即した対策が必要である。

ついては、法施行実施期までに100%の整備完了を期するため、畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業予算枠の大幅な拡大を強く求めるものである。

仮に、事業予算枠が現行枠に止まる状況であるならば、法の本格施行延期について検討することを求

めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年6月23日、北海道中川郡幕別町議会、提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、農林水産大臣、以上でございます。

よろしく御審議たまわりますようお願いいたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第5号、家畜ふん尿適正処理対策の促進を求める意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第6号、WTO農業交渉と環境等直後支払政策の早期導入等に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古川稔議員。

○13番（古川 稔） 発議第6号、平成15年6月23日、幕別町議会議長本保証喜様、提出者幕別町議会議員古川 稔、賛成者幕別町議会議員永井繁樹、同じく幕別町議会議員乾 邦広、同じく幕別町議会議員中橋友子、同じく幕別町議会議員佐々木芳男。

WTO農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入等に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

WTO農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入等に関する要望意見書。

WTO農業交渉は、9月の第5回閣僚会議に向け、3月に示されたモダリティ第1次改訂版に基づく交渉が進められている。第1次案改訂版は、第1次案同様に大幅な関税率引下げを求めるもので、断じて受け入れられない。

モダリティ第1次改訂版の撤回を強く求めるとともに、「多様な農業の共存」などを基本理念とする日本提案の実現に向けた交渉強化が必要である。

他方、我が国政府は、EUが提案したモダリティ案の支持を表明し、WTO農業交渉議長に伝えている。仮に、前回のUR農業合意を基本的な枠組みとするEU提案でモダリティが確立されたとしても、前回同様に我が国の農業・農村に大きな打撃を与えることは必至の情勢である。

国内農業・農村の持続的発展を期するためには、経営全体を捉えた経営所得安定政策及び環境等直接支払政策など、新たな農政の早期導入が不可欠である。

このため、WTO農業交渉における日本提案の実現、国内農業・農村の持続的発展を期す環境等直接支払政策の早期導入など下記事項を強く要望いたします。

記。1、WTO農業交渉において、「多様な農業の共存」を基本理念とする日本提案の実現を図ること。また、国内農業生産の維持を可能とする適正な国境措置や国内支持に関する適切な規律を確保するモダリティを確立すること。

2、2国間で関税を撤廃しあう自由貿易協定、FTAについては、既にゼロ関税にしている農畜産物を関税撤廃品目に数え、実質的に現状を維持した「シンガポール方式」を基本に臨むこと。

3、国内農業・農村の持続的発展を期するため、環境保全型農業等に対する直接支払や経営全体を捉えた経営所得安定政策の早期法制化などを図ること。

4、農業関連予算の組替えて、環境等直接支払・経営所得安定政策などに必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 15 年 6 月 23 日、北海道中川郡幕別町議会、提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣。以上です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第 6 号、WTO 農業交渉と環境等直接支払政策の早期導入等に関する要望意見書は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4、発議第 7 号、三位一体の改革の早期実現に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古川 稔議員。

○13 番（古川 稔） 発議第 7 号、平成 15 年 6 月 23 日、幕別町議会議長本保証喜様、提出者幕別町議会議員古川稔、賛成者幕別町議会議員乾 邦広。

三位一体の改革の早期実現に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

三位一体の改革の早期実現に関する意見書。

現下の地方財政は極めて危機的な状況にある。このような状況に至った背景には、バブル経済崩壊後の景気低迷により大幅な税収不足が生じたほか、国の景気対策による公共事業の追加や地方税を含めた政策減税の実施等、国の財政運営に伴い地方財政においても財源不足が拡大したという問題がある。

かかる危機的な財政状況を打開するためには、もとより地方も国とともに徹底した行財政改革を推進すべきであるが、我々は、財政構造改革の真髄は、地方税財政制度を地方分権時代に相応しいものに切り換えていくことにあると考える。

現在、三位一体の改革については、「骨太の方針第 2 弾」に基づき経済財政諮問会議において 6 月末を目途に改革案を取りまとめるべく、大詰めの検討作業が進められているところであるが、三位一体の改革は、あくまでも地方分権の理念の実現を基本に据えて推進していくべきものとする。

そのためには、歳出面において国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面においても、受益と負担の関係の明確化を図る観点から、地方歳入に占める地方税の割合を高めていくことが重要である。

よって、政府・国会においては、国から地方への税源移譲を基軸に、国庫補助負担金を廃止・縮減し、地方交付税については、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるための財源保障は国の責務であるとの観点から、地方交付税制度を堅持する立場に立ち、三位一体の改革を早期に実現するよう、また、その際、三位一体の改革は同時併行で一体のものとして相互にバランスを図りながら進めていくよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 15 年 6 月 23 日、北海道中川郡幕別町議会。提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、経済財政政策担当大臣、地方分権改革推進会議議長。以上。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第7号、三位一体の改革の早期実現に関する意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(本保証喜) 日程第5、陳情第2号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長古川 稔議員。

○13番(古川稔) 平成15年6月23日、幕別町議会議長本保証喜様、総務文教常任委員長古川 稔、総務文教常任委員会報告書。

平成15年6月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により、報告いたします。

委員会開催日、平成15年6月13日、1日間。

2、審査事件、陳情第2号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情の趣旨、政府は1985年度以降、教職員の旅費と教材費、恩給費、共済費の追加費用を地方自治体に負担転嫁してきたが、財政再建のため、さらに国庫補助金負担金の整理、合理化を進めようとしている。教職員の給与費国庫負担適用除外や負担割合の引下げは地方自治体の財政を一層逼迫させ、ひいては保護者負担の増大につながる。また、深刻化するいじめや不登校等の問題を解決するためには、30人以下学級を基本とした学級編成とゆとりのある教職員の配置が必須であり、保護者負担を軽減し、地域・家庭の教育環境向上のため、義務教育諸学校の教科書無償制度の継続や、私学助成の増額について引き続き関係機関に必要な措置を講ずるよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過、審査に当たっては、昨年提出された陳情の審査結果を踏まえるとともに、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために必要な事項であることから全会一致で結論をみた。

5、審査の結果、採択すべきものと決した。以上であります。

○議長(本保証喜) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第2号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長(本保証喜) 追加日程表配布のため暫時休憩をいたします。

(休憩 14:20)

(再開 14:22)

○議長(本保証喜) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、委員会付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長(本保証喜) 日程第5の2、発議第8号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、先に報告のありました総務文教常任委員会報告の陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し直ちに、採決いたします。

[採決]

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

発議第8号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長(本保証喜) 日程第6、議員の派遣の承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、7月3日、北見市で開催される北海道町村議会議長会主催による、平成15年度北海道町村議会議員研修会に全議員を、7月11日、本町、百年記念ホールで開催される北海道町村議会議長会主催による道東4支庁管内町村議会新任議員研修会に、牧野議員、堀川議員、前川雅志議員、芳滝議員、中野議員の5名を、8月22日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会広報研修会に議会広報特別委員会の全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり派遣することに決定いたしました。

[会期中の継続審査申出]

○議長(本保証喜) 日程第7、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長から、陳情第3号、教育基本法の堅持を求める意見書の提出を求める陳情は、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査申出]

○議長(本保証喜) 日程第8、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 15 年第 2 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 14 : 26)